関 原 発 第123号 2023年6月13日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号 関 西 電 力 株 式 会 社 執 行 役 社 長 森 望

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2022年12月23日付け関原発第565号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、枠囲みの内容は、 商業機密あるいは防護上の観点 から公開できません。

高浜発電所第1号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

		頁
1.	設計及び工事計画認可申請書補正項目を記載した書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-1
2.	補正を必要とする理由を記載した書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-2
3.	設計及び工事計画認可申請書補正内容及び補正を行う書類	T1-3

1. 設計及び工事計画認可申請書補正項目を記載した書類

補正項目

2022年12月23日付け関原発第565号をもって申請した設計及び工事計画認可申請書のうち、「I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」、「II. 工事計画」、「III. 工事工程表」、「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」、「V. 変更の理由」及び「VI. 添付書類」を補正し、その内容について「3. 設計及び工事計画認可申請書補正内容及び補正を行う書類」に示す。

2. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2022年12月23日付け関原発第565号にて申請した設計及び工事計画認可申請書について、記載の適正化を行うため補正する。

3. 設計及び工事計画認可申請書補正内容及び補正を行う書類

(1) 設計及び工事計画認可申請書補正内容

- a. I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b. II. 工事計画
- c. Ⅲ. 工事工程表
- d. IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
- e. V. 変更の理由
- f. VI. 添付書類

(2) 補正を行う書類

補正を行う書類の一式を別紙1に示す。

補正を行う書類

- 1. I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. Ⅱ. 工事計画
- 3. Ⅲ. 工事工程表
- 4. IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
- 5. V. 変更の理由
- 6. VI. 添付書類

1. I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 関西電力株式会社

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

代表者の氏名 執行役社長 森 望

2. Ⅱ. 工事計画

Ⅱ. 工事計画

発電用原子炉施設

1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 高浜発電所

所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦

2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力 3,392,000 kW

第1号機 826,000 kW (今回申請分)

第2号機 826,000 kW

第3号機 870,000 kW

第 4 号機 870,000 kW

周波数 60 Hz

【申請範囲】 (変更の工事に該当するものに限る)

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

- 6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- (1) 基本設計方針
- (2) 適用基準及び適用規格
- 7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

計測制御系統施設 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)

- 2 制御材
- (1)制御棒
 - 制御棒

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち制御棒は、計測制御系統施設のうち制御材と兼用しているものと兼用していないものがあり、兼用しているものについては、本設計及び工事の計画で計測制御系統施設のうち制御材との兼用を廃止することとし、「表2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の兼用設備リスト」を削除するとともに、兼用していないものについては廃止することとする。

(1) 基本設計方針

申請に係る部分に限る。

変更前	変更後
用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準	
に関する規則」の第2条(定義)による。	
それ以外の用語については以下に定義する。	
1. 設置許可基準規則第 12 条第 2 項に規定される「安全機能を有	
する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有す	
るもの」(解釈を含む。)を重要施設とする。(以下「重要施	
設」という。)	変更なし
2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設	
とする。(以下「安全施設」という。)	
3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有	
するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」とい	
う。)	

変更前変更前

第2章 個別項目

2. 燃料貯蔵設備

新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等を必要に 応じて貯蔵することができる容量を有する設計とする。

新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有し、また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心燃料の約 相当数の燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。

燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、原子炉補助建屋内に設置し、適切な格納性と換気空調系を有する区画として設計する。

燃料貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、フェンス等による立入制限区域を設け、施錠できる設計とする。

新燃料貯蔵設備は、原子炉補助建屋内の独立した区画に設け、 キャン型のラックに新燃料を1体ずつ挿入して貯蔵する構造とす る。乾燥状態で貯蔵し、浸水することのない構造とし、さらに、

第2章 個別項目

2. 燃料貯蔵設備

新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等を必要に 応じて貯蔵することができる容量を有する設計とする。

新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有し、また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心燃料の約 相当数の燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。

燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、原子炉補助建屋内に設置し、適切な格納性と換気空調系を有する区画として設計する。

燃料貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、フェンス等による立入制限区域を設け、施錠できる設計とする。

新燃料貯蔵設備は、原子炉補助建屋内の独立した区画に設け、 キャン型のラックに新燃料を1体ずつ挿入して貯蔵する構造とす る。乾燥状態で貯蔵し、浸水することのない構造とし、さらに、

排水口を設ける。また、水消火設備は設けない。

新燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて 以下で臨界に達するおそれがない設計とする。さらに、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても臨界未満となるよう設計する。

使用済燃料貯蔵設備(1号機並びに3号機原子炉補助建屋内1・2・3・4号機共用、並びに4号機原子炉補助建屋内1・2・3・4号機共用)は、新燃料及び原子炉容器から取り出した使用済燃料を鉛直に保持し、ほう酸水中に貯蔵するためのアングル型の使用済燃料ピットラックを配置し、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入して貯蔵する構造として、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達するおそれがない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満た された場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて0.98以下 で臨界に達するおそれがない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内 張りの水槽(使用済燃料ピット)とし、使用済燃料ピットから放 射性物質を含む水があふれ、又は漏れない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の上部に十分な水深を確保

変更後

排水口を設ける。また、水消火設備は設けない。

新燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて 以下で臨界に達するおそれがない設計とする。さらに、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても臨界未満となるよう設計する。

使用済燃料貯蔵設備(1号機並びに3号機原子炉補助建屋内 1・2・3・4号機共用、並びに4号機原子炉補助建屋内1・ 2・3・4号機共用)は、新燃料及び原子炉容器から取り出した 使用済燃料を鉛直に保持し、ほう酸水中に貯蔵するためのアング ル型の使用済燃料ピットラックを配置し、各ラックのセルに1体ず つ燃料集合体を挿入して貯蔵する構造として、想定されるいかな る状態においても燃料が臨界に達するおそれがない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満た された場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて0.98以下 で臨界に達するおそれがない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内 張りの水槽(使用済燃料ピット)とし、使用済燃料ピットから放 射性物質を含む水があふれ、又は漏れない設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の上部に十分な水深を確保

し、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放 射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする 設計とする。

また、万一、使用済燃料ピットから漏えいを生じた場合には、 使用済燃料ピットに燃料取替用水タンクからほう酸水を注水でき る設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、ステンレス鋼内張りの水槽(使用済燃料ピット)とし、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避けることができ、その機能が損なわれない設計とする。

燃料体等の落下に関しては、模擬燃料集合体の気中鉛直及び斜め落下試験(以下「落下試験」という。)での最大減肉量を考慮しても使用済燃料ピットの機能が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する。

また、重量物の落下に関しては、落下時の衝突エネルギーが落下試験より小さい設備等は適切に落下防止するとともに落下形態を含めて落下試験結果に包絡されるため、落下時の衝突エネルギーが落下試験より大きい設備等に対して、以下のとおり適切な落

変更後

し、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放 射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする 設計とする。

また、万一、使用済燃料ピットから漏えいを生じた場合には、 使用済燃料ピットに燃料取替用水タンクからほう酸水を注水でき る設計とする。

使用済燃料貯蔵設備は、ステンレス鋼内張りの水槽(使用済燃料ピット)とし、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避けることができ、その機能が損なわれない設計とする。

燃料体等の落下に関しては、模擬燃料集合体の気中鉛直及び斜め落下試験(以下「落下試験」という。)での最大減肉量を考慮しても使用済燃料ピットの機能が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する。

また、重量物の落下に関しては、落下時の衝突エネルギーが落下試験より小さい設備等は適切に落下防止するとともに落下形態を含めて落下試験結果に包絡されるため、落下時の衝突エネルギーが落下試験より大きい設備等に対して、以下のとおり適切な落

下防止対策を施し、使用済燃料ピットの機能を維持する設計とする。

なお、漏えい検知溝のうち、溝上部に使用済燃料ピットラック 等が設置されていない部分については、使用済燃料ピットクレーンの吊荷の移動を制限する措置として、制限装置及びホイスト制 限板を使用済燃料ピットクレーン等に設置し、燃料ピットクレーン走行時の自動停止及びホイスト移動時の物理的制限を行うこと により、漏えい検知溝上への落下を防止する設計とする。

- ・使用済燃料ピットからの離隔を確保できる重量物については、 使用済燃料ピットへ落下するおそれがないよう、転倒を仮定し ても使用済燃料ピットに届かない距離に設置する。また、転倒 防止のため床面や壁面へ固定する。
- ・補助建屋クレーンは、使用済燃料ピット上部に一部走行レールがあるが、ピット上部を走行させないために走行範囲を制限する措置として使用済燃料ピットの手前にリミットスイッチを設置し補助建屋クレーンを自動停止させる。また、その先に車輪止めを設けること及び補助建屋の構造上、吊り上げられた使用済燃料輸送容器等重量物が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。

変更後

下防止対策を施し、使用済燃料ピットの機能を維持する設計とする。

なお、漏えい検知溝のうち、溝上部に使用済燃料ピットラック 等が設置されていない部分については、使用済燃料ピットクレーンの吊荷の移動を制限する措置として、制限装置及びホイスト制 限板を使用済燃料ピットクレーン等に設置し、燃料ピットクレーン走行時の自動停止及びホイスト移動時の物理的制限を行うこと により、漏えい検知溝上への落下を防止する設計とする。

- ・使用済燃料ピットからの離隔を確保できる重量物については、 使用済燃料ピットへ落下するおそれがないよう、転倒を仮定し ても使用済燃料ピットに届かない距離に設置する。また、転倒 防止のため床面や壁面へ固定する。
- ・補助建屋クレーンは、使用済燃料ピット上部に一部走行レールがあるが、ピット上部を走行させないために走行範囲を制限する措置として使用済燃料ピットの手前にリミットスイッチを設置し補助建屋クレーンを自動停止させる。また、その先に車輪止めを設けること及び補助建屋の構造上、吊り上げられた使用済燃料輸送容器等重量物が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。

また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場 合は、使用済燃料ピットゲートを閉止すること及び使用済燃料 輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する事項を保安規定 に定め管理する。

- ・使用済燃料ピット竜巻飛来物防護対策設備は、基準地震動によ る地震荷重に対し、評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物 とならない設計とする。
- ・原子炉補助建屋の天井は、天井を支持する鉄骨梁及び柱が、基 準地震動に対して健全性が確保される設計とする。天井は、鋼 板の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造となっており、 地震によるコンクリート片の剥落のない設計とする。
- ・原子炉補助建屋内の壁は、梁や柱の外側に取り付け、使用済燃|・原子炉補助建屋内の壁は、梁や柱の外側に取り付け、使用済燃 料ピット内に落下しない設計とする。
- ・使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対 し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、 使用済燃料ピットへの落下物とならないことを確認する。
- ・使用済燃料ピットクレーン本体の健全性評価としては、吊荷の↓・使用済燃料ピットクレーン本体の健全性評価としては、吊荷の

変更後

また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場 合は、使用済燃料ピットゲートを閉止すること及び使用済燃料 輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する事項を保安規定 に定め管理する。

- ・使用済燃料ピット竜巻飛来物防護対策設備は、基準地震動によ る地震荷重に対し、評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物 とならない設計とする。
- ・原子炉補助建屋の天井は、天井を支持する鉄骨梁及び柱が、基 準地震動に対して健全性が確保される設計とする。天井は、鋼 板の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造となっており、 地震によるコンクリート片の剥落のない設計とする。
- 料ピット内に落下しない設計とする。
- ・使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対 し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、 使用済燃料ピットへの落下物とならないことを確認する。

変更前 変更後

有無、吊荷の位置を考慮しても、基準地震動によりホイスト支 柱等に発生する応力が許容応力以下であることを確認する。

- ・使用済燃料ピットクレーンの転倒落下防止評価としては、走行 レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具及び 横ずれ防止金具について、吊荷の有無、吊荷の位置を考慮して も、基準地震動により転倒防止金具、横ずれ防止金具の取付け ボルト等に発生する応力が許容応力以下であることを確認す る。
- ・使用済燃料ピットクレーンの走行レールの健全性評価として は、吊荷の有無、吊荷の位置を考慮しても、基準地震動により 基礎ボルト等に発生する応力が、許容応力以下であることを確 認する。
- ・使用済燃料ピットクレーンのワイヤ及びフックは、基準地震動により燃料集合体が一度浮き上がって落下した後の落下による衝撃荷重に対し、吊荷とクレーンが振れる際の位相差による相対速度まで考慮しても、吊荷を落下せず、安全に保持できる裕度を持って設計する。

使用済燃料は、使用済燃料ピットラックに貯蔵するが、使用済

有無、吊荷の位置を考慮しても、基準地震動によりホイスト支 柱等に発生する応力が許容応力以下であることを確認する。

- ・使用済燃料ピットクレーンの転倒落下防止評価としては、走行 レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具及び 横ずれ防止金具について、吊荷の有無、吊荷の位置を考慮して も、基準地震動により転倒防止金具、横ずれ防止金具の取付け ボルト等に発生する応力が許容応力以下であることを確認す る。
- ・使用済燃料ピットクレーンの走行レールの健全性評価として は、吊荷の有無、吊荷の位置を考慮しても、基準地震動により 基礎ボルト等に発生する応力が、許容応力以下であることを確 認する。
- ・使用済燃料ピットクレーンのワイヤ及びフックは、基準地震動により燃料集合体が一度浮き上がって落下した後の落下による衝撃荷重に対し、吊荷とクレーンが振れる際の位相差による相対速度まで考慮しても、吊荷を落下せず、安全に保持できる裕度を持って設計する。

使用済燃料は、使用済燃料ピットラックに貯蔵するが、使用済

燃料ピットラックに収納できないような破損燃料が生じた場合 は、使用済燃料ピット水の放射能汚染拡大を防ぐため使用済燃料 ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する設計とする。

使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。

使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用 済燃料ピットの注水機能喪失、使用済燃料ピット水の小規模な漏 えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計と する。

使用済燃料ピットは、可搬型代替注水設備による冷却及び水位 確保により使用済燃料ピットの機能を維持し、実効増倍率が最も 高くなる純水冠水状態においても実効増倍率は不確定性も含めて 0.98以下で臨界を防止できる設計とする。 (注1)

また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済 燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低 下が継続する場合に、臨界にならないよう配慮したラック形状、 燃料配置及び制御棒クラスタ若しくは使用済燃料ピット用中性子 吸収棒集合体(以下「使用済燃料ピット用中性子吸収体」とい う。) 配置において貯蔵領域を設定することにより、スプレイや │めの手順等で想定される注水、スプレイ及び蒸気条件のもと、制

変更後

燃料ピットラックに収納できないような破損燃料が生じた場合 は、使用済燃料ピット水の放射能汚染拡大を防ぐため使用済燃料 ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する設計とする。

使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。

使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用 済燃料ピットの注水機能喪失、使用済燃料ピット水の小規模な漏 えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保する設計と する。

使用済燃料ピットは、可搬型代替注水設備による冷却及び水位 確保により使用済燃料ピットの機能を維持し、実効増倍率が最も 高くなる純水冠水状態においても実効増倍率は不確定性も含めて 0.98以下で臨界を防止できる設計とする。

また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済 燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低 下が継続する場合に、可搬型スプレイ設備にて、使用済燃料ピッ トラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラ ック形状及び燃料配置において、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のた

変更前	変更後
蒸気条件においても臨界を防止する設計とする。	御棒クラスタ等の中性子吸収効果を考慮せずに実効増倍率が不確
	定性を含めて0.98以下で臨界を防止できる設計とする。
	未臨界性の確認における条件の設定に際しては、設計値等の現
	実的な条件を基本としつつ、原則、実効増倍率に対して余裕が小
	さくなるような設定とする。また、解析条件の不確かさ影響を考
	慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行う。
貯蔵領域は以下の方針に基づき、外周領域、中間領域及び中央	
領域を設計する。	
・領域の数を可能な限り少なくする。	
・低燃焼度の燃料を貯蔵する領域では、使用済燃料ピット用中	
性子吸収体の挿入なしで炉心から取り出した燃料が貯蔵でき	
る容量を確保する。	
・貯蔵領域において、最も反応度の高い燃料体等が当該領域の	
全てのラックに貯蔵された状態で未臨界を維持する。	
使用済燃料ラックは全424ラックで構成されており、長辺方向に	
27ラック、短辺方向に17ラックの長方形の配置から、キャナル入	
口側の角部(長辺方向に7ラック、短辺方向に5ラックの長方形)	
を切り欠いた配置形状である。	
外周領域は、長辺方向に27ラック、短辺方向に17ラックの長方	
形の最外周1列から切り欠き部(長辺方向に7ラック、短辺方向に5	

変更前変更前

ラック)を除いた73ラックとする。また、中間領域は外周領域の ラック配置から内側に長辺方向列は2列、短辺方向列は1列とし て、さらにラック配置の切り欠き部の外周2列を加えた計126ラッ クとする。残りの225ラックを中央領域とする。

各領域には、"初期濃縮度約4.6wt%、使用済燃料ピット用中性子吸収体なし"の条件下で"外周領域:0GWd/t以上、中間領域:20GWd/t以上、中央領域:50GWd/t以上"、"初期濃縮度約4.6wt%、使用済燃料ピット用中性子吸収体あり"の条件下で"外周領域:0GWd/t以上、中間領域:15GWd/t以上"、"初期濃縮度約4.0wt%、使用済燃料ピット用中性子吸収体なし"、"初期濃縮度約4.0wt%、使用済燃料ピット用中性子吸収体なし"の条件下で"外周領域:0GWd/t以上、中間領域:15GWd/t以上、中央領域:45GWd/t以上"、"初期濃縮度約4.0wt%、使用済燃料ピット用中性子吸収体なり"の条件下で"外周領域:0GWd/t以上、中央領域:10GWd/t以上、中央領域:0GWd/t以上、中央領域:10GWd/t以上、中央領域:0GWd/t以上、中央領域:10GWd/t以上"を貯蔵する設計とする。

燃料体等又は使用済燃料ピット用中性子吸収体の移動に際しては、未臨界が維持できることをあらかじめ確認している配置に基づき移動することを保安規定に定めて、臨界を防止できるよう管理する。

使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体は、20本の中性子吸収 棒をクラスタ状にし、これを燃料集合体内の制御棒案内シンブル 変更前変更前変更後

に挿入する。各中性子吸収棒は、中性子吸収材をステンレス鋼管に入れた構造で、制御棒クラスタと同様に中性子吸収材の材料に銀ーインジウムーカドミウム合金を使用し、外径を11.2mm、被覆管厚さを0.5mmとする。クラスタ全長は3,938mm及びクラスタ有効長さは3,607mmとし、クラスタたて及び横の長さは共に155.7mmとする。

使用済燃料ピット用中性子吸収棒集合体は、使用済燃料ピットにおける圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質、耐食性及び化学的安定性を保持する設計とする。

また、流路孔を有し、制御棒クラスタより軽量とすることで、 燃料体等の冷却性、使用済燃料ピットラック及び使用済燃料ピットクレーンの耐震性並びに使用済燃料ピットへの波及的影響の観 点から、悪影響を及ぼさない設計とする。

- 4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備
- (1)使用済燃料ピットクーラによる使用済燃料ピット水の冷却 使用済燃料貯蔵設備はポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料 ピット水冷却浄化設備を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡 変化時及び設計基準事故時(以下「通常運転時等」)において、 使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力 を有し、燃料体等が崩壊熱により溶融しない設計とする。使用済
- 4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備
- (1) 使用済燃料ピットクーラによる使用済燃料ピット水の冷却 変更なし

変更前 変更後

燃料ピット水冷却浄化設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

(2) 送水車による使用済燃料ピットへの注水

使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピットクーラの故障等による使用済燃料ピットの冷却機能の喪失又は燃料取替用水ポンプ、燃料取替用水タンク、2次系純水ポンプ(1・2号機共用)及び2次系純水タンク(1・2号機共用(以下同じ。))の故障等による使用済燃料ピットの注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等による使用済燃料ピット水の小規模な漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できるよう、可搬型代替注水設備(使用済燃料ピットへの注水)を設置する。

可搬型代替注水設備としては、送水車により、注水ラインを介 して使用済燃料ピットへ海水を注水できる設計とする。

送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の 喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵し ている燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量 を上回る補給量を有する設計とする。

(2) 送水車による使用済燃料ピットへの注水

使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピットクーラの故障等による使用済燃料ピットの冷却機能の喪失又は燃料取替用水ポンプ、燃料取替用水タンク、2次系純水ポンプ(1・2号機共用)及び2次系純水タンク(1・2号機共用(以下同じ。))の故障等による使用済燃料ピットの注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等による使用済燃料ピット水の小規模な漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できるよう、可搬型代替注水設備(使用済燃料ピットへの注水)を設置する。

可搬型代替注水設備としては、送水車により、注水ラインを介 して使用済燃料ピットへ海水を注水できる設計とする。

送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の 喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵し ている燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量 を上回る補給量を有する設計とする。 変更前 変更後

また、使用済燃料ピット出口配管の接続位置は、破損等により 使用済燃料ピット水が漏えいした場合においても、放射線業務従 事者の燃料取替時の放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を 満足できるよう、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位 を維持できる高さ以上とする。入口配管については、遮蔽必要水 位以下に水位が低下することを防止するため、上部にサイフォン ブレーカを設ける設計とする。

サイフォンブレーカは、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及 び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。

使用済燃料ピットは、可搬型代替注水設備による冷却及び水位 確保により使用済燃料ピットの機能を維持し、実効増倍率が最も 高くなる純水冠水状態においても実効増倍率は不確定性も含めて 0.98以下で臨界を防止できる設計とする。

用」、「2号機設備、重大事故等時のみ1・2号機共用」(以下 同じ。))よりタンクローリー(1・2号機共用(以下同 | 同じ。))よりタンクローリー(1・2号機共用(以下同 じ。))を用いて燃料を補給できる設計とする。

また、使用済燃料ピット出口配管の接続位置は、破損等により 使用済燃料ピット水が漏えいした場合においても、放射線業務従 事者の燃料取替時の放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を 満足できるよう、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位 を維持できる高さ以上とする。入口配管については、遮蔽必要水 位以下に水位が低下することを防止するため、上部にサイフォン ブレーカを設ける設計とする。

サイフォンブレーカは、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及 び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。

送水車は、燃料油貯油そう(「重大事故等時のみ1・2号機共| 送水車は、燃料油貯油そう(「重大事故等時のみ1・2号機共 |用|、「2号機設備、重大事故等時のみ1・2号機共用」(以下 じ。))を用いて燃料を補給できる設計とする。

使用済燃料ピットへの注水に使用する非常用取水設備の非常用海水路(1・2号機共用(以下同じ。))、海水ポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

(3)使用済燃料ピットへのスプレイ

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により 当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用 済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨 界を防止できるよう、可搬型スプレイ設備(使用済燃料ピットへ のスプレイ)を設置する。

なお、水位の異常な低下としては、可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する 場合を考慮する。

可搬型スプレイ設備として、送水車により、可搬型ホース及び スプレイヘッダを介して海水を使用済燃料ピットへスプレイでき る設計とする。

可搬型スプレイ設備は、燃料体等の著しい損傷の進行を緩和 し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することにより 大気への拡散を抑制するため、使用済燃料ピットの全面に向けて

変更後

使用済燃料ピットへの注水に使用する非常用取水設備の非常用海水路(1・2号機共用(以下同じ。))、海水ポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。

(3) 使用済燃料ピットへのスプレイ

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により 当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用 済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨 界を防止できるよう、可搬型スプレイ設備(使用済燃料ピットへ のスプレイ)を設置する。

なお、水位の異常な低下としては、可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合を考慮する。

可搬型スプレイ設備として、送水車により、可搬型ホース及び スプレイヘッダを介して海水を使用済燃料ピットへスプレイでき る設計とする。

可搬型スプレイ設備は、燃料体等の著しい損傷の進行を緩和 し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することにより 大気への拡散を抑制するため、使用済燃料ピットの全面に向けて

スプレイし、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩|スプレイし、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩 壊熱による蒸散量を上まわる量を使用済燃料ピット内へスプレイ する設計とする。使用済燃料ピット内へのスプレイ量は、試験に より確認する。また、使用済燃料ピットは、可搬型スプレイ設備 にて、使用済燃料ピットラック及び燃料体等を冷却し、臨界にな らないよう配慮したラック形状、燃料配置及び使用済燃料ピット 用中性子吸収体配置において、いかなる一様な水密度であっても 実効増倍率は不確定性を含めて 以下で臨界を防止できる設計 とする。

壊熱による蒸散量を上まわる量を使用済燃料ピット内へスプレイ する設計とする。使用済燃料ピット内へのスプレイ量は、試験に より確認する。

変更後

送水車は、燃料油貯油そうよりタンクローリーを用いて燃料を 補給できる設計とする。

使用済燃料ピットへのスプレイに使用する非常用取水設備の非 常用海水路(1・2号機共用(以下同じ。))、海水ポンプ室| は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することか ら、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を 行う。

(4)使用済燃料ピットへの放水

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因によ り、可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット水位が使用

送水車は、燃料油貯油そうよりタンクローリーを用いて燃料を 補給できる設計とする。

使用済燃料ピットへのスプレイに使用する非常用取水設備の非 常用海水路(1・2号機共用(以下同じ。))、海水ポンプ室 は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することか ら、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を 行う。

(4)使用済燃料ピットへの放水

変更なし

変更前	変更後
済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、	
使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和できる	
よう、放水設備(使用済燃料ピットへの放水)を設置する。	
放水設備(使用済燃料ピットへの放水)として、放水砲(1・	
2号機共用(以下同じ。))は、可搬型ホース(1・2号機共用	
(以下同じ。)) により海を水源とする大容量ポンプ (放水砲	
用)(1・2号機共用(以下同じ。))と接続することにより、	
原子炉補助建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が	
使用済燃料ピットに注水できる設計とする。	
	変更なし
使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合にお	
ける発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として	
放水設備(大気への拡散抑制)を設ける。	
大気への拡散抑制として、放水砲は、可搬型ホースにより海を	
水源とする大容量ポンプ(放水砲用)と接続することにより、原	
子炉補助建屋へ放水できる設計とする。大容量ポンプ(放水砲	
用)及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から	
原子炉補助建屋に向けて放水できる設計とする。	
大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車は、スプレイ	
ヘッダを介して原子炉補助建屋へ放水を行う設計とする。また、	

変更前 変更後 原子炉補助建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に 対応するため、泡混合器(1・2号機共用、1号機に保管(予備1 台(3号機設備、1・2・3・4号機共用、3号機に保管)) (以下同じ。)) (原子炉格納施設の設備で兼用)により泡消火 剤(4m³)と混合しながら原子炉補助建屋周辺へ放水できる設計と する。 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、 使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合におい て、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として重大事故等 対処設備(海洋への拡散抑制)を設ける。 変更なし 海洋への拡散抑制として、シルトフェンス(3号機設備、1・ 2・3・4号機共用、3号機に保管(以下同じ。)) (原子炉格 納施設の設備で兼用)は汚染水が発電所から海洋に流出する 箇所 (取水路側 箇所、放水口側 箇所) に設置できる設計とする。 シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するた め、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。保有数 は、各設置場所に必要な幅を有するシルトフェンスを1号機から 4号機で取水路側に幅約12m高さ約8mを2組(幅約12m/本を2本で1 組)、放水口側に幅約80m高さ約13mを2組(幅約20m/本を4本で1 組)、幅約70m高さ約6.5mを2組(幅約20m/本を3本、幅約10m/本を

1本で1組)、幅約10m高さ約10.5mを2組(幅約10m/本を1本で1

変更前	変更後
組)、幅約3.5m高さ約10.5mを2組(幅約3.5m/本を6本で1組)、幅	
約5m高さ約2mを2組(幅約5m/本を1本で1組)、保守点検内容は目	
視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保	
守点検用は考慮せずに、破損時のバックアップ用として1組(幅約	
20m/本を4本で1組) を保管する設計とする。	
(5)使用済燃料ピット水の水質維持	(5)使用済燃料ピット水の水質維持
使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の被覆が著しく腐食するお	変更なし
それがないよう、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット	
冷却装置を設け、フィルタ及び脱塩塔により、使用済燃料ピット	
水に含まれる固形状及びイオン状不純物を除去し、使用済燃料ピ	
ット水を適切な水質に維持できる設計とする。	
(6)使用済燃料ピット接続配管	(6)使用済燃料ピット接続配管
使用済燃料ピット冷却装置の取水のための配管は使用済燃料ピ	変更なし
ット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブ	
レーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口	
は設けない設計とする。	
(7)水源	(7)水源
発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等	変更なし
対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を	

変更前 変更後 供給するための設備として重大事故等対処設備(使用済燃料ピッ トへの注水)及び代替水源を設ける。 重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源 となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の使用済燃料 ピットへの注水として、使用済燃料ピットは複数の代替淡水源 (2次系純水タンク、1・2号機淡水タンク又は1次系純水タン ク)及び海を水源として使用する。海を水源とした送水車は、可 搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水できる設計とす る。送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油貯油そうよりタン クローリーを用いて補給できる設計とする。 変更なし 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、使用済燃 料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水 位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する 場合の使用済燃料ピットへのスプレイの水源として、海を使用す る。 海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピ ットへ水を供給できる設計とする。送水車燃料タンクへの燃料補 給は、燃料油貯油そうよりタンクローリーを用いて補給できる設 計とする。

変更前	変更後
放水砲は可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ(放	
水砲用)と接続することにより、原子炉補助建屋に大量の水を放	
水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる	
設計とする。	
代替水源からの移送ルートを確保し、移送ホース及びポンプに	
ついては、複数箇所に分散して保管する。	
5. 主要対象設備	5. 主要対象設備
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備に	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備に
ついて、「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備	ついて、「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備
リスト」に示す。	リスト」 ^(注2) に示す。
本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載され	
ない設備については「表2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	
の兼用設備リスト」に示す。	

- (注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書では「4. (2) 送水車による使用済燃料ピットへの注水」の項に記載
- (注2) 「表 1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」については、本設計及び工事の計画の申請に伴う変更はなく、令和2年2月19日付け原規規発第2002192号にて認可された工事計画による。

(2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に適用する共通項目の基準 及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水 防護施設の「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示 す。	変更なし
第2章 個別項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に適用する個別項目の基準 及び規格は以下のとおり。 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の 解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)	
・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈(平成 17年12月15日原院第5号)	変更なし
・消防法(昭和23年7月24日法律第186号)	
・クレーン構造規格(平成15年12月19日厚生労働省告示第399号)	
・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年	

変更前	変更後
8月30日原子力安全委員会決定)	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005	
年版)〈第Ⅰ編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2005)」 ^(注1)	
	変更なし
<u>・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005</u>	
年版(2007年追補版を含む。))〈第Ⅰ編 軽水炉規格〉(JSME S	
NC1-2005/2007)」 (注1)	

(注1) 記載の適正化を行う。基準及び規格名称の統一化(記載順序、半角全角等)

火災防護設備及び浸水防護施設の「(2)適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」については、令和4年5月30日付け原規規発第 22053014号にて認可された設計及び工事の計画による。 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目の適用基準及び適用規格として原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の適用基準及び適用規格を以下に示す。

変更前	変更後
第1章 共通項目	
原子炉冷却系統施設に適用する共通項目の基準及び規格につい	
ては、以下の基準及び規格並びに、火災防護設備、浸水防護施設	
の「適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。	
なお、以下に示す原子炉冷却系統施設に適用する共通項目の基	
準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1. 施設共	
通の適用基準及び適用規格(該当施設)」に示す。	
・建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)	
建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号)	変更なし
・福井県建築基準法施行細則(昭和47年4月25日福井県規則第41	
号)	
・高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)	
・消防法(昭和23年7月24日法律第186号)	
消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)	
消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)	

* 4 7	* T.//
変更前	変更後
・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する	
法律(平成12年5月8日法律第57号)	
┃ ・Eの数値を算出する方法並びにV ₀ 及び風力係数の数値を定める件	
(平成12年5月31日建設省告示第1454号)	
 ・危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年8月20日運輸省令第30	
号)	
・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準(昭和45年通商産	
業省告示第501号、昭和55年通商産業省告示第501号)	変更なし
・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する	
法律施行令第2条第2号の規定に基づき国土交通大臣が定める方	
 法等を定める告示(平成13年3月28日国土交通省告示第332号)	
│ ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の	
解釈 (平成25年6月19日原規技発第1306194号)	
所称(十度20年0月19日原规1X光粉1300194万)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の	
解釈(平成28年3月31日原規技発第1603318号)	

変更前	変更後
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の	
解釈(平成29年8月30日原規技発第1708302号)	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の	
解釈(平成29年11月15日原規技発第1711151号)	
・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の	
解釈(令和元年6月5日原規技発第1906051号)	
・発電用火力設備の技術基準の解釈(平成25年5月17日20130507商	
局第2号)	変更なし
・発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査	
指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	
・石油コンビナートの防災アセスメント指針(消防庁特殊災害	
室、平成25年3月)	
・実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について	
(平成21・06・25原院第1号(平成21年6月30日原子力安全・保	
安院一部改正))	

	変更前	変更後
	びその附属施設における破壊を引き起こす 解釈について(平成26年8月6日原規技発第	
• JIS G 3457 (1978)	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	
• JIS G 3454 (1978)	圧力配管用炭素鋼鋼管	
• JIS G 3141 (2011)	冷間圧延鋼板及び鋼帯	
• JIS G 3131 (2011)	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	変更なし
• JIS B 0203 (1999)	管用テーパねじ	
• JIS Z 9125 (2007)	屋内作業場の照明基準	
・日本電気協会「原 2008)」	子力発電所耐震設計技術規程 (JEAC4601-	
・日本電気協会「原 (JEAG4613-1998)」	子力発電所配管破損防護設計技術指針	

変更前	変更後
· 日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類 ·	
許容応力編(JEAG4601・補-1984)」	
・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987)」	
 ・日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1991	
追補版)」	
・日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針(JSME S	
012-1998)]	変更なし
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2002年改訂版) (JSME S NA1-2002)」	
┃ ┃・日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版)	
(JSME S NA1-2008)	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2012年版	
(2013年追補及び2014年追補を含む。)) (JSME S NA1-	
2012/2013/2014)]	

変更前	変更後
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2001)」	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 (2007年版) (JSME S NB1-2007) 」	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 (2012年版 (2013年追補を含む。)) (JSME S NB1-2012/2013)」	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2001)」	変更なし
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版) 〈第 I 編 軽水炉規格〉 (JSME S NC1-2005)」	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む。)) 〈第 I 編 軽水炉規格〉 (JSME S NC1-2005/2007)」	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2012年版)〈第 I 編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2012)」	

変更前	変更後
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格 (2012年版) (JSME S NJ1-2012) 」	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉 格納容器規格 (2003年版) (JSME S NE1-2003)」	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005) 【事例規格】過圧防護に関する規定 (NC-CC-001)」	
・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1-2001)及び(JSME S NC1-2005)【事例規格】発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002)」	変更なし
・コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕(土木学会、2002 年)	
・建築耐震設計における保有耐力と変形性能(日本建築学会、 1990年)	
・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法-	

変更前	変更後
(日本建築学会、1999年)	
・建築基礎構造設計指針(日本建築学会、1988年)	
·建築基礎構造設計指針(日本建築学会、2001年)	
・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築 学会、2005年)	
・建築物荷重指針・同解説(日本建築学会、2004年改定)	本 王 人 1
・鋼構造設計規準 -許容応力度設計法- (日本建築学会、2005年)	変更なし
・各種合成構造設計指針・同解説(日本建築学会、2010年)	
・建築工事標準仕様書・同解説JASS 5N原子力発電所施設における 鉄筋コンクリート工事(日本建築学会、2013年)	
・電気学会「電気規格調査会標準規格 同期機 (JEC-2130-2000)」	
・道路橋示方書・同解説 (I共通編・IV下部構造編) (日本道路	

変更前	変更後
協会、平成14年3月)	
・道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)(日本道路協会、平成 14年3月)	
・道路土工 切土工・斜面安定工指針(日本道路協会、平成21年 度版)	
・水道施設耐震工法指針·解説(日本水道協会、1997年)	
・地盤工学会「剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法 (JGS3521-2004)」	変更なし
・地盤工学会「地盤の平板載荷試験方法(JGS1521-2003)」	
・液状化対策工法(地盤工学会、2004年)	
・日本内燃力発電設備協会「可搬形発電設備技術基準(NEGA C331:2005)」	
• Pipe Flanges and Flanged Fittings(ASME B16.5-2009)	

変更前	変更後
• ASME SA216(1980)	
• ASTM A53(1981) Standard Specification for PIPE, STEEL, BLACK AND HOT-DIPPED, ZINC-COATED WELDED AND SEAMLESS	
• ASTM A296(1997) Standard Specification for CORROSION- RESISTANT IRON-CHROMIUM, IRON-CHROMIUM-NICKEL, AND NICKEL- BASE ALLOY CASTINGS FOR GENERAL APPLICATION	変更なし
• ASTM A193(1980) Standard Specification for ALLOY-STEEL, AND STAINLESS STEEL BOLTING MATERIALS FOR HIGH-TEMPERATURE SERVICE	

上記の他「原子力発電所の火山影響評価ガイド」、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」、「耐震設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

なお、表1については、令和3年2月8日付け原規規発第2102085号にて認可された設計及び工事の計画による。

7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

各施設区分共通の工事の方法を以下に示す。

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法は、「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。

変更前

変更後

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の 方法として、原子炉設置(変更)許可を受けた事項、及び「実用発電用原子炉及びその附 属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の要求事項に適合するため の設計(基本設計方針及び要目表)に従い実施する工事の手順と、それら設計や工事の手 順に従い工事が行われたことを確認する使用前事業者検査の方法を以下に示す。

これらの工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づいたものとする。

1. 工事の手順

1.1 工事の手順と使用前事業者検査

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事における工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図1に示す。

1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査

変更なし

主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図 2 に示す。

1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査

燃料体に係る工事の手順を使用前事業者検査との関係を含め図3に示す。

2. 使用前事業者検査の方法

構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法、機能及び性能を確認するために十分な方法、その他発電用原子炉施設が設計及び工事の計画に従って施設されたものであることを確認するために十分な方法により、使用前事業者検査を図1、図2及び図3のフローに基づき実施する。使用前事業者検査は「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセスにより、抽出されたものの検査を実施する。

また、使用前事業者検査は、検査の時期、対象、方法、検査体制に加えて、検査の内容と重要度に応じて立会、抜取り立会、記録確認のいずれかとすることを要領書等で定め 実施する。

変更前 変更前 変更後 2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査 2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査 構造、強度又は漏えいに係る検査ができるようになったとき、表 1 に示す検査 を実施する。

表1 構造、強度又は漏えいに係る検査(燃料体を除く)*1

検査項目			判定基準	
「設計及び工事に 係る品質マネジメ ントシステム」に記	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画の とおりであることを確認する。	設工認のとおり であること、技 術基準に適合す るものであるこ と。	
載したプロセスに より、当該工事にお ける構造、強度又は	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	設工認に記載されている主要寸法の計測値が、 許容寸法を満足すること。	
漏えいに係る確認事項として次に掲	外観検査	有害な欠陥がないことを確認 する。	健全性に影響を 及ぼす有害な欠 陥がないこと。	
げる項目の中から抽出されたもの。・材料検査	組立て及び据 付け状態を確 認する検査 (据付検査)	組立て状態並びに据付け位置 及び状態が工事計画のとおり であることを確認する。	設工認のとおり に組立て、据付 けされているこ と。	変更
・寸法検査	状態確認検査	評価条件、手順等が工事計画のとおりであることを確認する。	設工認のとおり であること。	なし
・外観検査・組立て及び据付け状態を確認する検査(据付検査)	耐圧検査**2	技術基準の規定に基づく検査 圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難 な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	検査圧力に耐え、かつ、異常 のないこと。	
・状態確認検査・耐圧検査・漏えい検査・原子炉格納施設	漏えい検査**2	耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。なお、漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	著しい漏えいのないこと。	
が直接設置される基盤の状態を確認する検査	原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	地盤の地質状況が、原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。	設工認のとおりであること。	
・建物・構築物の 構造を確認す る検査	建物・構築物 の構造を確認 する検査	主要寸法、組立方法、据付位置 及び据付状態等が工事計画の とおり製作され、組み立てられ ていることを確認する。 認対象に対して実施可能な検査を	設工認のとおりであること。	

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

※2:耐圧検査及び漏えい検査の方法について、表1によらない場合は、基本設計方針

の共通項目として定めた「耐圧試験等」の方針によるものとする。

2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査

主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。

(1) あらかじめ確認する事項

次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JSME S NB1-2007) 又は (JSME S NB1-2012/2013)」(以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部溶接士技能認証標準に従い、表2-1、表2-2に示す検査を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。

- ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通商産業省令第81号)第2条に基づき、通商産業大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。
- ・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備 技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。

変更なし

- ① 溶接施工法に関すること
- ② 溶接士の技能に関すること

なお、①又は②について、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されている ものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表 2-1、表 2-2 に示す検査は要さ ないものとする。

- ① 溶接施工法に関すること
 - ・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき 国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。
 - ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づく溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。
 - ・平成25年7月8日以降、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。
 - ・前述と同等の溶接施工法として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受 けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受

けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設をいう。

- ② 溶接士の技能に関すること
 - ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。
 - ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈 別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。

表 2-1 あらかじめ確認すべき事項(溶接施工法)

検査項目	検査方法及び判定基準
溶接施工法の 内容確認	計画している溶接施工法の内容が、技術基準に適合する方法であることを確認する。
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認 する。
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。
溶接作業中確認	溶接施工法及び溶接設備等が計画どおりのものであり、溶接条件等 が溶接検査計画書のとおりに実施されることを確認する。
外観確認	試験材について、目視により外観が良好であることを確認する。
溶接後 熱処理確認	溶接後熱処理の方法等が技術基準に基づき計画した内容に適合して いることを確認する。
浸透探傷試験 確認	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に おける開口した欠陥の有無を確認する。
機械試験確認	溶接部の強度、延性及び靭性等の機械的性質を確認するため、継手 引張試験、曲げ試験及び衝撃試験により溶接部の健全性を確認する。
断面検査確認	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法 により目視検査及びのど厚測定により確認する。
(判定) *1	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認された場合、当該溶接施工法は技術基準に適合するものとする。

※1:() は検査項目ではない。

変更前	変更後
-----	-----

表 2-2 あらかじめ確認すべき事項(溶接士)

検査項目	検査方法及び判定基準					
溶接士の試験内	検査を受けようとする溶接士の氏名、溶接訓練歴等、及びその者が行					
容の確認	う溶接施工法の範囲を確認する。					
材料確認	試験材の種類及び機械的性質が試験に適したものであることを確認す					
	る。					
開先確認	試験をする上で、健全な溶接が施工できることを確認する。					
溶接作業中	溶接士及びその溶接士が行う溶接作業が溶接検査計画書のとおりであ					
確認	り、溶接条件が溶接検査計画書のとおり実施されることを確認する。					
外観確認	目視により外観が良好であることを確認する。					
浸透探傷	技術基準に適合した試験の方法により浸透探傷試験を行い、表面に開					
試験確認	口した欠陥の有無を確認する。					
機械試験	曲げ試験を行い、欠陥の有無を確認する。					
確認						
断面検査	管と管板の取付け溶接部の断面について、技術基準に適合する方法に					
確認	より目視検査及びのど厚測定により確認する。					
(判定) *1	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが確認され					
	た場合、当該溶接士は技術基準に適合する技能を持った者とする。					

変更なし

※1:() は検査項目ではない。

(2) 主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項

発電用原子炉施設のうち技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号の主要な耐圧部の溶接部について、表3-1に示す検査を行う。

また、以下の①又は②に限り、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器に対してテンパービード溶接を適用することができ、この場合、テンパービード溶接方法を含む溶接施工法の溶接部については、表 3-1 に加えて表 3-2 に示す検査を実施する。

- ① 平成19年12月5日以前に電気事業法に基づき実施された検査において溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法
- ② 以下の規定に基づく溶接施工法確認試験において、溶接後熱処理が不要として適合性が確認された溶接施工法
 - ・平成 12 年 6 月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令 (昭和 45 年通商産業省令第 81 号)第 2 条に基づき、通商産業大臣の許可 を受けた特殊な溶接方法
 - ・平成12年7月以降に、一般社団法人日本溶接協会又は一般財団法人発電設備技術検査協会による確性試験による適合性確認を受けた特殊な溶接方法

	変更前	変更後
表 3-1	主要な耐圧部の溶接部に対して確認する事項	
検査項目	検査方法及び判定基準	
適用する溶接施工法、 溶接士の確認	適用する溶接施工法、溶接士について、表 2-1 及び表 2-2 に 示す適合確認がなされていることを確認する。	
材料検査	溶接に使用する材料が技術基準に適合するものであることを 確認する。	
開先検査	開先形状、開先面の清浄及び継手面の食違い等が技術基準に 適合するものであることを確認する。	
溶接作業検査	あらかじめの確認において、技術基準に適合していることが 確認された溶接施工法及び溶接士により溶接施工しているか を確認する。	
熱処理検査	溶接後熱処理の方法、熱処理設備の種類及び容量が、技術基準に適合するものであること、また、あらかじめの確認において 技術基準に適合していることを確認した溶接施工法の範囲に より実施しているかを確認する。	
非破壊検査	溶接部について非破壊試験を行い、その試験方法及び結果が 技術基準に適合するものであることを確認する。	
機械検査	溶接部について機械試験を行い、当該溶接部の機械的性質が 技術基準に適合するものであることを確認する。	変更
耐圧検査**1	規定圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないことを確認する。規定圧力で行うことが著しく困難な場合は、可能な限り高い圧力で試験を実施し、耐圧試験の代替として非破壊試験を実施する。 (外観の状況確認) 溶接部の形状、外観及び寸法が技術基準に適合することを確認する。	なし
(適合確認)※2	以上の全ての工程において、技術基準に適合していることが 確認された場合、当該溶接部は技術基準に適合するものとす る。	
※1:耐圧検査の方法につ	Dいて、表 3-1 によらない場合は、基本設計方針の共通項目	
として定めた「材料	科及び構造等」の方針によるものとする。	
※2:() は検査項目で	はない。	

変更前変更前

耒 3-2	溶接施工した構造物に対し	て確認する事項	(テンパービー	・ド溶接を適用する場合)
衣 3-2	- (61女)四ユ. し /こ1世,19 10/(こか) し			工役1女と10円9~20カロノ

4× -	0.2 俗波旭上した併旦物に対して確認する事項(アンバーロー)		1.週川			
検査 項目	検査方法及び判定基準	同種材 の溶接	クフッド 材の溶接	異種材 の溶接	バタリング 材の溶接	
材料給	1. 中性子照射 10 ¹⁹ nvt 以上受ける設備を溶接する場合に使用する溶接材料 の銅含有量は、0.10%以下であることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
 検 査	2. 溶接材料の表面は、錆、油脂付着及び汚れ等がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	1. 当該施工部位は、溶接規格に規定する溶接後熱処理が困難な部位であることを図面等で確認する。	適用	適用	適用	適用	
	2. 当該施工部位は、過去に当該溶接施工法と同一又は類似の溶接後熱処理が不要な溶接方法を適用した経歴を有していないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	
開	3. 溶接を行う機器の面は、浸透探傷試験又は磁粉探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用	
先	4. 溶接深さは、母材の厚さの2分の1以下であること。	適用	_	適用	_	
検 査	5.個々の溶接部の面積は650cm²以下であることを確認する。	適用	_	適用	_	
上	6. 適用する溶接施工法に、クラッド材の溶接開先底部とフェライト系母材との距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。	-	適用	_	_	
	7. 適用する溶接施工法に、溶接開先部がフェライト系母材側へまたがって設けられ、そのまたがりの距離が規定されている場合は、その寸法が規定を満足していることを確認する。	_	_	適用	_	
	自動ティグ溶接を適用する場合は、次によることを確認する。 1. 自動ティグ溶接は、溶加材を通電加熱しない方法であることを確認す	N/z 111	Note III	74: III	\s\r ==	
	る。 2. 溶接は、適用する溶接施工法に規定された方法に適合することを確認	適用	適用 	適用	適用	
	する。 ①各層の溶接入熱が当該施工法に規定する範囲内で施工されていること を確認する。	適用	適用	適用	適用	変更
溶接作	②2層目端部の溶接は、1層目溶接端の母材熱影響部(1層目溶接による粗粒化域)が適切なテンパー効果を受けるよう、1層目溶接端と2層目溶接端の距離が1mmから5mmの範囲であることを確認する。	適用	_	適用	_	なし
業機	③予熱を行う溶接施工法の場合は、当該施工法に規定された予熱範囲及び予熱温度を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
査	④当該施工法にパス間温度が規定されている場合は、温度制限を満足していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
	⑤当該施工法に、溶接を中断する場合及び溶接終了時の温度保持範囲と 保持時間が規定されている場合は、その規定を満足していることを確 認する。	適用	適用	適用	適用	
	⑥余盛り溶接は、1層以上行われていることを確認する。	適用	_	適用	_	
	⑦溶接後の温度保持終了後、最終層ビードの除去及び溶接部が平滑となるよう仕上げ加工されていることを確認する。	適用	_	適用	_	
	溶接部の非破壊検査は、次によることを確認する。					
	1.1層目の溶接終了後、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	_	_	_	
	2. 溶接終了後の試験は、次によることを確認する。					
非	①溶接終了後の非破壊試験は、室温状態で48時間以上経過した後に実施 していることを確認する。	適用	適用	適用	適用	
破壊	②予熱を行った場合はその領域を含み、溶接部は磁粉探傷試験又は浸透 探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	適用	適用	適用	
検	③超音波探傷試験を行い、これに合格することを確認する。	_	適用	適用	_	
	④超音波探傷試験又は2層目以降の各層の磁粉探傷試験若しくは浸透探 傷試験を行い、これに合格することを確認する。	適用	_	_	_	
	⑤放射線透過試験又は超音波探傷試験を行い、これに合格することを確 認する。	_	_	_	適用	
	3. 温度管理のために取り付けた熱電対がある場合は、機械的方法で除去し、除去した面に欠陥がないことを確認する。	適用	適用	適用	適用	

変更前変更前

2.1.3 燃料体に係る検査

燃料体については、以下(1)~(3)の加工の工程ごとに表 4 に示す検査を実施する。なお、燃料体を発電用原子炉に受け入れた後は、原子炉本体として機能又は性能に係る検査を実施する。

- (1) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る 試験をすることができる状態になった時
- (2) 燃料要素の加工が完了した時
- (3) 加工が完了した時

また、燃料体については構造、強度又は漏えいに係る検査を実施することにより、技術基準への適合性が確認できることから、構造、強度又は漏えいに係る検査の実施をもって工事の完了とする。

表 4 構造、強度又は漏えいに係る検査(燃料体)※1

検査項目		検査方法	判定基準			
(1) 燃料材、燃料被覆材その 他の部品の化学成分の分 析結果の確認その他これ らの部品の組成、構造又は	材料検査	使用されている材料の化学成分、機械的強度等が工事計画 のとおりであることを確認する。		変更		
強度に係る検査 (2) 燃料要素に係る次の検	寸法検査	主要寸法が工事計画のとおり であり、許容寸法内であるこ とを確認する。		なし		
査 一 寸法検査 二 外観検査	外観検査	有害な欠陥等がないことを確 認する。	乱て知のしよ			
三 表面汚染密度検査 四 溶接部の非破壊検査 五 圧力検査	表面汚染 密度検査	表面に付着している核燃料物 質の量が技術基準の規定を満 足することを確認する。	設工認のとおりであること と、技術基準に適合するも			
六 漏えい検査(この表の (3) 三に掲げる検査が 行われる場合を除く。)	溶接部の 非破壊検査	溶接部の健全性を非破壊検査 等により確認する。	のであること。			
(3) 組み立てられた燃料体 に係る次の検査	漏えい検査	漏えい試験における漏えい量 が、技術基準の規定を満足す ることを確認する。				
一 寸法検査二 外観検査三 漏えい検査(この表の	圧力検査	初期圧力が工事計画のとおり であり、許容値内であること を確認する。				
(2) 六に掲げる検査が 行われる場合を除く。) 四 質量検査	質量検査	燃料集合体の総質量が工事計画のとおりであり、許容値内であることを確認する。				

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.2 機能又は性能に係る検査

機能又は性能を確認するため、以下のとおり検査を行う。

ただし、表1の表中に示す検査により機能又は性能を確認できる場合は、表5、表6 又は表7の表中に示す検査を表1の表中に示す検査に替えて実施する。

また、改造、修理又は取替の工事であって、燃料体を挿入できる段階又は臨界反応操作を開始できる段階と工事完了時が同じ時期の場合、工事完了時として実施することができる。

構造、強度又は漏えいを確認する検査と機能又は性能を確認する検査の内容が同じ場合は、構造、強度又は漏えいを確認する検査の記録確認をもって、機能又は性能を確認する検査とすることができる。

2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査

発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になったとき表 5 に示す検査を実施する。

表 5 燃料体を挿入できる段階の検査※1

検査項目	検査方法	判定基準				
発電用原子炉に燃料	発電用原子炉に燃料体を挿入するにあた	原子炉に燃料体を				
体を挿入した状態に	り、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に	挿入するにあた				
おいて必要なものを	係る機能又は性能を試運転等により確認す	り、確認が必要な				
確認する検査及び工	るほか、発電用原子炉施設の安全性確保の	範囲について、設				
程上発電用原子炉に	観点から、発電用原子炉に燃料体を挿入し	工認のとおりであ				
燃料体を挿入する前	た状態において必要な工学的安全施設、安	り、技術基準に適				
でなければ実施でき	全設備等の機能又は性能を当該各系統の試	合するものである				
ない検査	運転等により確認する。	こと。				

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査

発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったとき、表 6 に示す検査を実施する。

変更前

表 6 臨界反応操作を開始できる段階の検査※1

検査項目	検査方法	判定基準
発電用原子炉が臨界	発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発	原子炉の臨界反応
に達する時に必要な	電用原子炉に燃料体を挿入した状態での確	操作を開始するに
ものを確認する検査	認項目として、燃料体の炉内配置及び原子	あたり、確認が必
及び工程上発電用原	炉の核的特性等を確認する。また、工程上	要な範囲につい
子炉が臨界に達する	発電用原子炉が臨界に達する前でなければ	て、設工認のとお
前でなければ実施で	機能又は性能を確認できない設備につい	りであり、技術基
きない検査	て、機能又は性能を当該各系統の試運転等	準に適合するもの
	により確認する。	であること。

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.2.3 工事完了時の検査

全ての工事が完了したとき、表7に示す検査を実施する。

表 7 工事完了時の検査※1

検査項目	検査方法	判定基準				
発電用原子炉の出力	工事の完了を確認するために、発電用原子	当該原子炉施設の				
運転時における発電	炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等	供用を開始するに				
用原子炉施設の総合	により、当該各系統の機能又は性能の最終	あたり、原子炉施				
的な性能を確認する	的な確認を行う。	設の安全性を確保				
検査、その他工事の完	発電用原子炉の出力を上げた状態における	するために必要な				
了を確認するために	確認項目として、プラント全体での最終的	範囲について、設				
必要な検査	な試運転により発電用原子炉施設の総合的	工認のとおりであ				
	な性能を確認する。	り、技術基準に適				
		合するものである				
		こと。				

※1:基本設計方針のうち適合性確認対象に対して実施可能な検査を含む。

2.3 基本設計方針検査

基本設計方針のうち「構造、強度又は漏えいに係る検査」及び「機能又は性能に係る 検査」では確認できない事項について、表8に示す検査を実施する。

表 8 基本設計方針検査

検査項目	検査方法	判定基準
基本設計方針検査	基本設計方針のうち表 1、表 5、表 6、表 7	「基本設計方針」
	では確認できない事項について、基本設計	のとおりであるこ
	方針に従い工事が実施されたことを工事中	と。
	又は工事完了時における適切な段階で確認	
	する。	

2.4 品質マネジメントシステムに係る検査

実施した工事が、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載したプロセス、「1. 工事の手順」並びに「2. 使用前事業者検査の方法」のとおり行われていることの実施状況を確認するとともに、使用前事業者検査で記録確認の対象となる工事の段階で作成される製造メーカ等の記録の信頼性を確保するため、表 9 に示す検査を実施する。

÷	表す 間負・インテン・インバン がに所る依丘							
検査項目	検査方法	判定基準						
品質マネジメントシ	工事が設工認の「工事の方法」及び「設計及	設工認で示す「設						
ステムに係る検査	び工事に係る品質マネジメントシステム」	計及び工事に係る						
	に示すプロセスのとおり実施していること	品質マネジメント						
	を品質記録や聞取り等により確認する。こ	システム」 及び「工						
	の確認には、検査における記録の信頼性確	事の方法」のとお						
	認として、基となる記録採取の管理方法の	りに工事管理が行						
	確認やその管理方法の遵守状況の確認を含	われていること。						
	せ。							

表 9 品質マネジメントシステムに係る検査

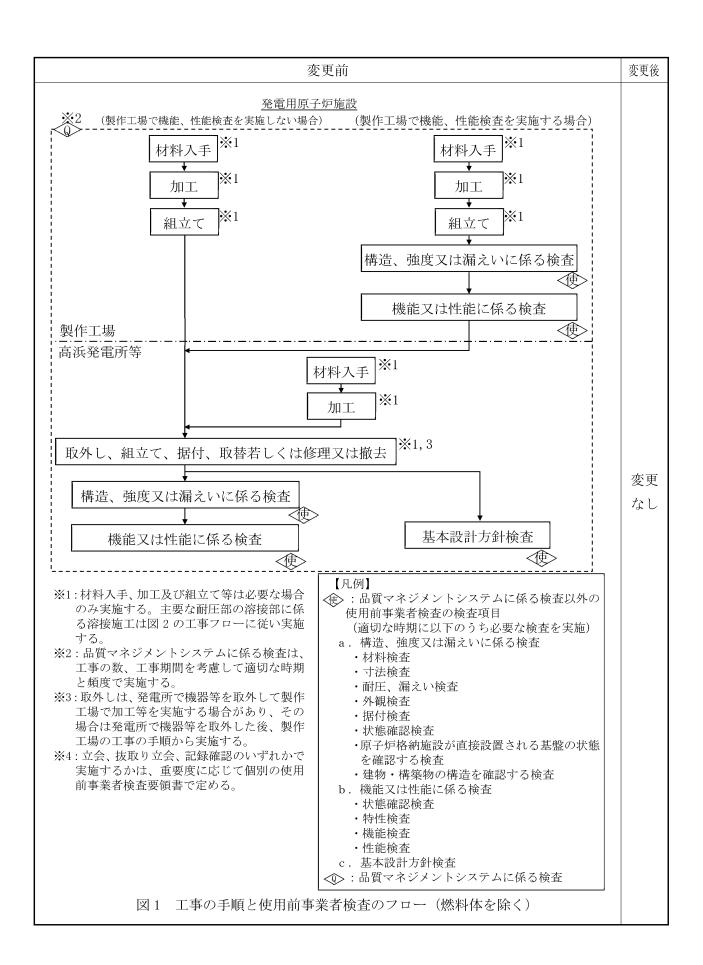
3. 工事上の留意事項

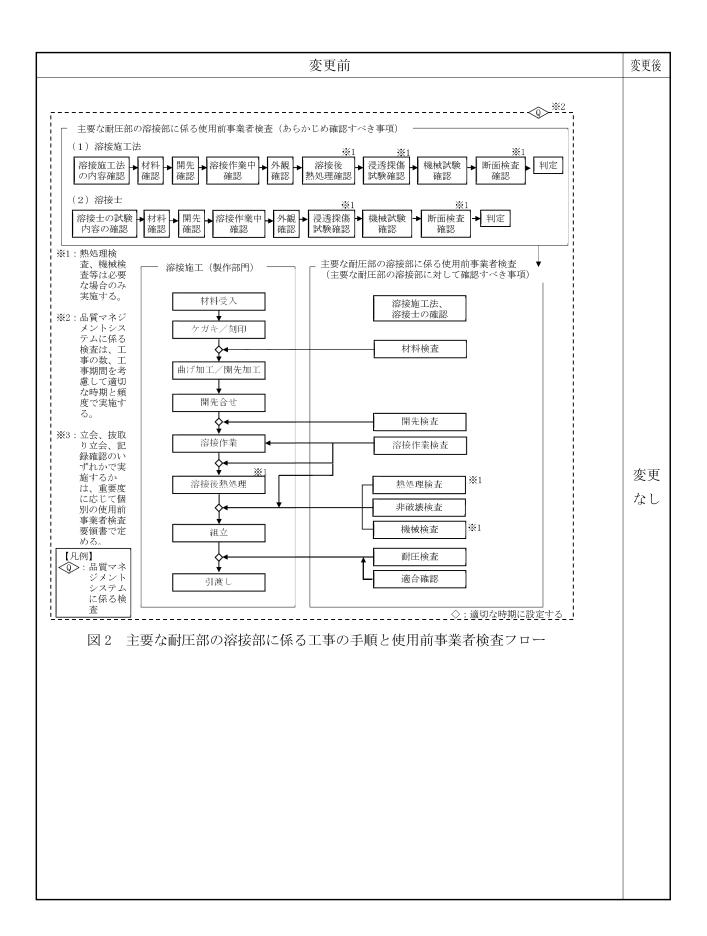
3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項

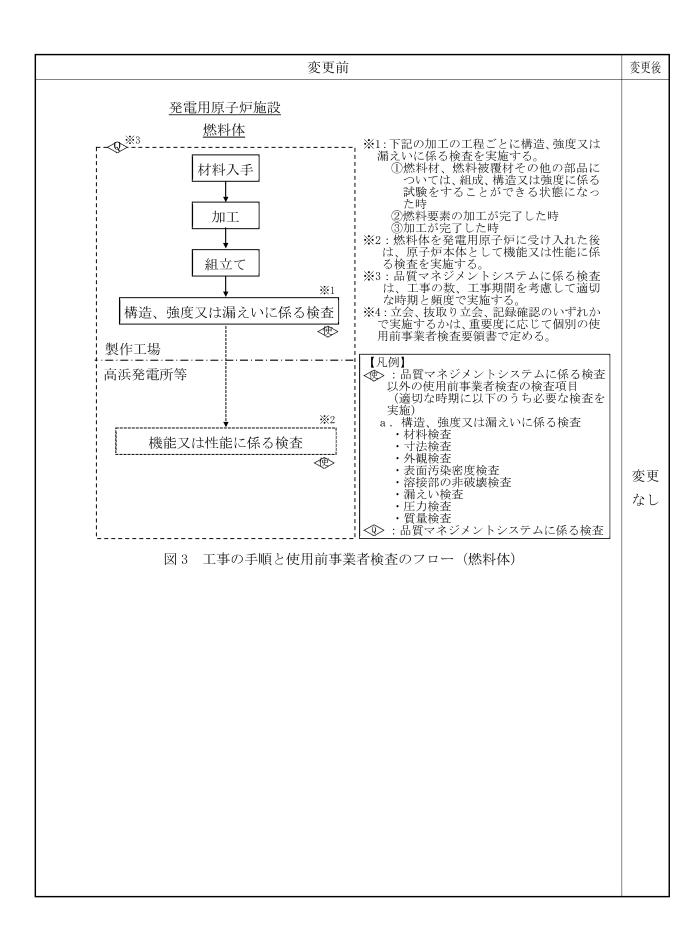
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事並びに主要な耐圧部の溶接部における工事の実施にあたっては、発電用原子炉施設保安規定を遵守するとともに、従事者及び公衆の安全確保や既設の安全上重要な機器等への悪影響防止等の観点から、以下に留意し工事を進める。

- a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。
- b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、 作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材か ら想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、 作業管理等の必要な措置を講じる。
- c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用 後の施設管理のための重要なデータを採取する。
- d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。
- e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。

- f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。
- g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。
- h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー(燃料体を除く)」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。
- i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。
- 3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項 燃料体の加工に係る工事の実施にあたっては、以下に留意し工事を進める。
- a. 工事対象設備について、周辺資機材、他の加工施設及び環境条件から波及的影響を受けないよう、隔離等の必要な措置を講じる。
- b. 工事を行うことにより、他の供用中の加工施設が有する安全機能に影響を与えないよう、隔離等の必要な措置を講じる。
- c. 工事対象設備について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを 採取する。
- d. 加工施設の状況に応じて、検査・試験等の各段階における工程を維持する。
- e. 工事対象設備について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう維持する。
- f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。
- g. 放射線業務従事者に対する適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。







計測制御系統施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあっては、次の事項

2 制御材に係る次の事項

(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数

以下の設備は、既存の計測制御系統施設のうち制御材(核燃料物質の取扱施設及び 貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備と兼用)であり、本設計及び工事計画で計測制御系 統施設のうち制御材とする。

							変更前	変更後
		名		乖	尔		制御棒 (注1)	制御棒
種					類	_	制御棒クラスタ	
組	成	制	í	御	材	_	銀ーインジウムーカドミウム合金	
反	応	度制	削御	能	力	$\Delta\mathrm{k/k}$	(最大反応度効果を有する クラスタ1本挿入不能時) 約 0.05	
停		止	余		裕	$\Delta\mathrm{k/k}$	(最大反応度効果を有する クラスタ1本挿入不能時) 0.0177 以上	
	ク	ラン	ス タ	全	長	mm	4, 025 (注2)	変更なし
	ク 有	ラ 効		ス 長	タさ	mm	3,607 (注2)	
主 要	ク	ラン	ス タ	た	て	mm	153. 4 (注2)	
主要寸法	ク	ラ	ス	タ	横	mm	153. 4 (注2)	
	制	御	棒	外	径	mm	11. 2 (注2)	
	制被	覆	御 管	厚	棒 さ	mm	0.5 (0.5 (注2))	
ク	ラ	ス	タ	個	数	_	48	

(注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備と兼用

(注2) 公称值

3. Ⅲ. 工事工程表

Ⅲ. 工事工程表

今回の設計及び工事の計画は、使用済燃料ピットの臨界評価方法等を変更するものであり、新規設備の設置等の現地工事は伴わない。

今回の工事の工程は以下のとおりである。

第1表 工事工程表

	年		2023	
項目	月	7	8	9
	現地工事期間	※ 1		
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	検査 工事完了時の検査をすることができるようになった時とができるようになった時間 とができるようになった時間 とができるようになった時間に係る検索をすることがで			※ 2
	時 伊 期 前 確 に係る検査をすることがで 認 きるようになった時			※ 2

※1:基本設計方針等の変更であり、工事を伴わないことから手続きの期間を示す。

※2:検査時期は、工事の計画の進捗等により変更となる可能性がある。

4. IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

Ⅳ. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

当社は、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「高浜発電所原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。) は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理 の方法、組織等の計画された事項を示したものである。

2. 適用範囲·定義

2.1 適用範囲

設工認品質管理計画は、高浜発電所1号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。

2.2 定 義

設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。

(1) 実用炉規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)をいう。

(2) 技術基準規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号)をいう。

(3) 実用炉規則別表第二対象設備

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。

(4) 適合性確認対象設備

設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。

3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム

計画に基づき以下のとおり実施する。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

設計、工事及び検査は、本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。

設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。

- 3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査
- 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。

設計・調達の管理に係るグレード分け(原子炉施設)

重要度**	グレードの区分
次のいずれかに該当する工事 ○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要 度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類 ○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区分が R3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備」 を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
上記以外の設備に係る工事	Cクラス

※:上記の「クラス1~3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1~3であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。

	発電への	安全上の機能別重要度区分						
影響度区分		クラ	ス1	クラ	ス2	クラス3		その他
影響及凸分	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	ての他	
	R1	A				D		
	R2					ь		
	R3						С	

R1:その故障により発電停止となる設備

R2:その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備(R1を除く)

R3:上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

設計・調達の管理に係るグレード分け(原子炉施設のうち重大事故等対処施設)

重要度	グレードの区分
○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備(常設設備)	SA常設
○重大事故等対処設備(可搬設備)	SA可搬(工事等含む) 又は SA可搬(購入のみ)

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計、工事及び検査の流れを第 3.2-1 図に示すとともに、設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第 3.2-1 表に示す。

なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請(届出)が不要な工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第 3.2-1 表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査 (以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。

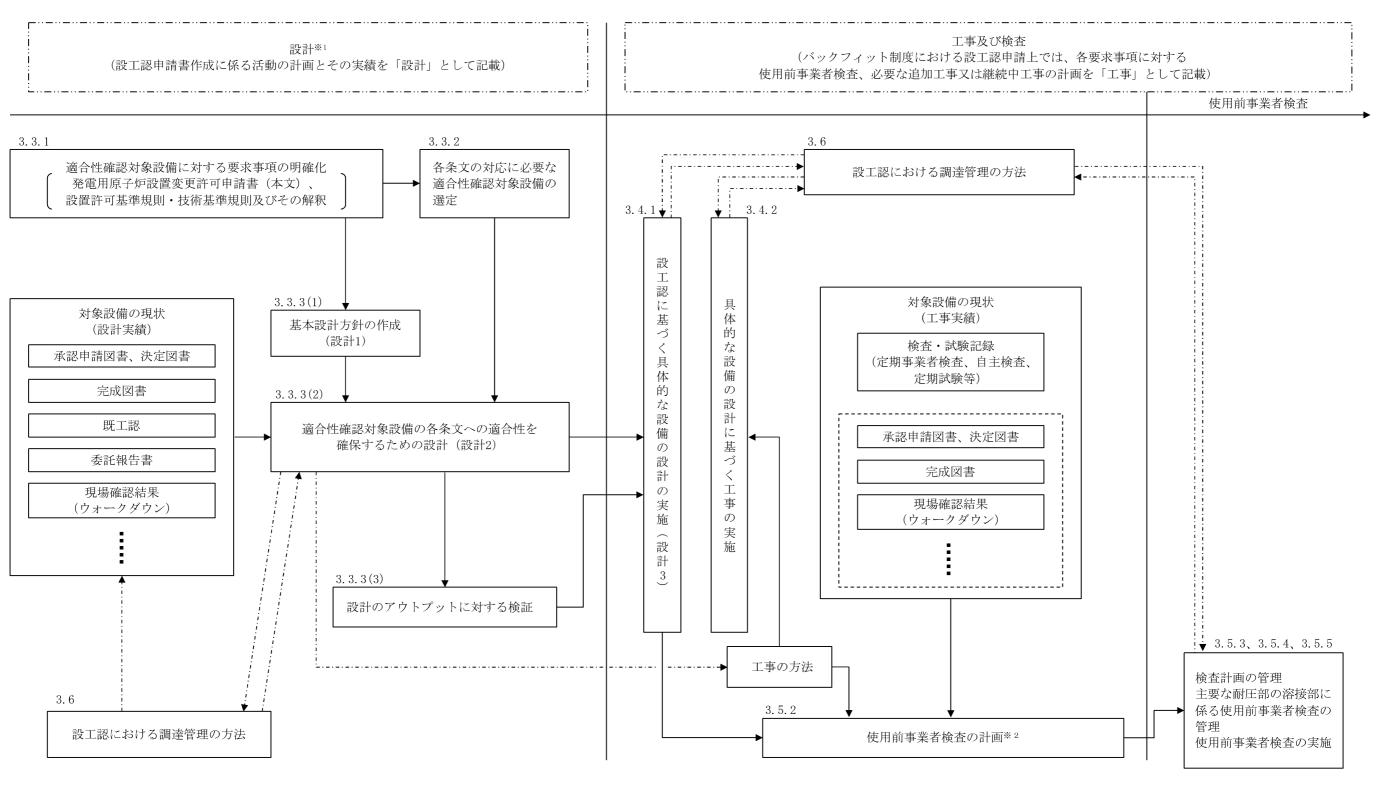
なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備 の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.3.3(1)基本設計方針の作成(設計1)」~「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。

第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

	現 安田 学 日 厳 コ 敬 工 敬 工 敬 工 敬 工 敬 工 敬 乙 敬 田 、 工 事 次 〇 恢 重 ッ 日 校 阳						
久		保安規定品質マネ ジメントシステム	概 要				
	各段階		計画の対応項目				
	。。 設計に係る品質管		7.3.1 設計開発計	 適合性を確保するために必要な設計			
	3. 3	政司に保る前負官 理の方法	1.3.1	適合性を確保するために必要な設計 を実施するための計画			
	3. 3. 1	適合性確認対象設	7.3.2 設計開発に	設計に必要な技術基準規則等の要求			
	※	備に対する要求事	用いる情報	事項の明確化			
		項の明確化 各条文の対応に必		 技術基準規則等に対応するための設			
	3. 3. 2	要な適合性確認対		投州 基準規則寺に対応 りるための設			
	3. 3. 2	象設備の選定		油・連用の抽口			
		基本設計方針の作	7.3.3 設計開発の	 要求事項を満足する基本設計方針の			
設	3. 3. 3 (1)	成(設計1)	結果に係る情報	安小事項を何足りる基本成司カ町の 作成			
設計	 **		加木に灰る旧型	1F/0X			
'''		適合性確認対象設	7.3.3 設計開発の	適合性確認対象設備に必要な設計の			
	3. 3. 3(2)	備の各条文への適	結果に係る情報	実施			
	*	合性を確保するた	The state of the s				
		めの設計(設計2)					
		設計のアウトプッ	7.3.5 設計開発の	基準適合性を確保するための設計の			
	3. 3. 3 (3)	トに対する検証	検証	妥当性のチェック			
	3. 3. 4	設計における変更	7.3.7 設計開発の	設計対象の追加や変更時の対応			
	*		変更の管理				
	0.4.1	設工認に基づく具体的な記憶の記載	7.3.3 設計開発の	設工認を実現するための具体的な設			
	3. 4. 1	体的な設備の設計	結果に係る情報	計			
	 	の実施(設計3)	7.3.5 設計開発の 検証				
		具体的な設備の設	1央証	 適合性確認対象設備の工事の実施			
	3. 4. 2	計に基づく工事の	_				
	3. 4. 2	実施					
		使用前事業者検査		適合性確認対象設備が、認可された設			
	3. 5. 1	での確認事項		工認に記載された仕様及びプロセス			
		1 Market 1 X		のとおりであること、技術基準規則に			
工工				適合していること			
事		使用前事業者検査		適合性確認対象設備が、認可された設			
及 び	1 2 4	の計画		工認に記載された仕様及びプロセス			
検			_	のとおりであること、技術基準規則に			
査				適合していることを確認する計画と			
				方法の決定			
	3. 5. 3	検査計画の管理		使用前事業者検査を実施する際の工			
				程管理			
		主要な耐圧部の溶		主要な耐圧部の溶接部に係る使用前			
	3. 5. 4	接部に係る使用前	-	事業者検査を実施する際のプロセス			
		事業者検査の管理	7 0 0 =n =1 == = = = = = = = = = = = = = = =	の管理			
	3. 5. 5	使用前事業者検査	7.3.6 設計開発の	適合性確認対象設備が、認可された設工製に記載された供養及びプロ			
調達		の実施	妥当性確認	工認に記載された仕様及びプロセス			
			8.2.4 機器等の検 査等	のとおりであること、技術基準規則に			
	3.6			適合していることを確認			
		設工認における調 達管理の方法	7.4調達 8.2.4 機器等の検	適合性確認に必要な、設計、工事及び 検査に係る調達管理			
	٥. ٥	建国理の万伝	8.2.4 機	1天耳に述る調達日生 			
Щ.			•	 で述べている「霕卦の久卧陛における			

※:「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階における レビュー」の各段階を示す。



※1:バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成(設計1)し、既に設置されている設備の状況を念頭 に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計(設計2)を行う業務をいう。

また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。

※2:条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法(代替確認の考え方を含む。)の決定とその実施を使用前事業者検査の計画と して明確にする。

第3.2-1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ

: 設工認の範囲

-----▶ : 必要に応じ実施する業務の流れ

- 3.3 設計に係る品質管理の方法
- 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するため に必要な要求事項を明確にする。

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性 確認対象設備(運用を含む。)に対する技術基準規則への適合性を確保するために、実際に 使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽 出する。

3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成(設計1)

「設計 1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)

「設計 2」として、「設計 1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備 に必要な詳細設計を実施する。

なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、設計1及び設計2の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響 を受けるものについて必要な設計を実施し、設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計(設計3)、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。

また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用し

て実施する。

3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかにより、設工認に基づく製品実現のための設備の具体的な設計(設計3)を実施する。

- ・自社で設計する場合
- ・「設計 3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、発電所組織の工事を主管する 箇所の長が調達管理として「設計 3」を管理する場合
- ・「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合
- ・「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計3」を管理する場合

3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及び プロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の 項目について検査を実施する。

- ①実設備の仕様の適合性確認
- ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。

②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。

また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、 使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.5-1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、 使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないこと を総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる 使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。

また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定 基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。

3.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成する。

使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理 する。

3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを 踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び 監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実

施する。

3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。

(1) 使用前事業者検査の独立性確保

使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。

(2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。

(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された 仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を 実施するための検査要領書を作成し、検査実施責任者が制定する。

実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(4) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。

第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

Ē	要求種別	IJ	確認項目	確認視点	主な検査項目
		設置	名称、取付箇	設計要求どおりの名称、取	据付検査
		要求	所、個数、設置	付箇所、個数で設置されて	状態確認検査
		安水	状態、保管状態	いることを確認する。	外観検査
			材料、寸法、耐	要目表の記載どおりである	材料検査
			圧・漏えい等の	ことを確認する。	寸法検査
			構造、強度に係		建物・構築物構造検査
			る仕様(要目		外観検査
	設計	機能	表)		据付検査
設備		要求 要求	系統構成、系統	実際に使用できる系統構成	状態確認検査
	安小		隔離、可搬設備	になっていることを確認す	耐圧検査
			の接続性	る。	漏えい検査
			上記以外の所	目的とする機能・性能が発	特性検査
			要の機能要求	揮できることを確認する。	機能・性能検査
			事項		
		評価	解析書のイン	評価条件を満足しているこ	内容に応じて、評価条
		要求	プット条件等	とを確認する。	件を設置要求、機能要
		女小	の要求事項		求の検査を適用
			手順確認	(保安規定)	状態確認検査
運用	運用要	東求		手順化されていることを確	
				認する。	

3.6 設工認における調達管理の方法

設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。

3.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分け を適用する。

(1) 調達文書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム 計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」という。)を作成し、供給者 の業務実施状況を適切に管理する。(「(2) 調達製品の管理」参照)

調達を主管する箇所の長は、一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般汎用品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を 満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

3.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

3.7.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、 保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切 に管理する。

(2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査 に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合に おいて、適用可能な図書として扱う。

(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、 (2)を用いて実施する。

3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

(1) 計量器の管理

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計量器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。

(2) 機器、弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は、機器、弁及び配管等について、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。

3.8 不適合管理

設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。

4	適合性確認対象設備の施設管理
т.	JPB 11 11.71E.010 7 1 37 12 1/H 47 1/H 47 1/H 12 E 27:

適合性確認対象設備の工事は、保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。

5. V. 変更の理由

V. 変更の理由

燃料取扱時における運用面の安全性向上を図るため、使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止並びに未臨界維持に係る燃料の初期濃縮度、燃焼度及び使用済燃料ピット用中性子吸収体の有無の条件による貯蔵領域の設定の廃止を行うことから、1号機の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針等の変更について申請を行う。

6. VI. 添付書類

VI. 添付書類

- 1. 添付資料
 - 資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
 - 資料2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達 しないことに関する説明書
 - 資料3 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

1. 添付資料

目 次

- 資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
 - 資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性
 - 資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性
- 資料 2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しない ことに関する説明書
- 資料3 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
 - 資料3-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
 - 資料3-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

月 次

- 資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
 - 資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性
 - 資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性

資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性

目 次

		貝
1.	概要	T1-添1-1-1
2.	基本方針 ·····	T1-添1-1-1
3.	記載の基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添1-1-1
4.	発電用原子炉の設置の許可との整合性	
3	丘、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	
	ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備	
	(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	T1-添1-1-=-1
	(ii) 使用済燃料貯蔵設備	
	a. 構造	
	b. 貯蔵能力	
	(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力 ····· T	`1-添1-1-=-13
	(iii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
	b. 使用済燃料ピット水位の異常低下時における使用済燃料ピット	
	内燃料集合体の損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低流	載

1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。) 第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の 3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するもの である。

2. 基本方針

設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和4年12月21日付け原規規発第2212211号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書)(以下「設置許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

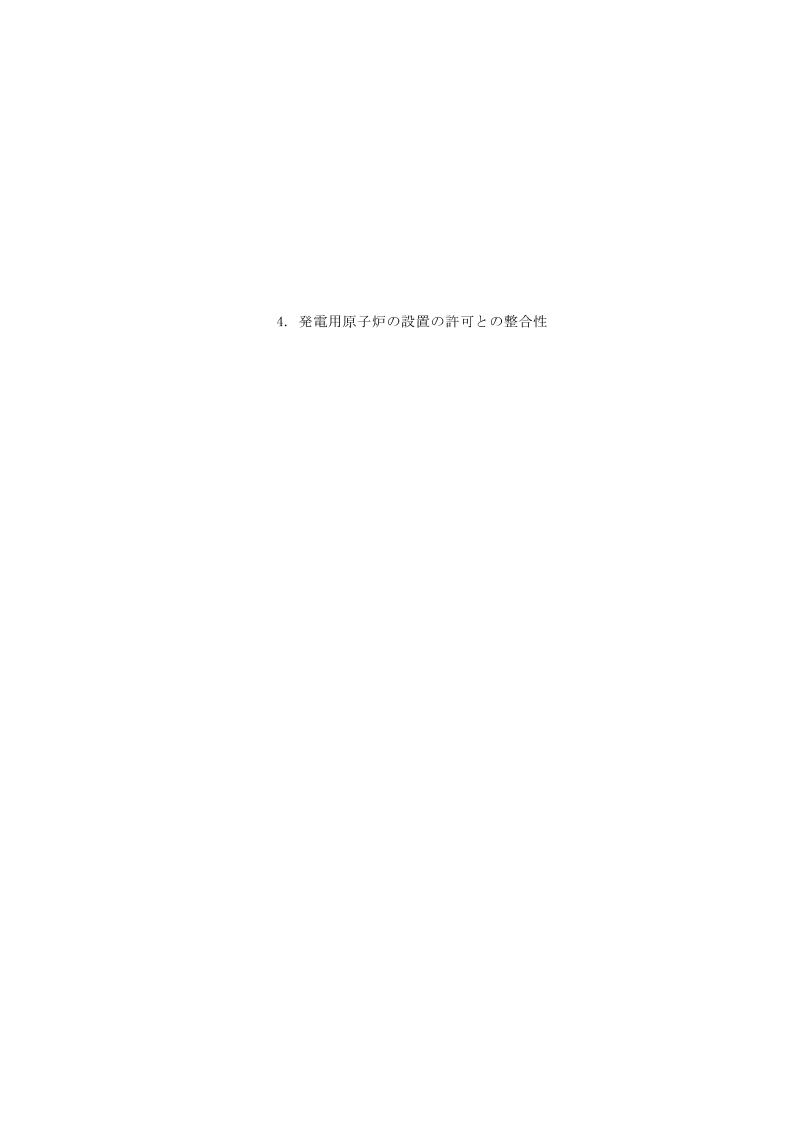
設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文(五号)」と設計及び工事の計画の うち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項(以下「要目表」という。)」 について示す。

また、設置許可申請書「添付書類八」のうち「本文(五号)」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性を示す。

なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合 においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の 計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文(五号)」に記載する順とする。
- (3) 設置許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで 明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事 の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。
- (4) 設計及び工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。
- (5) 「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載する。欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。



設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		設置許可申請書 (本文)	
ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備	4.1 燃料の取扱設備及び貯蔵設備		第五号二項において、設	
(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	4.1.1 通常運転時等	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】	計及び工事の計画の内容	
(ii) 使用済燃料貯蔵設備	4.1.1.4 主要設備	(基本設計方針)	は、以下のとおり満足し	
	(2) 使用済燃料ピット	2. 燃料貯蔵設備	ている。	
a. 構造	〈中略〉	〈中略〉		
使用済燃料貯蔵設備(1号炉並びに3号炉原子炉補助建屋内1	使用済燃料ピット内には、原子炉容器から取り出した使用済燃	使用済燃料貯蔵設備(1号機並びに3号機原子炉補助建屋内1・2・3・4		
号、2号、3号及び4号炉共用、並びに4号炉原子炉補助建屋内	料を鉛直に保持し、ほう素濃度 2,600ppm 以上の <u>ほう酸水中に貯蔵</u>	号機共用、並びに4号機原子炉補助建屋内1・2・3・4号機共用)は、新燃		
1号、2号、3号及び4号炉共用)は、使用済燃料及び新燃料を	<u>する</u> ためのアングル型の使用済燃料ラックを配置する。 <u>使用済燃</u>	<u>料及び</u> 原子炉容器から取り出した <u>使用済燃料を</u> 鉛直に保持し、 <u>ほう酸水中</u> に		
ほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する	料ラックは、各ラックのセルに 1 体ずつ燃料集合体を挿入する構	貯蔵するためのアングル型の <u>使用済燃料ピットラック</u> を配置し、各ラックの		
	<u>造</u> で、耐震設計Sクラスとする。使用済燃料ラックは、材料とし	セル <u>に</u> 1 体ずつ燃料集合体を <u>挿入して貯蔵する</u> 構造として、想定されるいか		
	てステンレス鋼を使用し、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分	なる状態においても燃料が臨界に達するおそれがない設計とする。		
	の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍	使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合		
	率は 0.98 以下になるように決定する。	を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて 0.98 以下で臨界に達するおそれ		
	〈中略〉	がない設計とする。		
	(2) 使用済燃料ピット			
鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽 (使用済燃料	使用済燃料ピットは、原子炉補助建屋内に設け鉄筋コンクリー	使用済燃料貯蔵設備は、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽		
ピット) であり、	<u>ト造で、</u> 耐震設計Sクラスとする。壁は遮蔽を考慮して十分厚く	(使用済燃料ピット)とし、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があ		
	する。	ふれ、又は漏れない設計とする。		
	〈中略〉	〈中略〉		
	<u>使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張り</u> から、万一漏えいが			
	生じた場合に漏えい水の検知ができるように、漏えい検知装置を			
	設置し、燃料取替用水タンクからほう素濃度 2,600ppm 以上のほう			
	酸水を注水できる設計とする。			
	〈中略〉			
		2. 燃料貯蔵設備		
	4.1.1.2 設計方針	〈中略〉		
1号炉使用済燃料貯蔵設備は1号炉原子炉補助建屋内に、1	(2) 燃料貯蔵設備は、 <u>適切な格納性</u> と補助建屋送気系統及び補助建	燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に		
号、2号、3号及び4号炉共用使用済燃料貯蔵設備は3号炉原子	屋排気系統を有する区画として設計する。	放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公		
炉補助建屋内並びに4号炉原子炉補助建屋内に設ける。		衆への影響を低減するため、新燃料貯蔵設備及び <u>使用済燃料貯蔵設備は、原</u>		
		<u>子炉補助建屋内に設置</u> し、適切な格納性と換気空調系を有する区画として設		
		計する。		
		燃料貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、フェン		
		ス等による立入制限区域を設け、施錠できる設計とする。		
		〈中略〉		
		I	1	

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	4 4 4 0 70 71 71 14 10	,l. 10 (c)		
	4.1.1.2 設計方針	《中略》 ②佐田文傑以西華記集は「佐田文傑以の「並に「八かよ深さ 70円」「佐田文	記されがて東の利率の①	
①使用済燃料ピットは、使用済燃料の上部に十分な水深を確保	(5) 使用済燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線	①使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の上部に十分な水深を確保し、使用済		
する設計とするとともに、	量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放射線業務従事者の被ば	は設置許可申請書(本	
		<u>く線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする</u> 。	文)の①の内容と同義で	
		〈中略〉	あり、整合している。.	
	(7) 〈中略〉	3. 計測装置等		
使用済燃料ピット水位、水温及び①使用済燃料ピット水の漏え	使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視で	使用済燃料ピットの水温及び①水位を計測する装置を設置し、計測結果を	 設計及び工事の計画の①	
い並びに②原子炉補助建屋内の放射線量率を①監視する設備等	きる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常時		「水位を計測する装置」	
を設け、	に警報を発信する設計とする。また、使用済燃料ピット温度は、	用を定める。	<u></u> は、水位を計測すること	
	ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で	また、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源からの電源	に加え、水位を計測する	
	監視できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。燃料	│ │供給により、使用済燃料ピットの水温及び水位を計測することができる設計	<u>ことによって漏えいを検</u>	
	<u>取扱場所の線量当量率を</u> 測定する使用済燃料ピット区域エリアモ		<u>知できることから、設置</u>	
			<u>許可申請書(本文)の①</u>	
	ける立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視	│ │ 使用済燃料ピットの水温の著しい上昇又は使用済燃料ピットの水位の著し	 _「使用済燃料ピット水の	
	できるとともに、異常時に警報を発信する設計とする。さらに、	 い低下の場合に、これらを確実に検出して自動的に警報(使用済燃料ピット	 漏えいを監視する設備]_	
	 使用済燃料ピット内張りからの漏えい検知のための装置を有する	│ │温度高又は使用済燃料ピット水位低)を発信する装置を設けるとともに警報	<u>と整合している。</u>	
	設計とする。	 表示及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。		
	〈中略〉		 <u>設置許可申請書(本文)</u>	
			 <u>の②は、設置許可申請書</u>	
			_ <u>(本文)「チ. (1)(i)</u>	
			放射線監視設備」に示す	
			とおり、燃料取扱場所の	
			 <u>線量当量率を監視、測定</u>	
			 <u>する装置を設ける設計と</u>	
			しており、整合してい	
			<u>る。</u>	
		2. 燃料貯蔵設備		
		〈中略〉		
さらに、万一漏えいを生じた場合には、ほう酸水を注水できる設	<u>さらに、万一漏えいが生じた場合には、</u> 燃料取替用水タンクから	また、万一、使用済燃料ピットから <u>漏えいを生じた場合には、</u> 使用済燃料ピ		
計とする。	ほう素濃度 2,600ppm 以上のほう酸水を注水できる設計とする。	ットに燃料取替用水タンクからほう酸水を注水できる設計とする。		
		〈中略〉		

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
仕口 冷極地 時間 はまればし 相点 としている かて 地名 マルギリマといって と	(0) 休田冷燥机の哈莱乳供は、はる主連座のでの、以上のはる野人	2. 燃料貯蔵設備 〈中略〉		
使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃				
料が臨界に達することのない設計とする。	で満たし、定期的にほう素濃度を分析する。また、設備容量分の燃			設計及び工事の計画の基
	料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98			本設計方針「2. 燃料貯
	以下で十分な未臨界性を確保できる設計とする。	貯蔵するためのアングル型の使用済燃料ピットラックを配置し、各ラックの		蔵設備」は P. T1-添 1-1-
	〈中略〉	セルに 1 体ずつ燃料集合体を挿入して貯蔵する構造として、 <u>想定されるいか</u>		ニー1 を再掲
		なる状態においても燃料が臨界に達するおそれがない設計とする。		
		〈中略〉		
		4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備		
		(1)使用済燃料ピットクーラによる使用済燃料ピット水の冷却		
①使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び	(6) 使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料ピット冷却装置を有する		 設計及び工事の計画の①	
使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット冷却装	設計とする。使用済燃料ピット冷却装置は、使用済燃料ピット水			
置を設け、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分			文) の①の内容と同義で	
な冷却能力を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉原子炉			<u>あり、整合している。</u>	
補助建屋内の①使用済燃料ピットには、使用済燃料及びウラン・	·	設計とする。使用済燃料ピット水冷却浄化設備で除去した熱は、最終的な熱		
プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱の除去並びに使用		の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。		
設備を設け、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新				
燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有				
する設計とする。				
		2. 燃料貯蔵設備		
		〈中略〉		
使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料体	(8) 使用済燃料の貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される燃料	使用済燃料貯蔵設備は、ステンレス鋼内張りの水槽(使用済燃料ピット)と		
等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれ	<u>体等の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き</u>	し、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時に		
ないように設計する。	起こすような損傷が生じない設計とする。	<u>おいても</u> 著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避ける		
		ことができ、 <u>その機能が損なわれない設計とする</u> 。		
		燃料体等の落下に関しては、模擬燃料集合体の気中鉛直及び斜め落下試験		
		(以下「落下試験」という。) での最大減肉量を考慮しても使用済燃料ピット		
		の機能が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する。		
		マンロスロロペ 1只は4/40でより /子 ピックエーマンハ / マ ア / 野門 (1)以 グ で / 地間以 ガ で の		
	(10) 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物につ	また、重量物の落下に関しては、落下時の衝突エネルギーが落下試験より小		
	<u>いては</u> 、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図	さい設備等は適切に落下防止するとともに落下形態を含めて落下試験結果に		
	面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気	包絡されるため、落下時の衝突エネルギーが落下試験より大きい設備等に対		
	中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー (39.3kJ) 以上とな	して、以下のとおり適切な落下防止対策を施し、使用済燃料ピットの機能を		

設置許可申請書 (本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	る設備等を抽出する。抽出された設備等については、使用済燃	維持する設計とする。		
	料ピットからの離隔を確保するとともに基準地震動による地震力	なお、漏えい検知溝のうち、溝上部に使用済燃料ピットラック等が設置され		
	に対しても、床面や壁面へ固定する等により、地震時にも <u>落下を</u>	ていない部分については、使用済燃料ピットクレーンの吊荷の移動を制限す		
	防止できる設計とする。	る措置として、制限装置及びホイスト制限板を使用済燃料ピットクレーン等		
		に設置し、燃料ピットクレーン走行時の自動停止及びホイスト移動時の物理		
		的制限を行うことにより、漏えい検知溝上への落下を防止する設計とする。		
		・使用済燃料ピットからの離隔を確保できる重量物については、使用済燃		
		料ピットへ落下するおそれがないよう、転倒を仮定しても使用済燃料ピ		
		ットに届かない距離に設置する。また、転倒防止のため床面や壁面へ固		
		定する。		
		・補助建屋クレーンは、使用済燃料ピット上部に一部走行レールがあるが、		
		ピット上部を走行させないために走行範囲を制限する措置として使用済		
		燃料ピットの手前にリミットスイッチを設置し補助建屋クレーンを自動		
		停止させる。また、その先に車輪止めを設けること及び補助建屋の構造		
		上、吊り上げられた使用済燃料輸送容器等重量物が使用済燃料ピットへ		
		の落下物とならない設計とする。また、使用済燃料輸送容器をキャスク		
		ピット上で取り扱う場合は、使用済燃料ピットゲートを閉止すること及		
		び使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する事項を保安		
		規定に定め管理する。		
		・使用済燃料ピット竜巻飛来物防護対策設備は、基準地震動による地震荷		
		重に対し、評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならない設計と		
		する。		
		・原子炉補助建屋の天井は、天井を支持する鉄骨梁及び柱が、基準地震動		
		に対して健全性が確保される設計とする。天井は、鋼板の上に鉄筋コン		
		クリート造の床を設けた構造となっており、地震によるコンクリート片		
		の剥落のない設計とする。		
		・原子炉補助建屋内の壁は、梁や柱の外側に取り付け、使用済燃料ピット		
		内に落下しない設計とする。		
		・使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレ		
		 ーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料ピット		
		への落下物とならないことを確認する。		

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		・使用済燃料ピットクレーン本体の健全性評価としては、吊荷の有無、吊		
		荷の位置を考慮しても、基準地震動によりホイスト支柱等に発生する応		
		力が許容応力以下であることを確認する。		
		・使用済燃料ピットクレーンの転倒落下防止評価としては、走行レール頭		
		部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具及び横ずれ防止金具に		
		ついて、吊荷の有無、吊荷の位置を考慮しても、基準地震動により転倒		
		防止金具、横ずれ防止金具の取付けボルト等に発生する応力が許容応力		
		以下であることを確認する。		
		・使用済燃料ピットクレーンの走行レールの健全性評価としては、吊荷の		
		有無、吊荷の位置を考慮しても、基準地震動により基礎ボルト等に発生		
		する応力が、許容応力以下であることを確認する。		
		・使用済燃料ピットクレーンのワイヤ及びフックは、基準地震動により燃		
		料集合体が一度浮き上がって落下した後の落下による衝撃荷重に対し、		
		吊荷とクレーンが振れる際の位相差による相対速度まで考慮しても、吊		
		荷を落下せず、安全に保持できる裕度を持って設計する。		
		INCH TO TO SELENT TO BILLY OF		
		使用済燃料は、使用済燃料ピットラックに貯蔵するが、使用済燃料ピッ		
		トラックに収納できないような破損燃料が生じた場合は、使用済燃料ピッ		
		ト水の放射能汚染拡大を防ぐため使用済燃料ピット内で別に用意した容器		
		に入れて貯蔵する設計とする。		
		使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。		
		〈中略〉		

####################################	設置許可申請書 (本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
たしまして、一般であって、これでは、「おおいった」という自身を表しています。					
②の語と記述を表現しまれて、提供があっていません。 使用があれていた。 使用があれています。 をは、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は		a to be to b			
登出を主張した「大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大					
### 全からよく対しました。					
水の、関係の音楽を与いて、影響の音楽機を の設立する水を上する。 *** ** ** ** ** ** ** ** **					
では、					
 使用が終わてったは、実別解析を含まれる。など能ななが、 、技術によった反応を出来る場合としている。 を正すが経済する場合と、大力とく及び地域を制作している。 を正すが経済する場合と、大力とく及び地域を指する。となり、大型を含まれる。 をでかままして、大力を変し、場合である。 をでかままして、大力を変し、大力とのである。 をでかままして、大力を表し、大力として表します。 をでかままして、大力を表し、大力としまします。 をでかままして、大力を表します。 をでかままして、大力を表します。 をできる電子する。 (女人十分) (女人十分) (女人十分) (女人中人) (女人中人)			<u>合において、燃料の灯廠機能を催保する設計とする。</u>		
②佐、東田高徳村とットかにの大直の水の漏といにより度用達がとットからの大量の水の漏といたより度用達がとット水位が使用素酸料とットからの大量の水の漏といたより度用達がとット水位が使用素酸料とットからの大量の水の漏といたより変更 適味とット水位が使用素酸料とツ・トルロ配と上管性素が小かな 塩下水温度でも強力に、海がからなから、2種はようシック形式 塩砂を利用する場合では、大きの場合に対いても参数を対したラック形式 塩砂を利用する場合では、大きの場合に対いても参数を対したラック形式 は水と上さる最大としる。 (本文十号) 佐田高徳科とツ・ドラの土庫株式の形状では上きします。 (本文十号) 佐田高徳科とツ・ドラの土庫を対しても参数を対しても変した。 (本文十号) 佐田高徳科とツ・ドラの土庫株式の形状では下きる情に含む 本部とからないます。 (本の) 大きの表情を対していては、表現の事の中性で、(表現の要とも感ですど、 本部とからないます。 (本の) 大きの表情を対していては、表現の事の力を対します。 (本の) 大きの表情を対していては、表現の事の力を対します。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をかったないます。 (本の) 大きの表情を対していては、表現の事の対して、大きのが、 ないの。 (本の) 大きの、また、解析をからないないます。 (本の) 大きの、また、解析をから、原と切りできる思いて、後していることが、 大きの、また、解析をからない。 (本の) 大きの、また、解析をから、できた、解析を対している。 (本の) 大きる、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、解析をからないます。 (本の) 大きの、また、ないます。 (本の) 本といっ、 (現場、大きの) 本といっ、 (現場、大きの) 本といっ、 (表し) 本と、 (本の) 本といっ、 (表し) 本と、 (本の) 本といっ、 (表し) 本と、 (本の) 本といっ、 (表し) 本と、 (本の) 本といっ、 (表し) 本と、 (本の) 本といっ、 (表し) 本と、 (本の) 本といっ、 (表し) 本と、 (表し	<u>催休できる政計とする。</u>	<u> </u>			
②広、使用途番目でレトからの人種の大の優えいにより世田施 整理トレントなどが原用度番科アント 世田・配子では実施の少女性 変性を力したなどの原用の響料アントが上の配子で数性感が大変化 変化を対して、変化が原用の響料アントが上の配子で数性が大変化 変化を対して、変化が原用の響料アントが上の配子で数性が大変化 変化を対して、原用を透射では動からないとうを関したシェンタを放 変化を対して、原用を通り合理等のための手程 立て変える話と、スプレイ変に源し条件とおっても顕度を数 立てきる表謝とする。 (本文十巻) (本本本十巻) (本本十巻) (本本本十巻) (本本本十巻) (本本本十巻)					
また、集用所機科ビットからの大量の水の濁えいにより専用が 燃料ビットが6の実量の表別に、またの主力を対し、 塩目ビントを企び使用を含むし、上水のでができる。 を下が得なする。 集長にならないような単したラック形状 点で細胞が7点機のとは変わらの中央で を下が得なする。 また、作用液性経済機関がクリデウルのの中央 をでは変わらな地、メラルーなが悪気急化とかいても実材を定 上できる液化とする。 (文文十号) 使用液性とットからの大量の水の溶液とができなかとなる。 工が過程とフトからの大量の水の溶液と大のプレーなが悪気急性を対して、使用液性経過をから上する。 関本が1年である。 スプレーなで無気を発生を対して発表がしまうを使したラック形状ので調整がしませました。 (文文十号) 使用液性とットからの大量の水の溶液とが変なで 地では多なが、1を埋したラック形状 で変数は一と、カプレーなで が変数は一と、カプレーなで を変数については、窓が伸発のでは一をおがからくならような変と とし、一般の表別があるがのなどは、対かの水性で発生がある。 解析の水件の表では一できることを対しました。 が、3を作のなど、対して発表がして必要がある場合には、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、影響が新においては、変数が多くなのような変と より、表情において地交替等を考慮する必要がある場合には、 を選ばていては、影響が新においては、影響があいました。 ・ 水の水脈については、影響が新に対してある。 ・ 水の水脈については、影響が新に対してある。 ・ 水の水の作とである。 ・ 水の水の作とである。 ・ 水の水の作とでがあり、大色変 作を基本としてのラックの形式とは、大色変 を発生する。また、解析を中の平均が影響を考慮する必要がある場合には、 を選ばていては、影響が新においては、影響が新においては、変数が多が などする。また、解析を手がつ、 を選ばていては、影響があり、大色変 のため影響にていられた、多に、 ・ 水の水の流とし、気に関するである。 ・ 水の水のについては、影響がある。 ・ 水の水の作とであます。 ・ 水の水の作とであます。 ・ 水の水の作とであます。 ・ 水の水の作とであます。 ・ 水の水のにはいて地交替がでする。 またり、発音を持った。 を対していては、影響があいでは、 を選ばていては、影響がある。 を選ばていては、影響がある。 を選ばていては、影響がある。 ・ 水の水のでは、大色変 できるとしていていては、影響がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないでは、表情がある。 を選ばないては、表情がある。 を選ばないては、表情がある。 を選ばないては、表情がある。 を選ばないては、表情がある。 を選ばないては、表情がある。 を認ばないては、表情がある。 を認ばないていては、表情がある。 を認ばないでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが					
立た、使用が燃化ビットからの大鼠の水の溜えいにより専用が 適性アリト水のが使用薄機がビットと自由配と下端に高かっ水位 性下が確定する場合と、随用にならないよう組織にようラック形式 及び漁村配置において、使用が燃料等観視の治理等のための力能 等で変にされるは水、スプレイ及び光気を作じおいても高度を防 止できる液計トナーム。 (本文十号) 強用砂の条件部窓については、設計医学の場所に対しても高度を防 性を指示していては、設計医学の場所に対してものでは、以下の条件で影響する。 が出来を対比できる意味とし、以下の条件で影響する。 が出来を対比できる意味としていては、設計医学の場所が必要を参加されて、 が出来を対比できる意味とし、以下の条件で影響する。 が出来を対比できる意味としていては、設計医学の場所が必要を参加されて、 を定していては、表計医学の場所が必要を参加されて、 がある作為には、制度はなりな変性を基本として、別用、未必適性を含さなる。 また。 また、解析条件のような変化を必要がある場合には、要素が出まる。 を対する。また、解析条件のような変化を必要がある場合には、表が適性等に対して全体がよくなると、ない、表が制作学として、別用、未必適性を参加といて、意味を多さな。 また、発酵が必要といては、表が場所等に対して全体がよくなると、の、別用、未必適性を参加といて、意味を多さな。 また、解析者間については、表が場所等に対して全体がよくなるとして、類別、未必適性があるといて、表がからくなるとして、 を対する。 また、解析者に対して素がからまなを考して、の、 を対するといては、表がある場合には、 を対する。 また、のののではいては、表がある場合には、 を対する。といては、表があるがよくなると、、気相能に対いて は、発動高気の存在を考慮する。 ・ 過剰については、表があた条件となるとう。 よを、不能があるとして設定するとして設定するととして設定するととして設定するととして設定するととして設定する。 よる また として設定するととして設定する。 よる また として設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するととして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するとして設定するととして設定するとして設定するととして設定するととして設定するととして設定するととして設定する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、使用が表述していまれている意味を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、表述を考慮する。 またいでは、またい					
 整料ビット水位が使用溶薬料ビット川口配管下海未満かつ水位 直下水極がも生命に、無利にならかによう程度したラック形状と 支援特配置において、使用消燃料が関係の希理等のための中国 変更がたりまれ、スプレイ及が放気条件においても確保であた が本地でも高度と対して、スプレイ及が放気条件においても確保であた がエリースの成計とする。 (本文十男) を用き燃料ビット等の主要機器の膨胀に関する条件は認定 連生を自成計とし、以下の条件で溶血ができる変更として、以下の条件で溶血ができる変更として、、また、物件条件ので減少が変更を表を使きまる変更として、の、成削、実効関係ができる変更として、の、成削、実効関係ができる変更ととして、表にあるいまりでは、対して発酵がいまくなるような変更と増加して、対して発酵がいまくなるような設定とする。 ・水戸を開きたが最初できるでは、以下の条件で溶血ができる変更による乳化、スプレイ及が変更を表している。以下で観度を助してきる成性とする。 ・水戸を開きたが最初できる変更として、の、成削、実効関係ができなるような設定とする。 ・水戸を開きたが最初できる変更とできる変更となる。 ・水戸を開きたがある場合には、要が開きまますして、全部がある場合には、要が開きまますして、の、水戸を開きためでである場合には、要が開きまますが、できながある場合には、要が開きままする。 ・水の水形については、実効開音が対しているでのラックで確認されて、後期が上がいて極度解析を行う。 ・水の水形については、実施用と気がある。 ・水の水形については、実施用と気がある。 ・水の水形については、液体剤の2相において、域解解において極度解析を行う。 ・水の水形については、実施的な乳性として全てのラックで確認されて軽を変更する。 ・水の水形については、液体剤においては、液体剤が高が多くなるよう、また、卵体条件の水が影響をき感する必要がある場合には、要が開きまままして、の、水の水の水が影響をき感する必要がある場合には、要が開きままとして、の、水の水の水が上がで極度解析を行う。 ・水の水形については、液体剤の変更がある。 ・水の水形については、液体剤の変更がある。 ・水の水形については、液体剤の変更がある。 ・水の水形については、液体剤の変更がある。 ・水の水形にあいて極度があがあるとして、水が水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水があるとして、水が水が、水が水があるとして、水が水が、水が水が、水が水が、水が水が、水が水が、水が水が、水が水が、水が			さる設計とする。		
 整邦ビット水位が使用が発祥ビット川口配管下海未満かつ水位 返工が海林でも場合に、最早にならかいよう程度したラック形式 返工が海林でも場合に、大フレイ及びか気を作とおいても確保を使 かで造ったれる店は、メフレイ及びか気を作とおいても確保を使 止できる設計とする。 (本文十分) 使用が海球ビットリーをサールをかり、実践情報を対象を 値を用いる。 (本文十分) 使用が海球ビットがありま構などのより、大力を 値を用いる。 (本文十分) 使用が海球ビットリーでは、設計を含めますとし、以下の条件で評価する。 育研の条件設定がといるのより、表別の条件を基本と とつ。 反別、実践情報を対象とのませると表された としつ。 反別、実践情報を対象とのませると表された といった。 また、無理条件の不能から影響とき適せている。以下で認及と助して含るがからくなるような設定 とった。 また、無理条件の本能から影響とき適せている。以下で認及を助してきる設定を対象を 会には、影響所能においては、設計をありまである場合には、影響所能において感覚解析を行う。 ・ 水の水形ビーいいては、実践情報を大きな影響と表達すると ・ 水の水形ビーいては、設計を取りませんしているでは、実践情報とないで感覚解析を行う。 ・ 水の水形ビーいては、洗剤器に対しているでは、表別の条件を基するとしつ。 ののは、実験情報を対するとしてのラックドで感される状態を変えまする。 ・ 水の水形ビーいては、液体部と気を防みを持ちます。 水の水形どとして全てのラックドで感される状態を変まする。 ・ 水の水形ビーいては、液体部と気を対象として、実施りためいで感覚解析を行う。 ・ 水の水形ビーいては、液体部と気を対象を対象を対象において感覚解析を行う。 ・ 水の水形ビーいては、液体部と気を対象を対象を対象において感覚解析を行う。 ・ 水の水形ビーいては、液体の条件を表す。 本大等成等時 定のため整備していてもまた及び数なに係るで和金でが同時 に実施されたとして変まするととも、不確からとして設定 されるボンケの全数値向とるとも、不確からとして設定 されるボンケの全数値向とるとも、不確からとして設定 されるボンケの全数値向とるとある。 	すた 使用溶燃料ピットからの大量の水の湿ういに上り使用溶	また 使用落燃料ピットからの大量の水の湿ういに F N 使田落	すた 使用落燃料ピットからの大量の水の湿ういに上り使用溶燃料ピット		
 広子が単校する場合に、集界にならないよう目重したラック形状及び無料を開において、使用が裁判的業権の治却等のための手地等空が担受力を企業、スプレイ及び無気条件においても協身を防止できる設計とする。 (本文十号) (本本) (本学生へ) (本文十号) (本文十号) (本文十号) (本度) <li< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li<>					
及び整彩程門において、使用治整料野産構の治超等のための手順等 等で想定される注水、スプレイ及び蒸気条件においても隔界を防止できる浸計とする。 「木文十号) 使用治整料ドット等の主要接触の形状に関する条件に認計 値を用いる。 「株文十号) 使用治整料ドット等の主要接触の形状に関する条件に認計 値を用いる。 「株文十号) を用いる。 「株文十号) を用いる。 「株文十号の表情設定については、設計値等の現実的な条件を基本としつ。原則、実効解析率に対して変素が小さくなるような設定とする。また、解析等化の系統の主要機能でする。要析の条件設定については、設計値等の現実的な条件を基本としつ。原則、実効解析率に対して余素が小さくなるような設定とする。また、解析等化の系統の主要機能を指しる。要がある場合には、影響が細において販皮解析を行う。 「株料程度については、集み増信率に対して余額が小さくなるようを設定とする。また、解析を発力と高いな影響を考慮する必要がある場合には、影響が細において販皮解析を行う。 「株料程度については、集み増信率に対して金額が小さくなるとのである場合には、影響が細において販皮解析を行う。 「株料程度については、集み増信率に対して金額が小さくなるとのである場合には、影響が細において販皮解析を行う。 「株料程度については、集み増信率に対して金額が小さくなる。」、素積度が最も高い取材機が不高熱料として全てのラックに貯蔵された数を設定する。 「水の水の形式については、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応のためを増する。 「成正については、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応のため整備している下れ及び皮水に係る手組をごが同時に実施されていては、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応のより発音を関する。 「成正については、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応のより発音を関する。 「成正については、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応のより発音を関する。 「成正については、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応のより発音を関する。 「成正については、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応のより発音を関する。 「成正については、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応のよりに表する。 「成正については、現実的な条件となるよう、東大車な等時対応によって販皮を解している下が表する。 「成正については、現実の対応を表する。」 「成正については、現実の対応を表する。」 「成正については、現実的な条件を表する。」 「成正については、現実的な条件を表する。」 「成正については、現実的な条件を表する。」 「成正については、現実的な条件を表する。」 「成正については、現実的な条件を表する。」 「成正については、実践的な条件を表する。」 「なるのよりに対して、表すなが、まって、表すないに対しているいに対して、表すないに対して、表すないに対して、表すないに対して、表すないに対していいに対していまれているいに対していまれていまれていまれていまれていまれているいに対していまれているいに対していまれていまれていまれていまれていまれていに対しているいに対していまれているに					
要で基度される注水、メブレイ及び蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。 (本文十号) (佐東子号) (佐東州 19) (佐東州 20) (佐東州 20) (佐東州 20) (佐東州 20) (佐東州 20) (大東福 20) (大東福 20) (大東福 20) (大東 20					
上できる設計とする。					
(本来十号) 使用落燃料ビット等の主要機器の形状に関する条件は設計 値を用いる。 使用溶燃料ビット等の主要機器の形状に関する条件は設計 値を用いる。 解析の条件設定については、設計値等の現実的な条件を基本としつつ、原則、実効増倍率に対して余裕が小さくなるような設定とする。また、解析条件の不確かご影響を考慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行う。 ・機料値置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう。また、解析条件の不確かで影響を考慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行う。 ・機料値置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、通常度が最も高い軟管燃料が衝燃料として全てのラックに貯蔵された状態を設定する。 ・水の状態については、液和部と気和部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。液和部は純水とし、気和部においては、熱和高気の存任を考慮する。 ・流昼については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるボンブの全級起動を考慮する。					
(本文十号) 使用途燃料ビット等の主要機器の形状に関する条件は設計 値を用いる。 素 原子を維持できる設計とし、以下の条件で評価する。 解析の条件設定については、設計値等の現実的な条件を基本と しつつ、原則、実効期倍等に対して余裕が小さくなるような設定 とする。また、解析条件の不確かさ影響を考慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行う。 ・ 燃料配置については、実効期倍等に対して余裕が小さくなる よう、高端度が最も高い取時燃料が衝燃料として全でのラックに貯蔵された状態を設定する。 ・ 水の状態については、波和部と気相部の2相に分け、水位変 化を踏ままで評価する。液相部は純水とし、気相部において は、飽和密気の存在を考慮する。 ・ 流風については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対 応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時 に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置 されるボンブの全数起動を考慮する。					
使用流燃料ビット等の主要機器の形状に関する条件は設計 値を用いる。 解析の条件設定については、設計値等の現実的な条件を基本としつつ、原則、実効増倍率に対して余裕が小さくなるような設定とする。また、解析条件の不確かさ影響を考慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行う。 ・燃料配置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、業務度が最も高い取替機を制度がある場合には、影響評価において感度解析を行う。 ・燃料配置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、連発して全でのラックに貯蔵された状態を設定する。 ・水の状態については、液相部と気相節の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。液和部は減水とし、気和部においては、逸和部と気がはなとし、気和部においては、逸和部と数でを在を考慮する。 ・減量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全でが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるボンブの全数起動を考慮する。	(本文十号)				
位を用いる。 しつつ、原則、実効増倍率に対して余裕が小さくなるような設定とする。また、解析条件の不確かさ影響を考慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行う。 ・ 燃料配置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、震縮度が最も高い取替燃料が新燃料として全てのラックに貯蔵された状態を設定する。 ・ 水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。液相部は純水とし、気相部においては、飽和蒸気の存在を考慮する。 ・ 減量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるボンブの全数起動を考慮する。	使用済燃料ピット等の主要機器の形状に関する条件は設計				
とする。また、解析条件の不確かさ影響を考慮する必要がある場合には、影響評価において感度解析を行う。 ・燃料配置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、歳縮度が最も高い取替燃料が新燃料として全てのラックに貯蔵された状態を設定する。 ・水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。液相部は純水とし、気相部においては、飽和蒸気の存在を考慮する。 ・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるボンブの全数起動を考慮する。	値を用いる。				
合には、影響評価において感度解析を行う。 ・燃料配置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、濃縮度が最も高い取替燃料が新燃料として全てのラックに貯蔵された状態を設定する。 ・水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。液相部は純水とし、気相部においては、飽和蒸気の存在を考慮する。 ・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるポンプの全数起動を考慮する。			影響評価において感度解析を行う。		
・燃料配置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなる よう、濃縮度が最も高い取替燃料が新燃料として全てのラックに貯蔵された状態を設定する。 ・水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。液相部は純水とし、気相部においては、飽和蒸気の存在を考慮する。 ・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全でが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるポンプの全数起動を考慮する。					
よう、濃縮度が最も高い取替燃料が新燃料として全てのラックに貯蔵された状態を設定する。 ・水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。液相部は純水とし、気相部においては、飽和蒸気の存在を考慮する。 ・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全でが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるポンプの全数起動を考慮する。					
・水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。液相部は純水とし、気相部においては、飽和蒸気の存在を考慮する。 ・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全でが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるポンプの全数起動を考慮する。		よう、濃縮度が最も高い取替燃料が新燃料として全てのラッ			
化を踏まえて評価する。液相部は純水とし、気相部においては、飽和蒸気の存在を考慮する。 ・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置されるポンプの全数起動を考慮する。		クに貯蔵された状態を設定する。			
は、飽和蒸気の存在を考慮する。 ・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対 応のため整備している注水及び放水に係る手順全でが同時 に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置 されるポンプの全数起動を考慮する。		・水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変			
・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対 応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時 に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置 されるポンプの全数起動を考慮する。		化を踏まえて評価する。液相部は純水とし、気相部において			
応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時 に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置 されるポンプの全数起動を考慮する。		は、飽和蒸気の存在を考慮する。			
に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置 されるポンプの全数起動を考慮する。		・流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対			
されるポンプの全数起動を考慮する。		応のため整備している注水及び放水に係る手順全てが同時			
		に実施されたとして設定するとともに、不確かさとして設置			
・ 海 2 年 日 なび 本具 クケワ へいてけ 日 中 的 わ 名 H し わ て ト さ		されるポンプの全数起動を考慮する。			
・伽八靼団及い伽里ガ和にづいては、児夫的な栄性となるより、		・流入範囲及び流量分布については、現実的な条件となるよう、			
全流量がラック面積に対し一様に流入するものとして設定		全流量がラック面積に対し一様に流入するものとして設定			
するとともに、不確かさとして全流量が局所領域に集中する		するとともに、不確かさとして全流量が局所領域に集中する			
ことを考慮する。		ことを考慮する。			

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	・燃料集合体内へ流入する水量の割合については、現実的な条			
	件となるよう、ラックの中心間距離と燃料集合体外寸から求			
	まる面積比等から設定するとともに、不確かさとして斜め方			
	向から液滴が流入することを考慮する。			
	・燃料集合体内に流入した水は、実効増倍率に対して余裕が小			
	さくなるよう、全てが液膜となるように設定する。			
	・液膜については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、			
	燃料棒全周に対し一様に形成されるとした上で、厚くなるよ			
	うに設定する。			
	・放水の液滴径については、実効増倍率に対して余裕が小さく			
	なるよう、スプレイ試験等で得られた知見を踏まえ設定する			
	とともに、不確かさとして有意であると考えられる値の下限			
	を考慮する。			
	・海水中の塩素による中性子吸収を考慮することとし、塩素濃			
	度については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、			
	海水の塩分濃度の下限値を踏まえ設定する。			
		4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備		│ │本設計及び工事計画にお
		(7) 水源		 いては海水中の塩素によ
		<中略>		┃ ┃ る中性子吸収については
		 海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を		考慮しない。
		 供給できる設計とする。送水車燃料タンクへの燃料補給は、燃料油貯油そう		
		 よりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。		
		<中略>		

設置許可申請書 (本文)	設置許可申請	書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当	事項	整合性	備考
			【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】			
			(既工認 要目表)			
b. 貯蔵能力	4.1.2.3 主要設備及び仕様		3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項 (1)使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、	計 野みな個数		
①全炉心燃料の約 270%相当分、②全炉心燃料の約 1130%相当分	燃料の取扱設備及び貯	議設備(重大事故等時)の主要設備及び	変更前	変 更 後		
③ (3号炉原子炉補助建屋内1号、2号、3号及び4号炉共用、	仕様を第 4. 1. 2. 1 表に示	.	名 称 使用済燃料ピット (注1)		
一部既設) ④及び全炉心燃料の約1130%相当分⑤ (4号炉原子炉			種 類 -			平成28年6月10日付け原
補助建屋内1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)とする。	第 4.1.2.1 表 燃料の取	扱設備及び貯蔵設備(重大事故等時)の			①	規規発第1606104号にて
	設備仕様		(強が) た て m		<u> </u>	認可された工事計画によ
			横 n x z n n			る
	(1) 使用済燃料ピット		(注6)			
	基数	3	主 厚 さ	変更なし		
(本文十号)	ラック容量	a. 燃料集合体約 420 体分	要 東 加		設置許可申請書では、使用	済燃料貯蔵槽の容量に基
(本文十号) 使用済燃料ピットの熱負荷は、使用済燃料ピットの熱負荷が		(全炉心燃料の約 270%相当分)	南 加		づき、使用済燃料が満杯に	
		b. 燃料集合体約 1,770 体分	d de n		を設定し、操作余裕時間で	
最大となるような組み合わせで貯蔵されている場合を想定		(全炉心燃料の約1,130%相当分、3	底 n. (注5)		 な結果としている。_	
<u>して、7.134MWを用いる。</u>		号炉原子炉補助建屋内、1号、2	材 料 - (ライニング)		そのため、設計及び工事の	 計画で使用している使用
		号、3号及び4号炉共用)	個 数 -			
		c. 燃料集合体約 1,770 体分	(注1)記載の適正化を行う。既工事計画書には「燃料ピット」 (注2)破損燃料容器ラック5体分を含む。	」と記載	で使用している解析条件	
		(全炉心燃料の約1,130%相当分、4	(注3)記載の適正化を行う。既工事計画書には「寸法」と記録	載		
		号炉原子炉補助建屋内1号、2号、	(注4) 公称值	. > =++p		
		3号及び4号炉共用)		」と記載 」と記載	2	
	ラック材料	ステンレス鋼	(注?) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。		3号機設備は、3号機の	
		(全炉心燃料の約270%相当分)	(注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「内張り材料」	」と記載	工事の計画に記載する。	
		ボロン添加 (0.95~1.05wt%) ステン	以下の設備は、既存の3号機設備であり、③1号機、2) 卓継 - 9 卓継 ひがょ 4 卓継 井田		
		レス鋼	の設備である。	· 与版、 3 与版及O 年与版示/D	3	
		(全炉心燃料の約1,580%相当分、3			設計及び工事の計画の③	
		号炉原子炉補助建屋内、1号、2	使用済燃料ピット Aエリア、Bエリア (3号機設備、1	.・2・3・4号機共用)	は、設置許可申請書(本	
		号、3号及び4号炉共用、並びに4			文)の③の内容と同義で	
		号炉原子炉補助建屋内1号、2号、			<u>あり、整合している。</u>	
		3号及び4号炉共用)				
		ボロン添加 (0.50~0.75wt%) ステン			4	
		レス鋼			4号機設備は、4号機の	
		(全炉心燃料の約 670%相当分、3 号			工事の計画に記載する。_	
		炉原子炉補助建屋内、1号、2号、				
		3号及び4号炉共用、並びに4号				
		炉原子炉補助建屋内1号、2号、3				
		号及び4号炉共用)				
	ライニング材料	ステンレス鋼				

設置許可申請書 (本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		(3 号機 既工部 要目表) 3 金剛然好神器如係、發生、現土、現土、日本の一致 文正版 (1) 使用液解特別の係、提集、現土、北京 文正版 (2) 文正版 (2) 文正版 (3) 文正版 (4) 公正版 (4) 公正成 (4)	⑤ 設計及び工事の計画の⑤ は、設置許可申請書(本文)の⑤の内容と同義であり、整合している。.	平成27年8月4日付け原規 規発第1508041号にて認 可された高浜発電所第3 号機の工事計画による

設置許可申請書 (本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		(4号機 既工認 要目表)		平成27年10月9日付け原
		3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項 (1)使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数		規規発第1510091認可さ
		Aエリア Bエリア 変更後 変更 前 変更後 変更 前 変更 後		れた高浜発電所第4号機
		名 称 使用済燃料ピット 使用済燃料ピット (1・2・3・4号機 (1・2・3・4号機		の工事計画による
		共用) 共用) 共用)		
		種 類 - ステンレス銅ー 内張りブール形 (連絡開口付き) ステンレス銅ー 内張りブール形 (連絡開口付き)		
		<u>安</u> 体 た て n		
		横 n. 変更なし 変更なし		
		サイニング p p つ n n n n n n n n n n n n n n n n n		
		法		
		(元)		
		個 数 -		
		(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「使用清照料ピット」と記載 (注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ステンレス鍋内張りプール形」と記載		
		(注3) 使用溶燃料集合体に破損燃料保管容器ラック分を加えた本数を示す。 (注4) 公称値		
		(注9) 既工事計画書に記載がないため記載の運正化を行う。記載内容は、設計図書による。 (注6) ピット底部の掘り込み部分の寸法を示す。		
		(既工認 要目表)		
		(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数 変 更 前 変 更 後		平成28年6月10日付け原
		名 称 使用済燃料ピットラック (注1)		規規発第1606104号にて 認可された工事計画によ
		種 類 -		
		<u> </u>		
		中心間距離 nm 主要内のり nm 変更なし		
		寸 法 高 さ mm		
		厚 さ mm		
		(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「燃料ピットラック」と記載		
		(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「数量」と記載		
		(注3) 11アセンブリ全体の容量である。 (注4) 記載の適正化を行う。		
		(注5) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。		
		(注8) 公称値 (注7) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年12月25日		
		付け50資庁第13781号にて認可された工事計画の添付図面第1図「燃料ピットラック全		
		体配置図」及び第2図「燃料ピットラック詳細」による。 (注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「SUS304-B、SUS304-HP」と記載		
		The state of the s		
L	1			

設置許可申請書 (本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		以下の設備は、既存の3号機設備であり、③1.号機、2号機、3号機及び4号機共用の設備である。		
		使用済燃料ラック Aエリア、Bエリア (3号機設備、1・2・3・4号機共用)		
		(3号機 既工認 要目表)		
		(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数		平成27年8月4日付け原規
		変更前変更後		規発第1508041号にて認
		使用済燃料ラック 名 称 (1・2・3・4号機共用)		可された高浜発電所第3
		Aエリア Bエリア 種 類 - たて型貯蔵方式 たて型貯蔵方式		号機の工事計画による
		<u>容</u> 量 体		
		(注)中心間距離 mm		
		主 内 の り ㎜ 変更なし		
		要 寸 高 さ ^(注5) mm 法		
		材 料 (注8) —		
		個 数 -		
		(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「使用済燃料ラック」と記載		
		(注2) 4アセンブリ全体の容量である。 (注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「主要寸法(ラックセル)」と記載		
		(注4) 公称值		
		(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全高」と記載 (注6) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成18年9月8日付		
		け平成16・06・01原第2号にて認可された工事計画の添付資料3「使用済燃料貯蔵設備		
		の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書」による。 (注7) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成8年4月22日付		
		け6資庁第3824号にて認可された工事計画の添付資料5「核燃料物質が臨界に達しない		
		ことを説明する書類」による。 (注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「本体材料」と記載		
		(注9) 「別紙 ボロン添加ステンレス鋼規格表(Aエリア)」参照		
		(注10) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ボロン添加ステンレス鋼」と記載		
		(注11) 「別紙 ボロン添加ステンレス鋼規格表 (Bエリア)」参照 (注12) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「4 (アセンブリ)」と記載		
		ボロン添加ステンレス鋼関格表 (Aエリア) 機械的強度 化学的政分(%)		
		材料名		
		ボロン修加 ステンレス鋼 (B - SUS)		
		ボロン添加ステンレス鋼類格表 (Bエリア)		
		機械的強度		
		引張独さ (耐力) '' o C Si Min P S Ni Cr B No N/om ² N/om ² N/om ² A C Si Min P S Ni Cr B No ステンレス網		
		ステンレス網 (B-SIS) (注1) SI単位に換算したものである。		
		(注2) 既工事計画書に記載がないたの記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。		
	I			

(42) (42) (43) (44) (44) (44) (44) (45) (45) (46) (46) (46) (46) (47) (48) (48) (48) (48) (48) (48) (48) (48	第二二二量 体	平成 27 年 10 月 9 目付け 原規規発第 1510091 号に て認可された高浜発電所 第 4 号機の工事計画によ る

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】		
		(基本設計方針)		
(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力	4.3 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	2. 燃料貯蔵設備		
(iii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	4.3.2 設計方針	<中略>		
b. 使用済燃料ピット水位の異常低下時における使用済燃料ピット	(2) 使用済燃料ピット水位の異常低下時における使用済燃料ピット	また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより使用済燃料ピット		
内燃料集合体の損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放	内燃料集合体の損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出	水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、		
出低減	低減	可搬型スプレイ設備にて、使用済燃料ピットラック及び燃料体等を冷却し、		
①使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料	使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、使用済燃料ピ	臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、使用済燃料	設置許可申請書(本文)の	
ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備に	ットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備にお	貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水、スプレイ及び蒸気条件の	①は、文章構成上の違い	
おいても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下	いても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未	<u>もと、</u> 制御棒クラスタ等の中性子吸収効果を考慮せずに② <u>実効増倍率が不確</u>	であるため、設計及び工	
端未満かつ水位低下が継続する場合に、燃料損傷の進行を緩和	満かつ水位低下が継続する場合に、燃料損傷の進行を緩和し、臨	定性を含めて 0.98 以下で臨界を防止できる設計とする。	事の計画と整合してい	
し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置におい	界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、使		<u>る。</u>	
て、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注	用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水、スプ	4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備		
水、スプレイ及び蒸気条件においても②未臨界を維持できること	レイ及び蒸気条件においても未臨界を維持できることにより臨界		設計及び工事の計画の②	
により臨界を防止し、燃料損傷時に使用済燃料ピット全面にスプ	を防止し、燃料損傷時に使用済燃料ピット全面にスプレイするこ	(3) 使用済燃料ピットへのスプレイ	は、設置許可申請書(本	
レイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低	とによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための	使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい その他の要因により当該使用済	文) の②を具体的に記載	
減するための設備として以下の可搬型スプレイ設備(使用済燃料	設備として以下の可搬型スプレイ設備(使用済燃料ピットへのス	燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料	しており、整合している。	
ピットへのスプレイ)を設ける。_	<u>プレイ)を設ける。</u>	体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止できるよう、 <u>可搬型スプ</u>		
	可搬型スプレイ設備(使用済燃料ピットへのスプレイ)として、	レイ設備(使用済燃料ピットへのスプレイ)を設置する。		
	送水車、スプレイヘッダ、燃料油貯油そう及びタンクローリーを	なお、水位の異常な低下としては、可搬型代替注水設備を用いても使用済		
	使用する。	燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合を考慮する。		
		<中略>		
		可搬型スプレイ設備は、燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、できる限		
		り環境への放射性物質の放出を低減することにより大気への拡散を抑制する		
		ため、使用済燃料ピットの全面に向けてスプレイし、使用済燃料ピットに貯		
		蔵している燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上まわる量を使用済燃料ピ		
		ット内へスプレイする設計とする。使用済燃料ピット内へのスプレイ量は、		
		試験により確認する。		
		(3) 使用済燃料ピットへのスプレイ		
		<中略>		
可搬型スプレイ設備(使用済燃料ピットへのスプレイ)として、	海を水源とした送水車は、可搬型ホースによりスプレイヘッダを	可搬型スプレイ設備として、送水車により、可搬型ホース及びスプレイへ		
海を水源とした送水車は、可搬型ホースによりスプレイヘッダを	<u>介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</u> 送水車の燃	<u>ッダを介して海水を使用済燃料ピットへスプレイできる設計とする。</u>		
<u>介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</u>	料は、燃料油貯油そうよりタンクローリーを用いて補給できる設計	<中略>		
	とする。			

資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性

目 次

		貝
1.	概要	T1-添1-2-1
2.	基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T1-添1-2-1
3.	記載の基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添1-2-1
4.	発電用原子炉の設置の許可との整合性	
-	├一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な	
	体制の整備に関する事項	T1-添1-2-2

1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。) 第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条 の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するも のである。

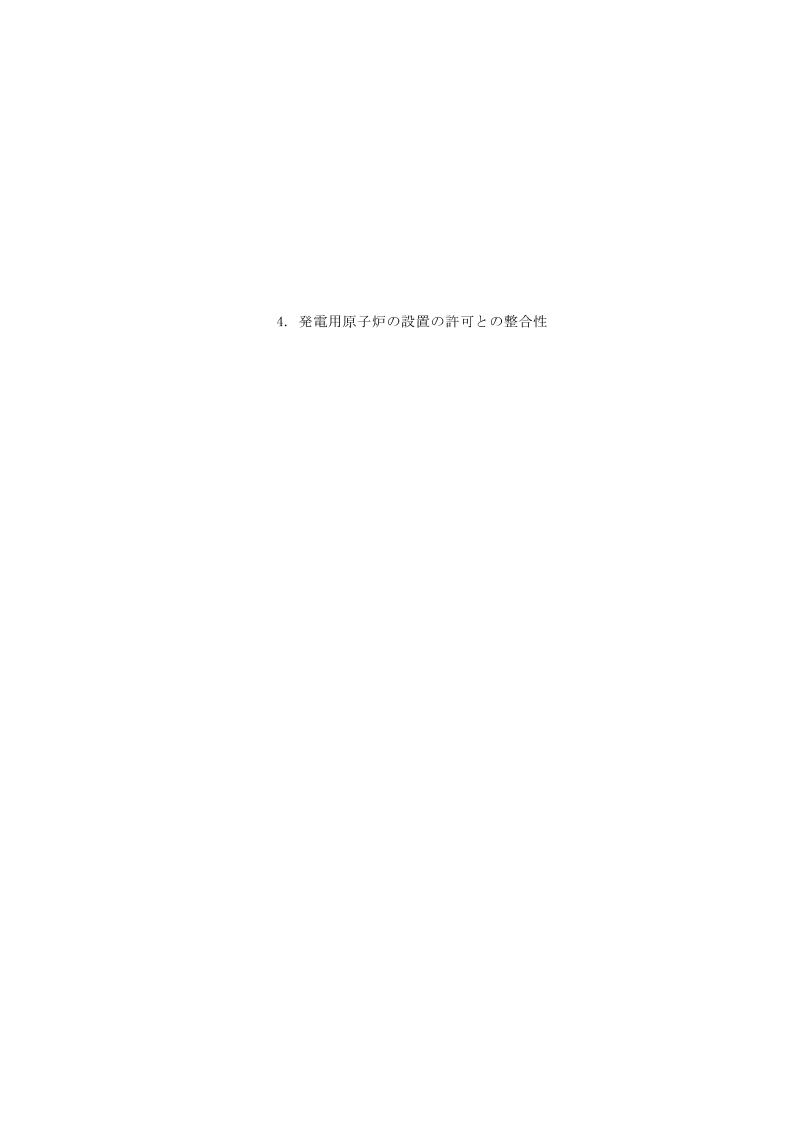
2. 基本方針

設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和4年12月21日付け原規規発第2212211号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書)(以下「設置許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文(十一号)」と設計及び工事の計画のうち「IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」について示す。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文(十一号)」に記載する順とする。



発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。		設置許可申請書(本文(十一号))において、設計 及び工事の計画の内容は以下のとおり満足してい る。	
A. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉		చం	
1. 目的 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備 に関する事項(以下「品質管理に関する事項」という。)は、発電所の安全 を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品管規則」という。)に基 づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改 善することを目的とする。	1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 当社は、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全 文化を育成し及び維持するための活動を行う仕組みを含めた原子炉施設の設 計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための 品質マネジメントシステムを確立し、「高浜発電所原子炉施設保安規定」(以 下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規 定品質マネジメントシステム計画」という。)に定めている。 「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管 理計画」という。)は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、 設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示 したものである。	設計及び工事の計画では、高浜発電所原子炉施設保安規定に品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めていることから整合している。(以下、設置許可申請書(本文十一号)に対応した設計及び工事の計画での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。)	
2. 適用範囲 品質管理に関する事項は、高浜発電所の保安活動に適用する。	 2. 適用範囲・定義 2. 1 適用範囲 設工認品質管理計画は、高浜発電所1号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。 	設計及び工事の計画の適用範囲は、設置許可申請書(本文十一号)の適用範囲に示す高浜発電所の保 安活動に包含されていることから整合している。	
3. 定義 品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質 規則に従う。 (1) 原子炉施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の 5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (2) 原子力部門 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理(運 転開始前の管理を含む。)する各組織(組織の最小単位)の総称をいう。	2.2 定 義 設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。 (1) 実用炉規則 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)をいう。 (2) 技術基準規則 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)をいう。 (3) 実用炉規則別表第二対象設備 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。 (4) 適合性確認対象設備 設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備をいう。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文</u> 十一号) に基づき定めている高浜発電所原子炉施設 保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の 定義に従っていることから整合している。	

発電用原子炉の設置の許可との整合性 設置許可申請書(本文(十一号)) 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備考 4. 品質マネジメントシステム 3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネ 十一号) に基づき定めている高浜発電所原子炉施設 (1) 原子力部門は、品質管理に関する事項にしたがって、品質マネジメント ジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。 保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い品 システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その 質管理を行うことから整合している。 改善を継続的に行う。 (2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用 設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文 確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。 設工認におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要性に応じて以 十一号) に基づき定めている高浜発電所原子炉施設 a. 原子炉施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 下のとおり行う。 保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設 設計・調達の管理に係るグレード分け (原子炉施設) b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安 計のグレード分けを行うことから整合している。 全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の 重要度※ グレードの区分 大きさ 次のいずれかに該当する工事 c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不 ○クラス1の設備に係る工事

・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう「重要

度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラス1に分類

○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区

分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさ

Aクラス

又は

Bクラス

水 亭 . ♠			安全上の	機能別重要	更度区分		
発電への 影響度区分	クラス1		クラス2		クラス3		7 0 14
影響及凸分	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	その他
R1					P		
R2	A				D		
R3						С	

R1:その故障により発電停止となる設備

○クラス2の設備に係る工事

ない設備」を除く設備に係る工事

R2:その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備(R1を除く)

R3:上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

設計・調達の管理に係るグレード分け(原子炉施設のうち重大事故等対処施設)

1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1)
重要度	グレードの区分
○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備(常設設備)	SA常設
○重大事故等対処設備(可搬設備)	SA可搬(工事等含む) 又は SA可搬(購入のみ)

3.6.2 供給者の選定

適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響

いう。)に明記する。

(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令(以下「関係法令」と

いう。) を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメン

トシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」と

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。

設計及び工事の計画では、設置許可申請書 (本文十一号) に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達のグレード分けを行うことから整合している。

発電用原子炉の設置の許可との整合性						
設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考			
(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。 b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。 c. プロセスの順序及び相互の関係を明確には必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。) 並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。) に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)。 e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。 g. プロセス及び原子力部門の体制を晶質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全をが確保されるようにする。 (5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。(6) 原子力部門は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。) への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した文書 (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	成日及び上帯や日間 欧日帯祭	正日江	νπ **			
 4.2.2 品質マニュアル 原子力部門は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。 (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係 						
4.2.3 文書の管理 (1) 原子力部門は、 <u>品質マネジメント文書を管理する。</u> (2) 原子力部門は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、 <u>品質マネジメント文書に関する</u> 次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。 a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	3.7.1 文書及び記録の管理 (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録 設計、工事及び検査に係る組織の長は、設計、工事及び検査に係る文書 及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基 づき作成し、これらを適切に管理する。 (2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に 用いる場合の管理					

発電用原子炉の設置の許可との整合性					
設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	 備 考		
b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する原子力部門内における各組織の要員を参画させること。 d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 g. 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、 工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。 (3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。				
4.2.4 記録の管理 (1) 原子力部門は、 <u>品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u> (2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。					
 5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って 品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性 を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 (1) 品質方針を定めること。 (2) 品質目標が定められているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 (4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源が利用できる体制を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。 (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。 					
5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務 等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれ ないようにする。 5.3 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。 (1) 原子力部門の目的及び状況に対して適切なものであること。					
(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。					

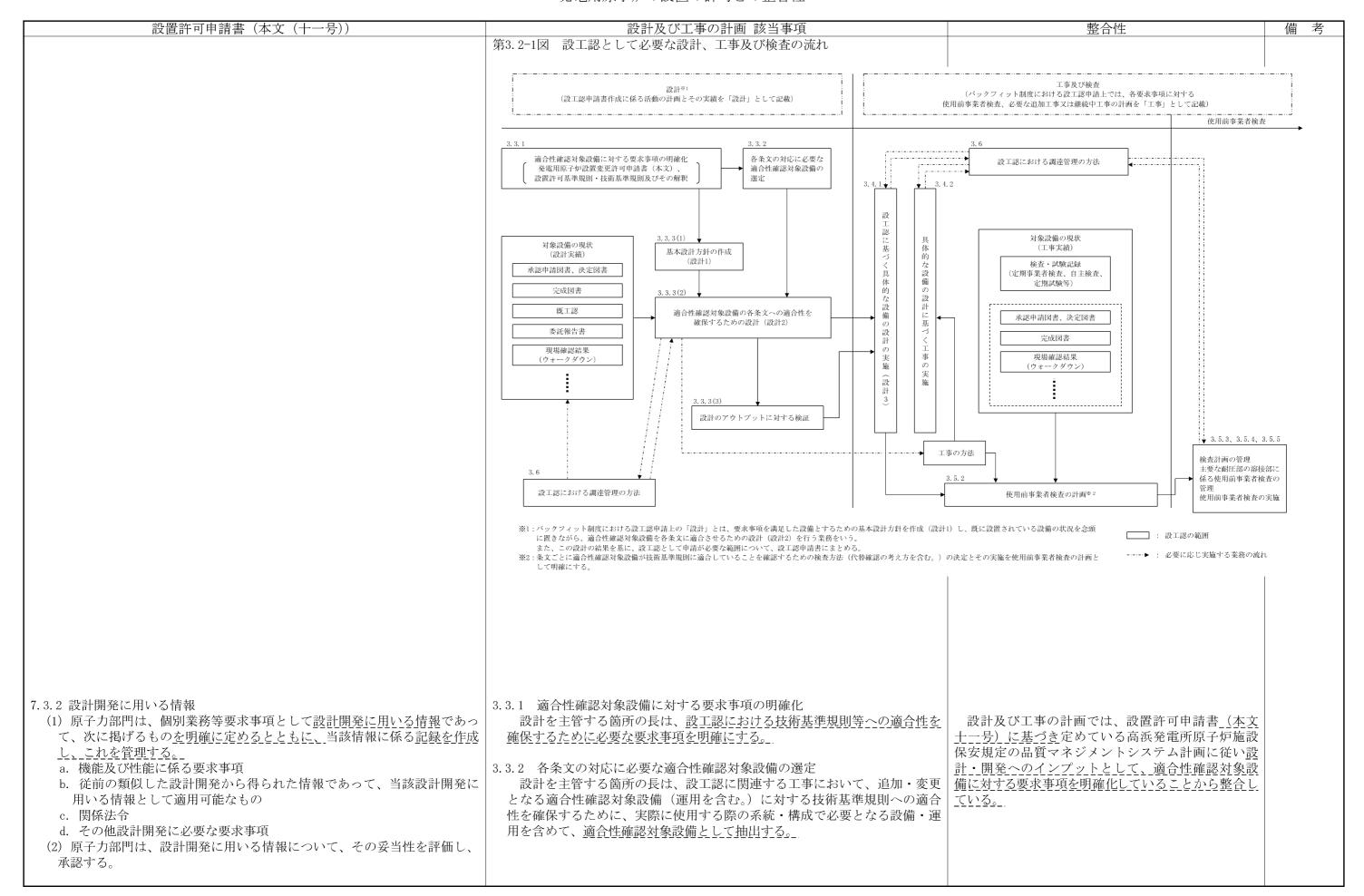
設置許可由請書(太文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備差
設置許可申請書(本文(十一号)) (3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。 (5) 品質な、 (5) 品質な、 (6) 品質な、 (7) に、原子力部門内における各組織において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。 (8) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、品質マネジメントシステムが3.5にする。 (2) 社長は、品質でネジメントシステムが4.0の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、高質でネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (5) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (6) 社長は、原子力部門内における全組織技び要員の責任及び権限をびに原子力部門内における全組織技び要員の責任及び権限をが定め、アカビを持つて業務を遂行できるようにする。 (5) と、貴族の対権限を与える。 (6) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (7) は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る方は人び権限を与える。 (8) 最近な企業化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 (4) 関係法令を遵守すること。 (5) (5) 3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する連絡の責任及び権限を与える。 (4) 個別業務の実成を管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 (5) 2 の関別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 (6) 6) 2 の関別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 (6) 1 会の実施状況に関する評価を行うこと。 (6) 1 会の実施状況に関する評価を行うこと。	設計及び工事の計画 該当事項 3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含 む。) 設計、工事及び検査は、本店組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。。 該計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文</u> 土一号)に基づき高浜発電所原子炉施設保安規定に 品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に定い設工認品質管理計画 にて設計、工事及び検査に係る組織を定めているこ とから整合している。	/

設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のための			
リーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施			
a. 前負目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、未務の美胞 状況を監視測定すること。			
b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全へ			
の取組を積極的に行えるようにすること。			
c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に			
確実に伝達すること。			
d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、			
要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			
9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められ			
た間隔で行う。			
5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立され ているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する			
情報が確実に伝達されるようにする。			
III INA PEZCIO DE CAUDO O ZIO ZO			
5.6 マネジメントレビュー			
5.6.1 一般			
(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善			
の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメ ントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あら			
かじめ定められた間隔で行う。			
c 3/2 3 3 1 7 2 1 3 1 1 7 5			
5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			
原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる			
情報を報告する。			
(1) 内部監査の結果 (2) 原子力部門の外部の者の意見			
(3) プロセスの運用状況			
(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」と			
いう。)並びに自主検査等の結果			
(5) 品質目標の達成状況			
(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (7) 関係法令の遵守状況			
(1) 関係伝තの遵守状況 (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況			
(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置			
(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更			
(11) 原子力部門内における各組織又は要員からの改善のための提案			
(12) 資源の妥当性 (12) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13) (13			
(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性			
 5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に			
掲げる事項について決定する。			
a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善			
b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善。 日質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために			
c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために 必要な資源			
d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善			
e. 関係法令の遵守に関する改善			
		1	

設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管			
理する。			
(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。			
6. 資源の管理			
6.1 資源の確保			
原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる			
資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。			
(1) 要員			
(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境			
(4) その他必要な資源			
6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した			
結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以			
下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。 (2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じ			
て、次に掲げる業務を行う。			
a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。			
b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。			
c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。			
d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているよう にすること。			
(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献			
(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献			
(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性			
e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管			
理すること。			
7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施			
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画			
(1) 原子力部門は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定すると			
ともに、そのプロセスを確立する。			
(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業			
務等要求事項との整合性を確保する。 (3) 原子力部門は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」とい			
う。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。			
a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更によ			
り起こり得る結果			
b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 ************************************			
c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資 源			
d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの			
個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定			
基準」という。)			
e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業			
務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4) 原スカ郊即は、第字した伊別業務計画も、その伊別業務の作業方法に適			
(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。			

設置許可由善妻 (木文 (十一早))	設計及び工事の計画 該当事項	敕	- 借 老
設置許可申請書(本文(十一号)) 7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	改訂及い上事の計画 該当事項	整合性	
7.3 設計開発 7.3.1 設計開発計画 (1) 原子力部門は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。. (2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。. a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c. 設計開発に係る各組織及び要員の責任及び権限 d. 設計開発に必要な原子力部門の内部及び外部の資源 (3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査 設工認における設計、工事及び検査の流れを第3.2-1図に示すとともに、 設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との 関係を第3.2-1表に示す。 なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請(届出)が不要な 工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するととして、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。 設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。	品質マネジメントシステム計画を定め、その品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画 にて設計、工事及び検査に係る組織を定めているこ	

設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項					整合性	備考
		第3.	2-1表 設工認にお		及び検査の各段階		
		í	各段階	保安規定品質マネ ジメントシステム 計画の対応項目	概要		
		3. 3	設計に係る品質管理 の方法 適合性確認対象設備	画	適合性を確保するために必要な 設計を実施するための計画 設計に必要な技術基準規則等の		
		3. 3. 1	に対する要求事項の 明確化	1	要求事項の明確化		
		3. 3. 2	各条文の対応に必要 な適合性確認対象設 備の選定		技術基準規則等に対応するため の設備・運用の抽出		
	設計	3. 3. 3(1)	基本設計方針の作成 (設計 1)	7.3.3 設計開発の 結果に係る情報	要求事項を満足する基本設計方針の作成		
		3. 3. 3 (2)	適合性確認対象設備 の各条文への適合性 を確保するための設 計(設計2)	結果に係る情報	適合性確認対象設備に必要な設計の実施		
		3. 3. 3 (3)	設計のアウトプット に対する検証	7.3.5 設計開発の 検証	基準適合性を確保するための設 計の妥当性のチェック		
		3. 3. 4	設計における変更	変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応		
		3. 4. 1	設工認に基づく具体 的な設備の設計の実	1	設工認を実現するための具体的 な設計		
		3. 4. 1 **	施(設計3)	和末に休る情報 7.3.5 設計開発の 検証	√ 小司又百		
		3. 4. 2	具体的な設備の設計 に基づく工事の実施	_	適合性確認対象設備の工事の実 施		
		3. 5. 1	使用前事業者検査で の確認事項	_	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること		
	工事及び検査	3. 5. 2	使用前事業者検査の 計画	_	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する計画と方法の決定		
		3. 5. 3	検査計画の管理	_	使用前事業者検査を実施する際 の工程管理		
		3. 5. 4	主要な耐圧部の溶接 部に係る使用前事業 者検査の管理	_	主要な耐圧部の溶接部に係る使 用前事業者検査を実施する際の プロセスの管理		
		3. 5. 5	使用前事業者検査の 実施	妥当性確認	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認		
	調達	3.6	設工認における調達 管理の方法	1	適合性確認に必要な、設計、工 事及び検査に係る調達管理		
	*:		設計、工事及び検 :階におけるレビュ		の審査」で述べている「設 示す。		



設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。 (1) 基本設計方針の作成(設計1) 「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2) 「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。 なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十一号)に基づき</u> 定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計・開発からのアウトプットを作成するために設計を実施していることから整合している。	
7.3.4 設計開発レビュー (1) 原子力部門は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画にしたがって、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 原子力部門は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する各組織の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査 なお、設計の各段階におけるレビューについては、本店組織及び発電所組 織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十</u> 一号) <u>に基づき</u> 定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い <u>設計のレビューには専門家を含めていることから整合している。</u>	
(3) 原子力部門は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、 <u>第</u> 3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。		
7.3.5 設計開発の検証 (1) 原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画にしたがって検証を実施する。 (2) 原子力部門は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 原子力部門は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証 (3) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、設計1及び設計2の結果について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に検証を実施させる。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十</u> 一号)に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設計の検証を実施していることから整合している。	
7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1) 原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画にしたがって、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。 (2) 原子力部門は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。		

設置許可申請書(本文(十一号))				設計及びコ	「事の計画 該当事項		整合性	備考
	ī	た確認	忍方法		「3.5.2 使用前事業者 事業者検査を実施するた する。			
	力	実施で法を決	ける検え 快定する	査が代替検査と	なる場合は、代替による	使用前事業者検査の		
		検査	 実施責任	壬者は、検査を	担当する箇所の長の依頼 制のもとで、 <u>使用前事業</u>			
			•		こ対する確認項目及び確			
		要求種別	i <u>J</u>	確認項目 タ 称 助 付 節	確認視点 設計要求どおりの名称、取	主な検査項目		
			設置		付箇所、個数で設置されて			
			要求			外観検査		
				材料、寸法、耐	要目表の記載どおりである	材料検査		
				圧・漏えい等の	ことを確認する。	寸法検査		
				構造、強度に係 る仕様 (要目 1 を		建物・構築物構造検査 外観検査		
		設計	機能	表)		据付検査		
	設備	要求			実際に使用できる系統構成	状態確認検査		
				隔離、可搬設備	になっていることを確認す	耐圧検査		
				の接続性	る。	漏えい検査		
					目的とする機能・性能が発	l		
					揮できることを確認する。 評価条件を満足しているこ	機能・性能検査		
			評価	ット条件等の要		件を設置要求、機能要		
			要求	求事項		求の検査を適用		
				手順確認	(保安規定)	状態確認検査		
	運用	運用要	更求		手順化されていることを確			
					認する。			
7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 原子力部門は、 <u>設計開発の変更を行った場合に</u> おいては、 <u>当該変更の内</u>		計を主	三管する	る箇所の長は、	設計の変更が必要となっ		設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文</u>	
容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作				受けるものについ	ハて必要な設計を実施し	、設計結果を必要に		
成し、これを管理する。 (2) 原子力部門は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検		修正す	<u>る。</u>				保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設 計の変更管理を実施していることから整合してい	
正及び妥当性確認を行い、変更を承認する。							前の変叉自任を大幅していることがり至日してい <u>る。</u>	
(3) 原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子							7-20-1	
<u>炉施設に及ぼす影響の評価</u> (当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及								
ぼす影響の評価を含む。) <u>を行う。</u>								
(4) 原子力部門は、 <u>(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその</u> 結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。								
7.4 調達								
7.4.1 調達プロセス				る調達管理の方				
(1)原子力部門は、 <u>調達する物品又は役務</u> (以下「調達物品等」という。) が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事				周産官埋 <u>は、保</u> 里を実施する。	安規定品質マネジメント	ン人エム計画に基つ	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文</u> 十一号)に基づき定めている高浜発電所原子炉施設	
項」という。) に適合するようにする。		1157	<u>: ノ_ 巨 さ</u>	<u> </u>			11_27_12至20年のでする同族光電所が「が帰版 保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調	
							達管理を実施していることから整合している。	

設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(2) 原子力部門は、 <u>保安活動の重要度に応じて、</u> 調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	3.6.3 調達製品の調達管理 (2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。 (1) 調達文書の作成 調達を主管する箇所の長は、一般汎用品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般汎用品に係る情報の入手に関する事項及び調達を主管する 箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十一号)に基づき</u> 定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達管理における一般汎用品の管理及び原子力規制委員会の職員が供給先の工場等への施設への立ち入りがあることを供給者へ要求していることから整合している。	
(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項にしたがい、調達物品等を供給する 能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。 (4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定 める。 (5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講 じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	3.6.1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を 供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価 を実施する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十一号)に基づき</u> 定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者の評価を実施していることから整合している。	
(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、 <u>適切な調達の実施に必要な事項</u> (当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。) <u>を定める。</u>	3.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。.	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十一号)に基づき</u> 定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い供給者を選定していることから整合している。	
 7.4.2 調達物品等要求事項 (1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項 (2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。 (3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 	3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係る グレード分けを適用する。. (1) 調達文書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメ ントシステム計画に示す調達要求事項を含めた調達文書(以下「仕様書」 という。)を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「(2) 調 達製品の管理」参照)	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文</u> 十一号) <u>に基づき</u> 定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い調達仕様書を作成していることから整合している。	

設置許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
7.4.3 調達物品等の検証 (1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているように するために必要な検証の方法を定め、実施する。 (2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証 を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給 者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確 に定める。	(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品される よう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。 (3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 調達を主管する箇所の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十一号)に基づき</u> 定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、その他の活動を含む調達製品の検証を実施していることから整合している。	
7.5 個別業務の管理 7.5.1 個別業務の管理 原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。) <u>に適合す</u> るように実施する。	3.6.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健 全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行わ れていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。 3.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認に基づく設備の具 体的な設計(設計3)、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事 を以下のとおり実施する。	設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文</u> 十一号)に基づき定めている高浜発電所原子炉施設 保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い、	
(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 (5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。 (6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。 3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調	工事の実施、使用前事業者検査の計画の策定を業務の管理として実施していることから整合している。	
	使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施 箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。 3.5.1 使用前事業者検査での確認事項		
	使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。 ①実設備の仕様の適合性確認 ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施する。 ②については、工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が		
	「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行わ		

設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	れていることの確認をQA検査に追加する。		
	また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検		
	査の、記録の信頼性確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。		
	 3.5.2 使用前事業者検査の計画		
	検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に		
	記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合して		
	いることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。		
	使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項		
	<u>目及び方法並びに第3.5-1表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及</u>		
	び主な検査項目を基に計画を策定する。		
	適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備		
	についても、使用前事業者検査を計画する。		
	個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼして いないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメー		
	タを確認することによる使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じ		
	て策定する。		
	また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査		
	概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。		
	3.5.3 検査計画の管理		
	検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検		
	査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ検査計画を作成す		
	<u>る。</u> 使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われること		
	を適切に管理する。		
	3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理		
	主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程		
	であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプ		
	ロセスの適切性の確認及び監視を行う。		
	また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接 材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関		
	連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出さ		
	せ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。		
	3.5.5 使用前事業者検査の実施		
	使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。		
	(1) 使用前事業者検査の独立性確保		
	使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。		
	(2) 使用前事業者検査の体制 使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。		
	検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認		
	に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合		
	していることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定		
	した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作		
	成し、検査実施責任者が制定する。		
	実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の		
	方法を決定する。 (4) 使用前事業者検査の実施		
	(4) 使用則事業有候宜の美施 検査実施責任者は、検査を担当する箇所の長の依頼を受け、検査要領書		
	に基づき、確立された検査体制のもとで、使用前事業者検査を実施する。		

設置許可申請書 (本文 (十一号))				設計及びコ	[事の計画 該当事項		整合性	備考
	第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点 要求種別 確認項目 確認視点 主な検査項目							
7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。 (2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、	設備	設計要求	設 要 機 要 評 要 価 求	所、個数、設置 状態、保管状態	実際に使用できる系統構成 になっていることを確認す る。 目的とする機能・性能が発 揮できることを確認する。 評価条件を満足しているこ	l I		
これを管理する。 (4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。 a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認の方法	東原確認 (保安規定) 状態確認検査 手順化されていることを確認する。				手順化されていることを確 認する。			
7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 (1) 原子力部門は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。) の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)	機器、 工事を	弁及で ≥主管		ティ 、機器、弁及び配管等に に従った <u>管理を実施する</u>		設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十</u> 一号) <u>に基づき</u> 定めている高浜発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い <u>識別管理を実施していることから整合している。</u>	
7.5.4 組織の外部の者の物品 原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品を所持している場合において は、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 7.5.5 調達物品の管理 (1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物 品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び 保護を含む。)する。								
7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 原子力部門は、機器等又は <u>個別業務の個別業務等要求事項への適合性の</u> 実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)	計量器 設計ス	の管理 なはエ	事を主管する箇	所の長並びに検査を担当		設計及び工事の計画では、設置許可申請書 <u>(本文十</u> 一号) に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安	

	発電用原士炉の設直の計可との整合性		
設置許可申請書 (本文 (十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。 (4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 原子力部門は、(4) の場合において、当該監視測定のための設備及び(4) の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	する計量器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。	規定の品質マネジメントシステム計画に従い監視測定のための設備の管理を実施していることから整合している。.	
8. 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画 し、実施する。 (2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 8.2 監視及び測定			
8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。 (2) 原子力部門は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。			
8.2.2 内部監査 (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う各組織その他の体制により内部監査を実施する。			
a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求 事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を 定める。			
(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る各組織、個別業務、プロセス その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監 査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関 する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施する ことにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の			
(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の 選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。			

語の子の中華所(久文(1・号) 語が表現である。というなどの表現を行うない。 の 例えて通知し、対象に 不見がではないで表現を行うないとない。 の 例えて通知し、対象に 不見がではないを表現とない。 の 例えて通知し、対象に 不見がではないを表現とない。 の 例えて通知し、対象に 不見がではないを表現とない。 の 例えて通知し、対象に 不見がではないを表現とない。 はたい では、一般に 不見がではないをと思いと思なくない。 の 例えて通知し、ことのではないでは、一般である。 の 例えて通知し、ことのではないでは、一般である。 の 例えて通知し、ことができないとと思いと思なくは、一般である。 の 例えて通知し、ことができないとと思いない。 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保す <u>れた仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合しているこ</u> <u>とを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施</u> <u>箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</u>

発電用原子炉の設置の許可との整合性 設置許可申請書(本文(十一号)) 設計及び工事の計画 該当事項 整合性 備考 8.3 不適合の管理 3.8 不適合管理 (1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又 設工認に基づく設計、工事及び検査において発生した不適合については、 設計及び工事の計画では、設置許可申請書(本文十 は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定 保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。 一号) に基づき定めている高浜発電所原子炉施設保安 規定の品質マネジメントシステム計画に従い不適合管 し、これを管理する。 (2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び 理を実施していることから整合している。 権限を手順書等に定める。 (3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及 ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての 承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。 c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を 講ずること。 d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、そ の不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずるこ (4) 原子力部門は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録を作成し、これを管理する。 (5) 原子力部門は、(3)a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求 事項への適合性を実証するための検証を行う。 8.4 データの分析及び評価 (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであるこ とを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の 必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデ ータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集 し、及び分析する。 (2) 原子力部門は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に 掲げる事項に係る情報を得る。 a. 原子力部門の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得 られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるもの を含む。) d. 調達物品等の供給者の供給能力 8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、 品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の 活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が 必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。 8.5.2 是正処置等 (1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響 に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。 a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の 事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。

c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。

置を変更する。

d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措

設置許可申請書(本文(十一号))	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じたすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。 (3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。 			
8.5.3 未然防止処置 (1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。 a. 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。			

資料 2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が 臨界に達しないことに関する説明書

目 次

		真
1. 概要		T1-添2-1
2. 大規	模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添2-1
別添 1	大規模漏えい時の未臨界性評価における不確定性評価の考え方	
別紙 1	計算機プログラム(解析コード)の概要	

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「技術基準規則」という。)」第26条及び第69条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「解釈」という。)」に基づき、燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」という。)が臨界に達しないことを説明するものである。

本資料では、技術基準規則第69条第2項の要求事項に基づき、使用済燃料貯蔵設備(以下「使用済燃料ピット」という。)からの大量の水の漏えいその他の要因により水位が異常に低下した場合において、制御棒クラスタ等の中性子吸収効果を考慮せずに燃料体等が臨界に達しないことを説明する。

なお、技術基準規則第26条及び第69条第1項の要求事項に基づく燃料取扱設備、新燃料貯蔵 設備及び使用済燃料貯蔵設備の燃料体等が臨界に達しないことの説明に関しては、既存設備の 変更はなく、及びそれらの運用の変更は伴わないことから既工事計画の基準適合性確認結果に 影響を与えないため、本資料で説明は行わない。

2. 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価

(1) 評価の基本方針

使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合(以下「大規模漏えい時」という。)、可搬型スプレイ設備(使用済燃料ピットへのスプレイ)により、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するため、使用済燃料ピット全面にスプレイを実施し、使用済燃料ピットラック(以下「ラック」という。)及び燃料体等を冷却する。また、可搬型放水設備(使用済燃料ピットへの放水)により、燃料損傷の進行を緩和し、燃料損傷時に原子炉補助建屋に大量の水を放水することによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減し、また、一部の水が使用済燃料ピットに注水されることで、ラック及び燃料体等を冷却する。なお、使用済燃料ピット全面にスプレイを実施し、ラック及び燃料体等を冷却することについては既工事計画から変更はない。

大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価は、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水、スプレイ及び蒸気条件においても臨界を防止できることを確認するため、体系を液相部(使用済燃料ピット水位より下部)と気相部(使用済燃料ピット水位より上部)の2相に分け、使用済燃料ピットの水位を冠水状態から完全喪失状態まで変化させて評価を行う。

解析の条件設定については、設計値等の現実的な条件を基本としつつ、原則、実効増倍率に対して余裕が小さくなるような設定とする。第1図に示すフローに基づき、臨界計算コードへのインプットデータの元となるパラメータを設定する。大規模漏えい時に使用済燃料ピ

ットへ注水・放水する場合の実態により即した条件(以下「基本ケース条件」という。)、 及び各パラメータに対するばらつき(以下、「不確かさ」という。)要因による影響を考慮 した条件(以下「不確かさを考慮した条件」という。)を設定のうえ、不確かさ同士の従属 性・独立性を踏まえた解析ケース(以下「感度解析ケース」という。)を設定する。解析条 件の具体的な設定については以下のとおり。

- 燃料配置については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、濃縮度が最も高い 取替燃料が新燃料として全てのラックに貯蔵された状態を設定する。
- ・ 水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。 液相部は純水とし、気相部においては、飽和蒸気の存在を考慮する。
- ・ 流量については、現実的な条件となるよう、重大事故等時対応のため整備している注 水及び放水に係る手順全てが同時に実施されたとして設定するとともに、不確かさと して設置されるポンプの全数起動を考慮する。
- 流入範囲及び流量分布については、現実的な条件となるよう、全流量がラック面積に対し一様に流入するものとして設定するとともに、不確かさとして全流量が局所領域に集中することを考慮する。
- ・ 燃料集合体内へ流入する水量の割合については、現実的な条件となるよう、ラックの 中心間距離と燃料集合体外寸から求まる面積比等から設定するとともに、不確かさと して斜め方向から液滴が流入することを考慮する。
- 燃料集合体内に流入した水は、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、全てが液膜となるように設定する。
- ・ 液膜については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、燃料棒全周に対し一様 に形成されるとした上で、厚くなるように設定する。
- ・ 放水の液滴径については、実効増倍率に対して余裕が小さくなるよう、スプレイ試験 等で得られた知見を踏まえ設定するとともに、不確かさとして有意であると考えられ る値の下限を考慮する。

なお、海水中の塩素による中性子吸収については考慮しない。

また、実効増倍率の計算には、3次元モンテカルロ計算コードKENO-VIを内蔵したSCALE Ver. 6.0を使用し、第2図に示す計算フローに従って計算を行う。なお、評価に用いる解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、別紙 1 「計算機プログラム(解析コード)の概要」に示す。

(2) 計算方法

a. 計算体系

計算体系は、垂直方向、水平方向ともに有限の体系とする。貯蔵する燃料は、最も反応

度の高い新燃料をすべてのラックへ貯蔵することを想定する。また、垂直方向では、上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は十分な中性子の反射効果が得られる厚さ(中性子反射効果が飽和する厚さ)である300mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、1,000mmのコンクリートとして評価する。水平方向では、使用済燃料ピット側面の構造物による中性子反射効果を考慮し、垂直方向上部と同様に300mmの水反射を仮定する。未臨界性評価の計算体系を第3図~第5図に示す。

b. 未臨界計算コードのインプットの元となるパラメータの設定

各パラメータの具体的条件を第1表に、これら条件に基づき設定した臨界計算コードへのインプットを第2表に示す。

c. 計算条件

評価の計算条件は以下のとおりである。

- (a) 評価には反応度の高い55GWd/tウラン燃料を使用し、その初期濃縮度は、約4.60wt%に濃縮度公差を見込み wt%とする。
- (b) 燃料有効長は、公称値3,642mmから延長し、3,660mmとする。
- (c) ラックの厚さは、中性子吸収効果を少なくするため下限値 _____とする。
- (d) 使用済燃料ピット内の水は純水とし、残存しているほう素は考慮しない。
- (e) 液相部の水密度は1.0g/cm³とする。

以下の計算条件は公称値を使用し、正負の製作公差を未臨界性評価上厳しくなる側に不確定性として考慮するもの(以下「製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件」という。)である。ここで、不確定性とは、計算コードの精度及び製作公差に対するばらつきの影響を実効増倍率換算で表したものを指す。なお、製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件には、ラック内での燃料体等が偏る効果を含む。

- (f) ラックの中心間距離
- (g) ラックの内のり
- (h) ラック内での燃料体等が偏る効果 (ラック内燃料偏心)
- (i) 燃料材の直径及び密度
- (j) 燃料被覆材の内径及び外径
- (k) 燃料要素の中心間隔(燃料体外寸)

なお、本計算における計算条件を第3表に、不確定性評価の考え方について別添1「大規 模漏えい時の未臨界性評価における不確定性評価の考え方」に示す。

(3) 計算結果

a. 判定基準

基本ケースにおいて中性子最適減速状態が発現しないこと、また、最大となる実効増倍率に不確定性を考慮しても実効増倍率が0.98以下であることを確認する。また、感度解析ケースにおいても中性子最適減速状態が発現せず、特異な傾向がないことを確認する。

b. 評価結果

未臨界性評価結果を第4表に示す。第6図のとおり、基本ケース及び感度解析ケースの全ケースにおいて、純水冠水状態から液相部高さ(水位)の低下に伴い実効増倍率は減少し、純水冠水状態において最大0.947となった。これに不確定性0.0115を考慮しても実効増倍率は0.959であり、実効増倍率0.98以下を満足している。

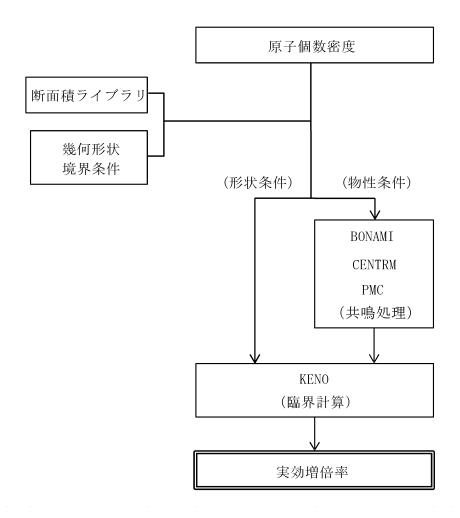
なお、計算コードに基づく不確定性については、今回の適用範囲である冠水から水位 200mmの範囲において、実効増倍率への気相部の寄与が大きくなる、低水位時相当のEALF の結果を計算コードの不確定性の算出に加えた場合においても、平均誤差 δ k 及び計算コードの不確かさ ϵ cに影響がないことから、低水位状態において適用した場合においても不確定性の評価結果は変わらず、水位によらず一定の値を評価に用いることは妥当である。

また、製作公差に基づく不確定性について、実効増倍率がほぼ横ばいである冠水状態から水位1000mm程度までを冠水時の不確定性で評価することについては、その範囲の実効増倍率への寄与については液相部が支配的であり、その場合は、不確定性についても液相部の評価結果に依存し、気相部に起因する変動はわずかであるため、この範囲においてはどの不確定性を用いて評価しても同じであり、今回の評価においては不確定性を含まない実効増倍率が最大となる冠水時の不確定性を代表として評価に用いることは妥当である。

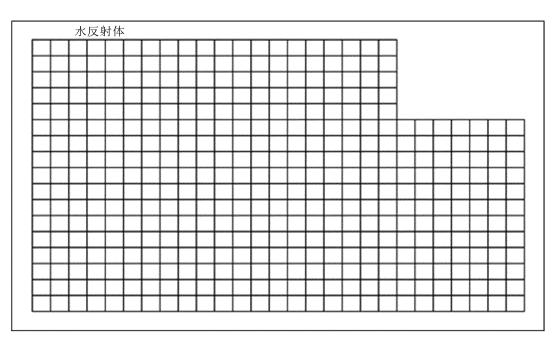
また、さらに水位が低下した状態においては、水位の低下に伴い実効増倍率が単調に減少し、中性子最適減速状態が発現せず、さらに未臨界性の判定基準となる実効増倍率0.98に対して、不確定性を考慮していない実効増倍率が約0.90以下と十分に小さいことから、改めて不確定性を評価することは不要と判断している。

①検討対象パラメータの整理 臨界計算コードへのインプットデータの元となるパラメータを特定 ②基本ケース条件の設定 設備の特徴、水分状態等より、事故時の実態に即した条件を設定 ③パラメータに対する不確かさ整理 特定したパラメータに対する不確かさ要因を抽出、考慮要否を検討 ④重畳させる不確かさの検討 不確かさ同士の因果関係、重畳させるべき不確かさを検討 ⑤解析条件を決定 基本ケース及び感度解析ケースを決定する。

第1図 臨界計算コードのインプットデータの元となるパラメータの設定フロー

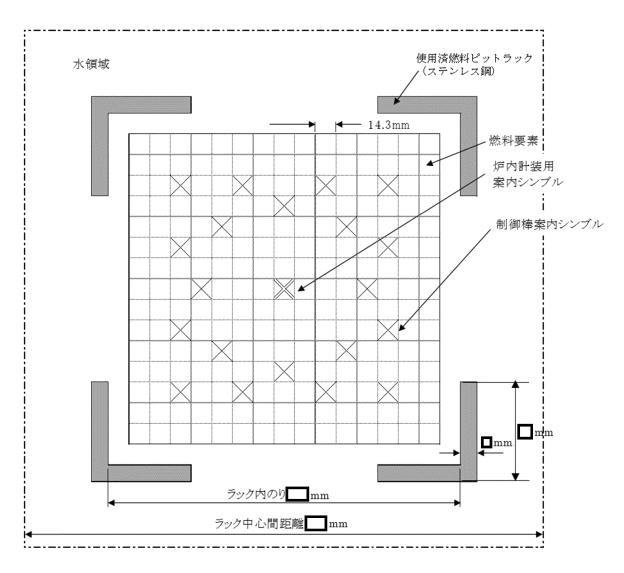


第2図 計算フロー

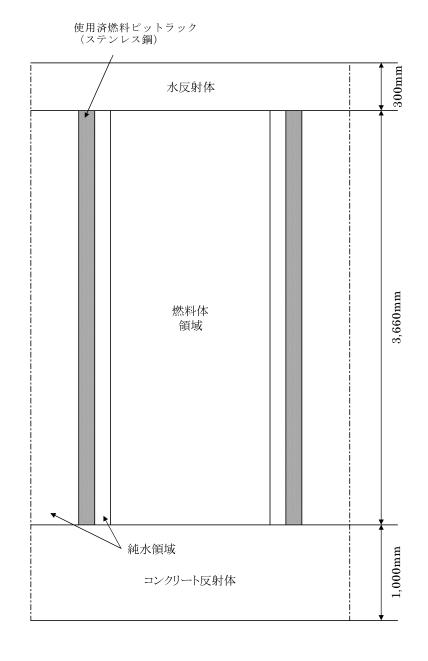


□:ウラン新燃料(燃焼度0GWd/t)を貯蔵、貯蔵容量:424体

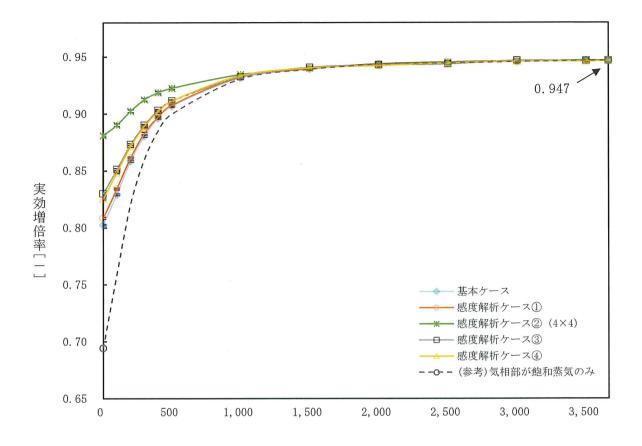
第3図 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算体系(水平方向)



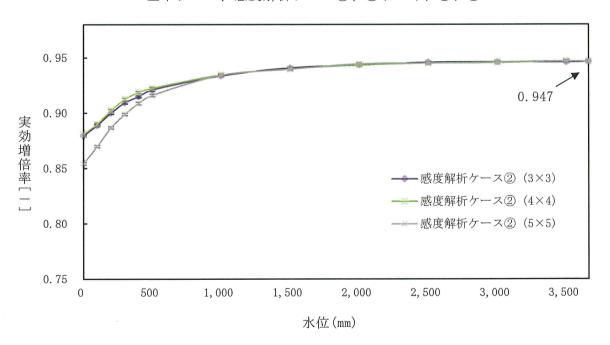
第4図 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算体系(水平方向) (燃料体部拡大図)



第5図 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算体系(垂直方向)



基本ケース、感度解析ケース①、②(4×4)、③、④



感度解析ケース②(3×3~5×5) 第6図 各ケース実効増倍率評価結果**

※不確定性を含まない値

第1表 計算コードへのインプットの元となるパラメータの具体的条件

			評	価条件	事故時の実態により則 したケース (基本ケース)				スプレイ試験における 液滴径測定箇所ごとの 結果の差異による感度 を確認する解析 (ケース④)
燃燃				燃料配置	新燃料のみで満杯	←	←	←	←
燃料条件				燃料種類	通常ウラン燃料 (Gd入り燃料の存在は 考慮しない)	<u></u>	風の影響①(流入範囲を 疾度を 狭める風の影響)による 感度を確認する解析 (ケース②) 「m³/h) 「同所 (3×3から始め、低下傾 向が確認できるまで) ← へ へ	←	←
				流量	(m^3/h)	(m^3/h)	(m^3/h)	←	←
	使用済燃料ピッ トへの流入範 囲、流量分布 流量分布		使用済燃料ピット全面	←	(3×3から始め、低下傾	使用済燃料ピット全面	←		
			一様	←	←	←	←		
	燃料集合体内への流入割合			体内への流入割合	23 (%)	←	←	46 (%)	23 (%)
水	液膜厚	燃料集合体内へ流入した流量 のうち液膜となる流量割合 液膜厚さ評価式		100 (%)	←	←	←	←	
水分条件	2			液膜厚さ評価式	包絡式	←	←	←	←
件 	気相部	流 た		長合体内へ流入した流量のう滴のまま落下する流量割合	0 (%)	←	←	←	←
	水密度	入範囲		燃料集合体内	飽和蒸気密度 0.0006(g/cm³)	←	←	←	←
	液滴径等)	丙		燃料集合体外	液滴径1.5mmを用いた 水密度	←	←	←	液滴径0.4mmを用いた 水密度
	流入範囲外		_	_	$0.0006 (g/cm^3)$	_	_		
		海水中の塩分濃度			_	_	_	_	_
	評価結果		冠水時:0.947 水位0cm時:0.803	冠水時:0.947 水位0cm時:0.809	. —	冠水時:0.947 水位0cm時:0.830	冠水時: 0.947 水位0cm時: 0.826		

※流入範囲が4×4ラックのとき

第2表 各ケースにおける臨界計算コードへのインプット

		基本ケース	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	
燃料条件	燃料配置		新燃料敷き詰め(使用済燃料ピット有限体系)				
条 件	燃料種類			15×15型 通常ウラン燃料			
	液膜厚さ[mm]						
水分条件	燃料集合体内 気相部水密度[g/cm³]			0.0006(飽和蒸気密度)			
	燃料集合体外 気相部水密度[g/cm³]						
	流入範囲外 気相部水密度[g/cm³]	_	_	0.0006 (飽和蒸気密度)	_	_	

第3表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の計算条件

	計算条件	備考
(燃料体)	15×15型ウラン燃料	_
燃料 ²³⁵ U濃縮度	wt%	4.60wt%に濃縮度公差を
	W L 70	見込んだ値
燃料材密度	理論密度の97%	(注1)
燃料材直径	9.29mm	(注1)
燃料被覆材		
内径	9.48mm	(注1)
外径	10.72mm	(注1)
燃料要素中心間隔	14.3mm	(注1)
燃料有効長	3,660mm	公称値3,642mmを延長
(ラック)	_	配置は第4図参照
ラックタイプ	アングル型	_
ラックの中心間距離	$_{ m mm} imes _{ m mm}$	(注1)
材料	ステンレス鋼	_
厚さ	mm	(注2)
内のり	$_{ m mm} imes _{ m mm}$	(注1)
(使用済燃料ピット内の	海担型の北洋ダル	発力していりはる主は老妻しわい
水分条件)	液相部の水は純水	残存しているほう素は考慮しない
液相部水密度	$1.0 \mathrm{g/cm^3}$	(注3)
気相部水密度	第2表のとおり設定	_

- (注1) 製作公差に基づく不確定性として考慮する計算条件
- (注2) 中性子吸収効果を少なくするため下限値を使用
- (注3) 液相部の水密度は1.0g/cm³とする。

第4表 大規模漏えい時の使用済燃料ピットの未臨界性評価結果

	評価結果 (注1)	判断基準
実効増倍率	0.959 (0.947)	≦ 0.98

(注1) 不確定性を含む。()内は不確定性を含まない値。

大規模漏えい時の未臨界性評価における不確定性評価の考え方

目 次

			頁
1.	はじめに		T1-別添1-1
2.	考慮すべき	不確定性について ····································	T1-別添1-1

1. はじめに

今回の未臨界性評価においては、ラック仕様等の一部条件について公称値を使用しており、正負の製作公差を未臨界性上厳しくなる側に不確定性として考慮することとしている。本資料では、今回評価において考慮すべき不確定性の考え方について説明する。

2. 考慮すべき不確定性について

高浜1号機の使用済燃料ピット(以下「SFP」という。)で、大規模漏えい時の未臨界性評価において考慮すべき不確定性として考えられるのは、以下のとおりである。

- ①大規模漏えいを想定した解析モデルに係る不確定性
- ②臨界計算上の不確定性(計算コードに係る不確定性)
- ③製作公差に基づく不確定性(ラック内での燃料体等が偏る効果を含む。)

上記のうち「①大規模漏えいを想定した解析モデルに係る不確定性」として考えうる項目は、SFP 内の水分雰囲気、ほう素濃度条件及びSFPの構造物条件が挙げられる。

今回の未臨界性評価においては、事故時の実態に則した状態(基本ケース)、及び発生しうる不確かさの影響を確認する感度解析ケースにおいても未臨界が維持できることを確認する評価手法を採用する。また、液相部に残存しているほう素は考慮しない。さらに、上下部の構造物による中性子反射効果を考慮し、燃料有効長上部は十分な中性子反射効果が得られる厚さ(中性子反射効果が飽和する厚さ)である300mmの水反射と仮定し、燃料有効長下部についても同様に、1,000mmのコンクリートとして評価する。以上より①に係る不確定性については、すべてSFPで大規模漏えいを想定した際に現実的に生じうる状態を十分に包含できる評価手法及び設定としている。

一方で、「②臨界計算上の不確定性(計算コードに係る不確定性)」については、別紙1「計算機プログラム(解析コード)の概要」に示されるとおり、SFP仕様及び燃料仕様等を考慮して選定した臨界実験に対して、ベンチマーク解析を実施し、臨界計算に考慮すべき平均誤差及び標準偏差を適切に評価し、不確定性として考慮する。

また、「③製作公差に基づく不確定性(ラック内での燃料体等が偏る効果を含む。)」については、燃料体等及びラックが健全であるという前提では、部分水位状態においても、平成24年3月29日付け平成24・02・07原第10号にて認可された工事計画の参考資料6「既存設備への影響に関する説明書」において考慮している項目を同様に考慮することで網羅的に評価される。

上記より、高浜1号機のSFPで、大規模漏えい時に考慮すべき不確定性は②、③に係る不確定性となる。今回設定した基本ケース及び感度解析ケースで実効増倍率が最大となった燃料冠水状態において、②、③に係る不確定性を評価した結果、不確定性の合計は第1-1表に示すとおり0.0115となる。

第1-1表 高浜1号機 大規模漏えい時の未臨界性評価における不確定性評価結果(純水冠水時)

	臨界計算上の不		不確	定性	
計算コード	平均誤差			0.000	7 (注1)
の不確定性	95%信頼度×95%確率		Е с	0. 006	55 ^(注2)
				不確定性	入力値 (注3)
		ラックの内のり公差	€ w	0.0023	
		燃料製作公差	ε r	0.0061	_
	計算体系を第1-1図に示す。	一燃料材直径	8 d	(0.0014)	
製作公差に		一燃料材密度	ε 1	(0.0038)	
基づく不確 定性		-被覆材内径	ε cr	(0.0014)	
		一被覆材外径	€ cd	(0.0032)	
		一燃料体外寸	εa	(0.0029)	
	計算体系を第1-2図	ラック内燃料偏心	ε _f	0.0042 (注4)	_
	に示す。	ラックの中心間距離公差	ε p	0.0036 (注5)	
	統計誤差			0.0	005
	不確定性合言	(注6)	٤	0.0	115

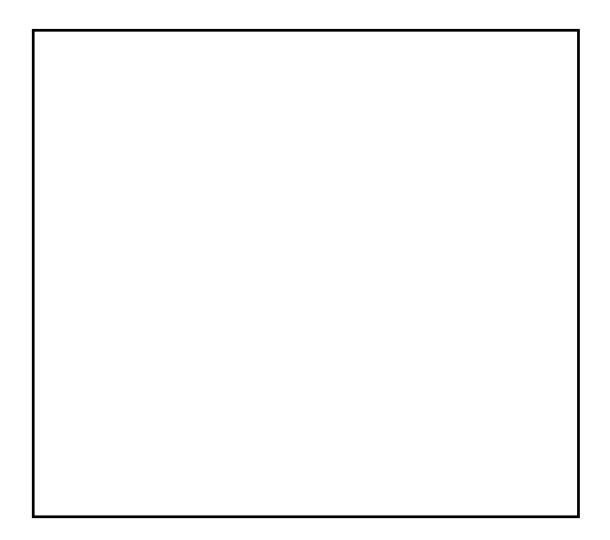
- (注1) 国際的に臨界実験データを評価収集しているOECD/NEAによるINTERNATIONAL HANDBOOK OF EVALUATED CRITICALITY SAFETY BENCHMARK EXPERIMENTSに登録されているウラン燃料に係る臨界実験を対象にSCALE Ver. 6.0システムのベンチマーク解析を実施して得られる加重平均実効増倍率の平均誤差。
- (注2) 上記の臨界実験を対象にSCALE Ver. 6.0システムのベンチマーク解析を実施して得られる加重 平均実効増倍率の不確かさ(95%信頼度×95%確率での信頼係数を考慮)。
- (注3) 正負の製作公差のうち未臨界性評価上厳しくなる側の値を入力値とした。

(注4)		のラック内での燃料体の偏心モデル	(第1-3図~第1-	-5図)
			での評価結果。	なお、
	評価結果は下表のとおり。		-	

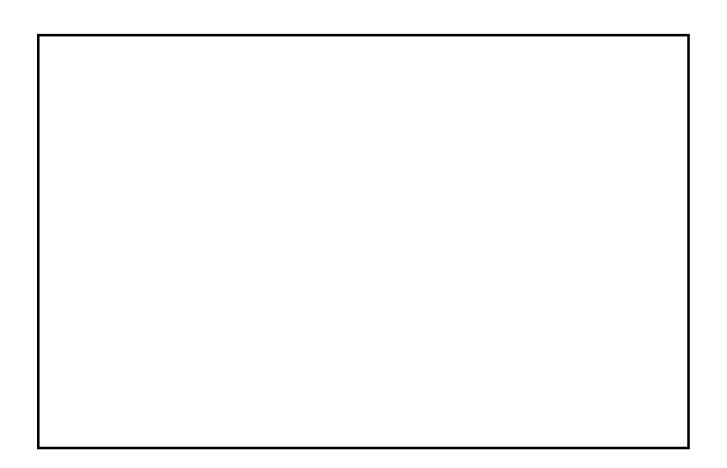
ラックの中心間距離公差による不確定性評価結果

	解析モデル	不確定性評価結果
(注5) 未臨	 界性評価にはラック間隔が	 を使用する。

_	•	
(注6)		



第1-1図 製作公差に基づく不確定性評価の計算体系



第1-2図 製作公差に基づく不確定性評価の計算体系

ĺ	
ĺ	
ĺ	
ĺ	
ĺ	
ĺ	
第1-3図	ラック内での燃料体偏心モデル

第1-4図	ラック	力での燃		心モデノ	i V	

計算機プログラム (解析コード) の概要

目 次

	頁
1. はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-別紙1-1
2. 解析コードの概要	T1-別紙1-2
2.1 SCALE Ver. 6.0	T1-別紙1-2
2.1.1 SCALE Ver.6.0の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T1-別紙1-2
2.1.2 SCALE Ver. 6.0の解析手法について ·······	T1-別紙1-4

1. はじめに

本資料は、高浜1号機 設計及び工事計画認可申請(使用済燃料ピットの未臨界性評価の変 更)において使用した解析コードについて説明するものである。

2. 解析コードの概要

- 2.1 SCALE Ver. 6.0
 - 2.1.1 SCALE Ver.6.0の概要

対象:使用済燃料貯蔵設備

コード名 項目	SCALE
開発機関	米国オークリッジ国立研究所(ORNL)
開発時期	2009年
使用したバージョン	Ver. 6. 0
使用目的	使用済燃料貯蔵設備の未臨界性評価
	米国オークリッジ国立研究所(ORNL)により米国原子力規制委員会
	(NRC) の原子力関連許認可評価用に作成された公開コードシステムであ
コード概要	り、臨界計算コードが整備されている。本解析では臨界計算のCSAS6モジュ
	ールを用い、モンテカルロコードとしてKENO-VI、断面積ライブラリは
	ENDF/B-VIIベースの238群ライブラリを使用している。
	SCALE Ver.6.0は、モンテカルロコードによる使用済燃料貯蔵設備の未
	臨界性評価に使用している。
	【検証(Verification)】
	本解析コードの検証の内容は、以下のとおりである。
	・コードに付属のサンプル問題を実行し、解析解があらかじめ準備され
	た参照解を再現することを確認している。
	・本解析コードの運用環境について、開発機関から提示された要件を満
検証(Verification)	足していることを確認している。
及び	
妥当性確認	【妥当性確認(Validation)】
(Validation)	本解析コードの妥当性確認の内容は、以下のとおりである。
	・ OECD/NEA によりまとめられた臨界実験のベンチマーク集
	(INTERNATIONAL HANDBOOK OF EVALUATED CRITICALITY SAFETY
	BENCHMARK EXPERIMENTS September 2010 Edition (OECD/NEA))に登
	録されている臨界実験から、国内PWRの燃料貯蔵設備仕様及び燃料仕
	様等を考慮して選定した ケースのベンチマーク解析を実施してい
	る。ベンチマーク解析結果と臨界実験の実効増倍率の差は、ほぼ正規
	分布となることを確認している。また、ベンチマーク解析の実効増倍

率が特定のピット仕様や燃料仕様に依存する傾向もない。

- ・ベンチマーク解析において、ウラン新燃料を用いた臨界実験データを 使用した解析結果から、臨界計算に考慮すべき平均誤差及びその不確 かさを適切に評価している。
- ・本設工認において使用するバージョンは、既工事計画において使用されているものと同じであることを確認している。
- ・本設工認における用途(使用済燃料ピットの実効増倍率の計算)及び 適用範囲(高浜1,2号機のSFP)が上述の妥当性確認の範囲内である ことを確認している。

2.1.2 SCALE Ver. 6.0の解析手法について

(1) 一般事項

SCALEは、米国オークリッジ国立研究所(ORNL)により米国原子力規制委員会(NRC)の原子力関連許認可評価用に作成された公開コードシステムであり、臨界計算コードが整備されている。本解析では臨界計算のCSAS6モジュールを用い、モンテカルロ法に基づく3次元輸送計算コードとしてKENO-VI、断面積ライブラリは、ENDF/B-VIIベースの238群ライブラリを使用している。

(2) 解析コードの特徴

- ・米国NRCにより認証された標準解析コードであり、国内外の臨界解析の分野で 幅広く使用されている。
- ・燃料及び構造材の材質組成と幾何形状を与えることにより、断面積作成から実 効増倍率評価まで一連の解析を実行できる。
- ・3次元輸送計算コードであり、複雑な幾何形状における臨界計算が可能である。

(3) 断面積ライブラリの特徴

- ・断面積ライブラリはSCALE Ver.6.0の内蔵ライブラリデータのうち、ENDF/B-VIIベースの238群ライブラリを使用している。
- ・ENDF/B-VIIは、米国及びカナダの国立研究所、産業界、及び大学が構成する CSEWG (Cross Section Evaluation Working Group、断面積評価ワーキンググループ) により作成された断面積ライブラリであり、ENDF/B-VIを基にIAEAと OECD/NEAによるワーキング委員会であるWPEC (Working Party on International Nuclear Data Evaluation Co-operation) によって開発された H、Li6、B10、Auの断面積データを新たに登録する等の更新がなされている。断面積ライブラリについては、JAEA-Data/Code2017-006(JENDL 開発のための軽水 炉ベンチマークに関するデータ集の整備)の臨界実験データを用いて国内の最新 断面積ライブラリであるJENDL4とENDF-B/VIIの比較を行っており、ライブラリ間の計算誤差の差が小さいことを確認している。

(4) 解析手法

本解析で用いた臨界計算のCSAS6モジュールについて、以下に示す。

a. BONAMI

BONAMIコードは、バックグラウンド断面積と領域の温度から自己遮蔽因子を 内挿し、多群実効断面積を作成する。BONAMIコードは、非分離共鳴エネルギー 領域に適用する。作成された多群実効断面積は、CENTRMコードにおける中性子 スペクトル計算に使用される。

b. CENTRM

CENTRMコードは、セル形状をモデル化して、連続エネルギーの中性子スペクトルを求める。CENTRMコードは、分離共鳴エネルギー領域に適用する。

c. PMC

PMCコードは、CENTRMコードにより作成された連続エネルギーの中性子スペクトルを用いて、連続エネルギーの断面積を多群に縮約し、分離共鳴エネルギー領域の多群実効断面積を作成し、BONAMIで評価された非分離共鳴エネルギー領域の多群実効断面積と組み合わせる。

d. KENO-VI

KENO-VIはORNLで開発された多群モンテカルロ臨界計算コードであり、複雑な体系の中性子増倍率の計算を行うことができる。

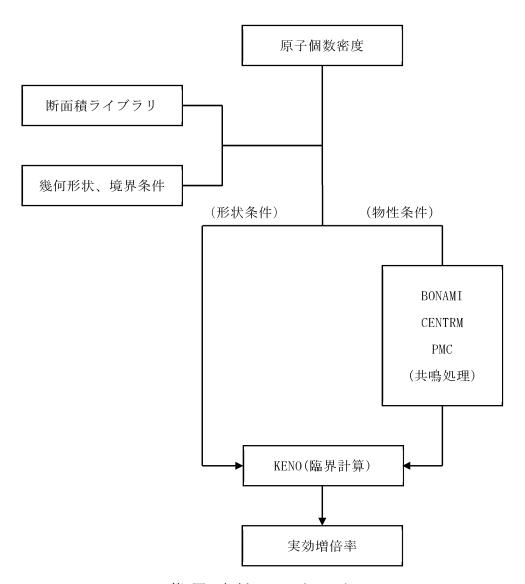
本コードでは、体系内の一つ一つの中性子の振舞いを追跡し、核分裂によって発生する中性子数F、吸収されて消滅する中性子数A、体系から漏えいする中性子数Lを評価し、次式により実効増倍率 k_{eff} を算出する。

$$k_{eff} = \frac{F}{A + L}$$

(5) 解析フローチャート

本解析コードの解析フローチャートを第1図に示す。

なお、今回の解析で使用するSCALE Ver. 6.0の機能は、臨界計算であるため、 第1図の解析フローチャートは、臨界計算のCSAS6モジュールについて記載してい る。



第1図 解析フローチャート

(6) 検証(Verification)及び妥当性確認(Validation)

OECD/NEAによりまとめられた臨界実験ベンチマーク集とのベンチマーク解析によりSCALE Ver. 6.0の適用検証及び妥当性確認を実施し、本解析コードを使用済燃料貯蔵設備の未臨界性評価へ適用することについて評価を行った。

a. 検証(Verification)

コードに付属のサンプル問題を実行し、解析解があらかじめ準備された参照解を再現することを確認した。また、本解析コードの運用環境について、開発機関から提示された要件を満足していることを確認した。

b. 妥当性確認(Validation)

OECD/NEAによりまとめられた臨界実験ベンチマーク集(「INTERNATIONAL HANDBOOK OF EVALUATED CRITICALITY SAFETY BENCHMARK EXPERIMENTS」 September 2010 Edition (OECD/NEA))に登録されている臨界実験から選定した $_$ ケース(「MOX燃料を使用(FPなし)した実験 $_$ ケース」+「ウラン燃料を使用(FPなし)した実験 $_$ ケース」+「FPを含む実験 $_$ ケース」+「水位低下時のEALFに相当する実験 $_$ ケース」)のベンチマーク解析(以下「ベンチマーク解析」という)を実施した。ベンチマーク解析を行うに当たっては、国内PWRの燃料貯蔵設備及び燃料仕様のパラメータ範囲を包含する範囲を整理し、臨界実験を選定した。臨界実験の選定結果を第1表に示す。

第1表 選定したパラメータ範囲(製作公差を含まない)

項目		項目 単位		蔵設備 斗仕様の - タ範囲	選定した臨界実験のパラメータ範囲	
			MIN	MAX	MIN	MAX
	ウラン燃料 ²³⁵ U濃縮度	wt%	1.60	4. 80		
	MOX燃料 Pu含有率	wt%	5. 5	10.9		
	燃料材径	mm	8. 19	9. 29		
	燃料要素径	mm	9. 5	10.72		
燃料	被覆材材質	_	ジルコニウム合金			
	燃料要素ピッチ	mm	12. 6	14. 3		
	燃料体内の減速材 体積/燃料体積	_	1.88	2.00		
	燃料要素 配列条件	_	正方	配列		
	体系条件	_	燃料体質	记列体系		
4±c	減速材	_	無/	軽水		
減速	減速材密度	g/cm ³	0	約1.0		
材	減速材中の ほう素濃度	mqq	0	4,400以上		
ラ	ラック 材質	_	無/SUS/B-SUS			
ック	SUS製ラックの ほう素添加量	wt%	0	1.05		
反射体	反射体 材質	_	軽水 /コンクリート			

c. 使用済燃料貯蔵設備の未臨界性評価への適用性確認

ベンチマーク解析結果と臨界実験の実効増倍率は概ね一致しており、第2図の とおりその差は正規性を有することを確認している。また、選定した臨界実験 には、部分水位で臨界となるケースも含まれており、気相と液相の境界につい ても適切に取り扱うことができると言える。

ベンチマーク解析の対象となる臨界実験の選定において重要なパラメータは、体系に含まれる「物質(燃料、構造材(吸収材含む)、減速材等)」、その「形状」、及び「中性子エネルギー」であり、ベンチマーク解析では第1表に示すとおり燃料貯蔵設備仕様及び燃料仕様等を踏まえ臨界実験を選定している。これらのパラメータのうち、中性子スペクトルの特性を表す指標であるEALF(Energy corresponding to the Average neutron Lethargy causing Fission:核分裂に寄与する中性子平均エネルギー)について、妥当性確認に選定したベンチマーク解析 ケースのEALFとC/E(C:計算値とE:測定値の比)の関係を第3図に示す。臨界実験ベンチマークには、部分水位で臨界となった臨界実験及び1.0g/cm³よりも低い水密度での臨界実験(第2表参照)が含まれており、平均C/Eは1.0近傍であり、特異な傾向はみられない。また、気相部による実効増倍率への寄与が支配的になる水位200mm程度のEALF(約7eV)に相当する臨界実験を含む範囲において、C/Eは1近傍で特異な傾向はみられないことから、冠水から水位200mmまでの範囲において本解析コードを適用することは妥当である。

d. 極低水位における解析結果の妥当性

水位0~200mmの範囲について解析した結果、水位の低下に応じて実効増倍率が単調減少する結果が得られた。これは、今回の気相部に流入する水分条件においては、冠水から水位200mmまでの単調減少傾向が継続することが炉物理的にも明らかであり、当該範囲における解析コードの精度を必要としなくなるので、適用妥当性確認をしていなかったとしても問題はない。

e. 計算コードの不確定性

ベンチマーク解析により得られた実効増倍率及び標準偏差並びに各実験の実効増倍率測定値及び実験誤差を用いて、ラック体系の未臨界性評価に用いる SCALE Ver. 6.0システムの平均誤差 $(1-k_c)$ 及び不確かさ (Δk_c) を導出した結果を第3表に示す。

臨界計算に考慮すべき平均誤差及びその不確かさは、本評価体系の燃料要素

に着目し、ウラン燃料を使用(FPなし)した臨界実験のベンチマーク解析結果 より算出した値を計算コードの不確定性として考慮する。

第2表 低水密度状態の臨界実験リスト

臨界実験	減速材密度	ケース数

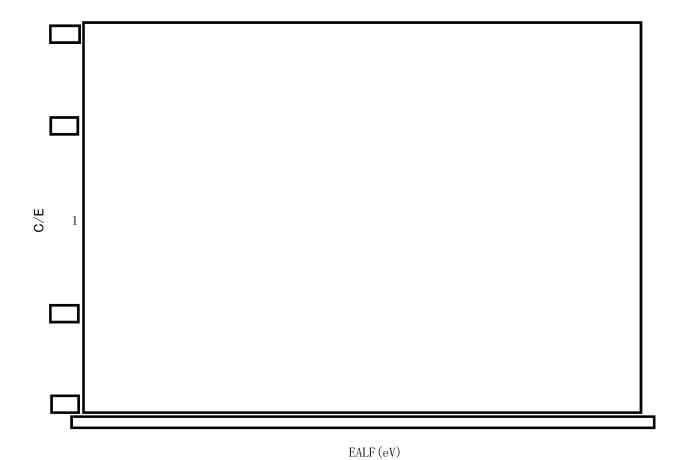
第3表 SCALE Ver. 6.0システムの平均誤差及び不確かさ

		SCALE Ver. 6.0
	計算コード	システム
		(KENO-VI)
条	断面積ライブラリ	ENDF/B- VII
件	四位 / クラー	238群
	対象燃料	ウラン燃料
	刘 承 然 件	(FPなし)
	ベンチマークケース数	
	平均誤差(1-k _。)	0.0007
	加重平均実効増倍率	
評	$(\overline{k_{\rm eff}})$	
価		
結	不確かさ($\Delta k_c = U \times S_p$)	0. 0065
果	信頼係数 $(oldsymbol{U})^{*1}$	
	$\overline{\mathrm{k}_{\scriptscriptstyle{\mathrm{eff}}}}$ の不確かさ($\mathrm{S}_{\scriptscriptstyle{\mathrm{p}}}$)	

※1 ベンチマーク解析ケース数に対する95%信頼度・95%確率での信頼係数



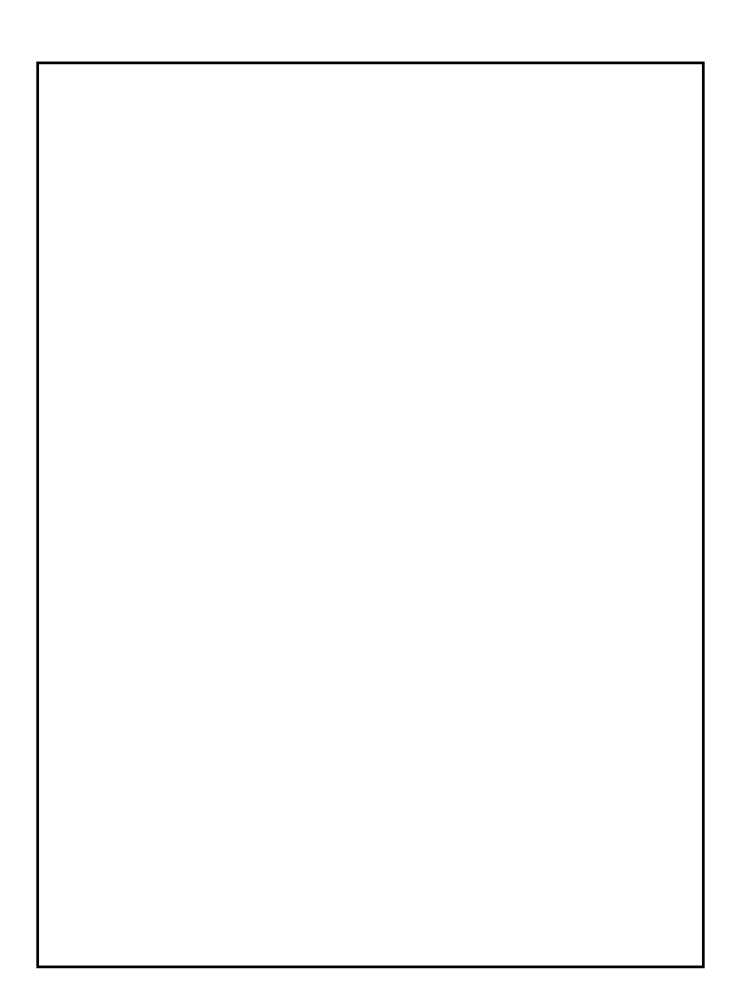
第2図 Δkに対するヒストグラム

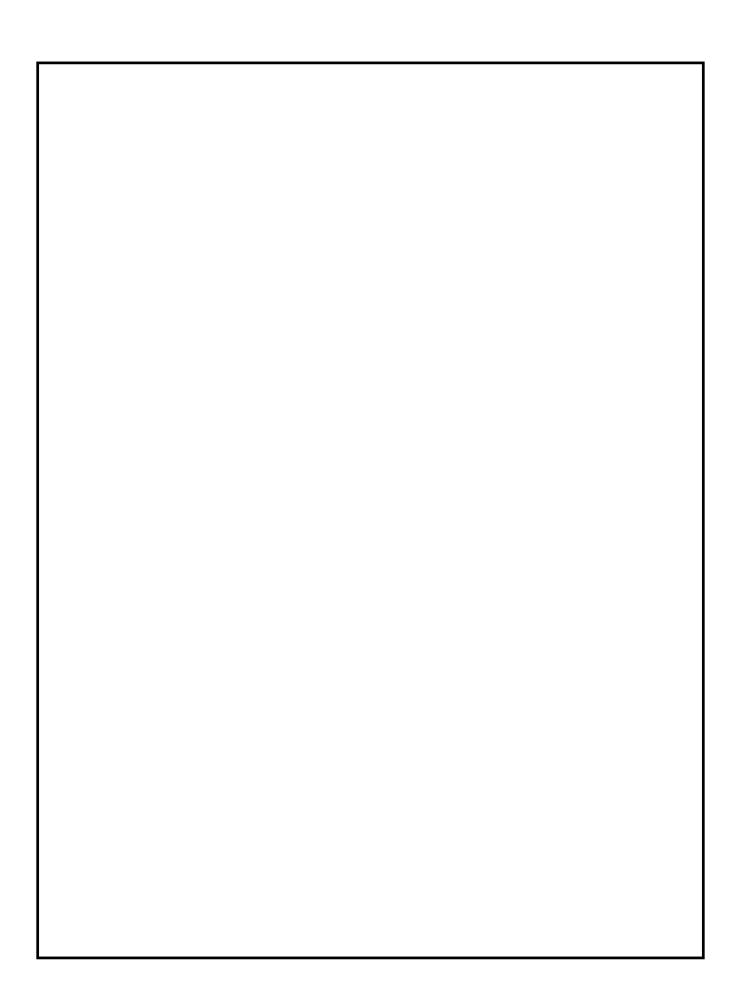


第3図 選定したベンチマーク実験のEALFとC/Eの関係

(参考1)第2表に示す臨界実験の概要	

(参考2)計算コ	ードの不確かさの算出方法		





資料3 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

目 次

- 資料3 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
 - 資料3-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
 - 資料3-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

資料 3-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

目 次

	具
1. 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· T1-添3-1-1
2. 基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· T1-添3-1-1
3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等 ·····	· T1-添3-1-3
3.1 設計、工事及び検査に係る組織	
(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· T1-添3-1-3
3.1.1 設計に係る組織	· T1-添3-1-4
3.1.2 工事及び検査に係る組織	· T1-添3-1-4
3.1.3 調達に係る組織	· T1-添3-1-4
3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査 ・・・・・・・・・・・・	· T1-添3-1-7
3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· T1-添3-1-7
3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· T1-添3-1-7
3.3 設計に係る品質管理の方法	T1-添3-1-10
3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	T1-添3-1-10
3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	T1-添3-1-10
3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証	T1-添3-1-12
3.3.4 設計における変更	T1-添3-1-22
3.4 工事に係る品質管理の方法	T1-添3-1-22
3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	T1-添3-1-22
3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-23
3.5 使用前事業者検査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-24
3.5.1 使用前事業者検査での確認事項	T1-添3-1-24
3.5.2 使用前事業者検査の計画	T1-添3-1-25
3.5.3 検査計画の管理	T1-添3-1-29
3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	T1-添3-1-29
3.5.5 使用前事業者検査の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-29
3.6 設工認における調達管理の方法	T1-添3-1-34
3.6.1 供給者の技術的評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-34
3.6.2 供給者の選定	T1-添3-1-34
3.6.3 調達製品の調達管理	T1-添3-1-34
3.6.4 請負会社他品質監査	T1-添3-1-38
3.6.5 設工認における調達管理の特例	T1-添3-1-38
3.7 記録 韓別答理 トレーサビリティ	T1_沃2_1_20

3.7.1 文書及び記録の管理	T1-添3-1-39
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-43
3.8 不適合管理	T1-添3-1-43
4. 適合性確認対象設備の施設管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-44
4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全	T1-添3-1-44
4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備 ・・・・・・・・・・	T1-添3-1-44
4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設	
又は可搬の設備	T1-添3-1-44
4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全	T1-添3-1-44
様式-1 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画(例)	T1-添3-1-46
様式-2(1/2) 設備リスト (例) (設計基準対象施設)	T1-添3-1-47
様式-2(2/2) 設備リスト (例) (重大事故等対処設備) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-48
様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方(例)	T1-添3-1-49
様式-4(1/2) 施設と条文の対比一覧表 (例) (設計基準対象施設)	T1-添3-1-50
様式-4(2/2) 施設と条文の対比一覧表 (例) (重大事故等対処設備)	T1-添3-1-51
様式-5 設工認添付書類星取表 (例)	T1-添3-1-52
様式-6 各条文の設計の考え方(例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-53
様式-7 要求事項との対比表 (例)	T1-添3-1-54
様式-8 基準適合性を確保するための設計結果	
と適合性確認状況一覧表 (例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-55
様式-9 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード	
及び実績(設備関係)(例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-56
添付1 当社におけるグレード分けの考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-57
添付2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての	
基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-1-66
添付3 設工認における解析管理について	T1-添3-1-68
添付4 当社における設計管理・調達管理について ······	T1-添3-1-75

1. 概要

本資料は、設計及び工事の計画(以下「設工認」という。)の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」(以下「設工認品質管理計画」という。)に基づき、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画、並びに、工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。

2. 基本方針

本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は 行おうとしている管理の計画」及び「工事に係る品質管理の方法、組織等についての具体的 な計画」を、以下のとおり説明する。

(1) 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画

「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。

また、これらの方法により行った管理の具体的な実績を、様式-1「本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画(例)」(以下「様式-1」という。)に取りまとめる。

- a. 実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認対象設備に対する技術基準規則の条文ごと の基本設計方針の作成
- b. 前項 a で作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則別表第二に示された事項 に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計(作成した条文 ごとの基本設計方針に対し、工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技 術基準規則等への適合に必要な設備の設計を含む。)

これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の相互関係、設計・開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画

「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、設工認申請(届出)時点で設置されている設備、工事を継続又は完了している設備を含めた設工認対象設備の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 使用前事業者検査の方法」に、調達管理の方法について「3.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ」に、不適合管理の方法について「3.8 不適合管理」に記載する。

また、これらの工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を、 様式-1に取りまとめる。

工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項 及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の相互関係(使用前事業 者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に 必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査 等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組 織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(3) 設工認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備は、必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の施設管理」で記載する。

(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動

設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管理計画に基づく品質マネジメントシステム体制のもとで実施するため、上記以外の責任と権限、原子力の安全の確保の重視、必要な要員の力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については、「高浜発電所原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)の品質マネジメントシステム計画(以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。)に従った管理を実施する。

また、当社の品質保証活動は、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動と一体

となった活動を実施している。

3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、品質マネジメントシステム及び保 安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。

また、特定重大事故等対処施設にかかわる秘匿性を保持する必要がある情報については以下の管理を実施する。

(1) 秘密情報の管理

「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」(平成26年9月18日原子力規制委員会)及び同ガイドを用いて作成した情報を含む文書(以下「秘密情報」という。)については、秘密情報の管理に係る管理責任者を指定し、秘密情報を扱う者(以下「取扱者」という。)の名簿での登録管理を実施する。また、秘密情報を含んだ電子データは取扱者以外の者のアクセスを遮断するためパスワードの設定等を実施する。

(2) セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理

上記(1)以外の特定重大事故等対処施設に関する情報を含む文書については、業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理する。また、特定重大事故等対処施設に係る調達の際、当該情報を含む文書等について業務上知る必要のある者以外の者がみだりに閲覧できない状態で管理することを要求する。

以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

設工認に基づく設計、工事及び検査は、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

また、設計(「3.3 設計に係る品質管理の方法」)、工事(「3.4 工事に係る品質管理の方法」)、検査(「3.5 使用前事業者検査の方法」)並びに調達(「3.6 設工認における調達管理の方法」)の各プロセスを主管する箇所を第3.1-1表に示す。

第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事 及び検査並びに調達について、責任と権限を持つ。

各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について 適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。

設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織

内外や組織間の情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。

3.1.1 設計に係る組織

設工認に基づく設計は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.3 設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、第3.1-1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す 設計の段階ごとに様式-1に取りまとめる。

3.1.2 工事及び検査に係る組織

設工認に基づく工事は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する組織として実施する。

設工認に基づく検査は、第3.1-1表に示す主管箇所のうち、「3.5 使用前事業者 検査の方法」に係る箇所が検査を担当する組織として実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す 工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。

3.1.3 調達に係る組織

設工認に基づく調達は、第3.1-1表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で実施する。

また、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制について、設工認に示す 設計、工事及び検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。 統括・全体調整
原子力発電部門統括
原子力発電部長
原子力運用管理担当部長
品質管理に係るプロセスの
取りまとめ
品質保証GCM

	設計 (解析業務を含む)															
	土木 建築 室長	原子力 企画 部門 統括	3	原子力 デ全・技行 部門統括 力安全・	術安全・技術話部門統括		安全・技術原子力発電部門統括部門統括						原子部門	燃料 統括	発電	
		原子力企画	原子	力安全・ 部長	技術	原子力 建築	力土木 部長			原子力 部				原子部	燃料 長	所長
		部長								原- 保 担当	全	原 ⁻ 運用 担当	管理			
(<u>*</u> 1) (<u>*</u> 6)	地震津波評価GCM	総務GCM	安全・防災GCM	安全技術GCM	プラント・保全技術GCM	土木建築技術GCM	土木建築設備GCM	発電GCM(※2)(※5)	セキュリティ管理GCM	保修管理GCM	保全計画GCM	燃料保全GCM	放射線管理GCM	原燃計画GCM	燃料技術GCM	各課(室)長

	工事及び検査							
左記「設計」		***	発電所長		ı	原子燃料 部門統招		
の組織					J	原子燃料 部長	ł	
	発電用原子炉主任技術者	電気主任技術者	主任技術者	各課(室)長(※3)	原燃計画GCM(※4)	燃料技術GCM	原燃輸送GCM	

調	達	供給対す	トる
左記「設計」	発電所長	原子発部統	電門
の組織		原 了 発 部	電
		原子 運用 担当	管理
	各課(室)長	后看很高 C C M (※ 7)	

	契約	
調達本部長	原子 サイク	燃料 ル室長
		燃料 部長
原子力設備調達GCM(※8)	原燃契約戦略GCM(※9)	原燃契約管理GCM(※9)

 $X_1: [G]$ は「グループ」、「CM」は「チーフマネジャー」をいう。

※2:検査(主要な耐圧部の溶接部、燃料体を除く。)に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長(発電所組織においては、技術課長とする。)

※3:主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長

※4:燃料体検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長

※5:設工認申請(届出)書の提出手続きを主管する箇所の長

※6:設工認申請(届出)書の取りまとめを主管する箇所の長(当該設工認申請(届出)に係る設計を主管する箇所の長の代表者とする。)

※7:定期的な請負会社品質監査以外の監査においては、各GCM又は各課(室)長

※8:これ以外の箇所で行う契約においては、各GCM又は各課(室)長

※9:原子燃料関係の契約

第3.1-1図 適合性確認に関する体制表

第3.1-1表 設計及び工事の実施の体制

		メニュー
	プロセス	主管箇所
3.3	設計に係る品質管理の方法	本本本本発発発発発発発発発発発発を発発を変更のである。 本本本本本の大力が、 本本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本の大力が、 本本本本の大力が、 本本本本本の大力が、 本本本本本本の大力が、 本本本本本本の大力が、 本本本本本本の大力が、 本本本本本の大力が、 本本本本本の大力が、 本本本本本本の大力が、 本本本本本本の大力が、 本本本本本本本の大力が、 本本本本本本本本本の大力が、 本本本本本本本の大力が、 本本本本本本本本本本本の大力が、 本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本
3. 4 3. 5	工事に係る品質管理の方法使用前事業者検査の方法	本本本本、発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発発
3.6	設工認における調達管理の方法	工 本 本 本 本 本 本 本 方 方 力 安 電 電 電 で で の の 子 力 の の の の の の の の の の の の の

3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査

3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設工認における設計は、設工認申請(届出)時点で設置されている設備を含めた 設工認対象設備に対し、第3.2-1表に示す「設工認における設計、工事及び検査の各 段階」に従って技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するために実施する工 事の設計である。

この設計は、設工認品質管理計画「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」 (添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照)に示すグレード分けに従い管理を実施する。

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査

設工認における設計、工事及び検査の各段階と保安規定品質マネジメントシステム計画との関係を第3.2-1表に示す。

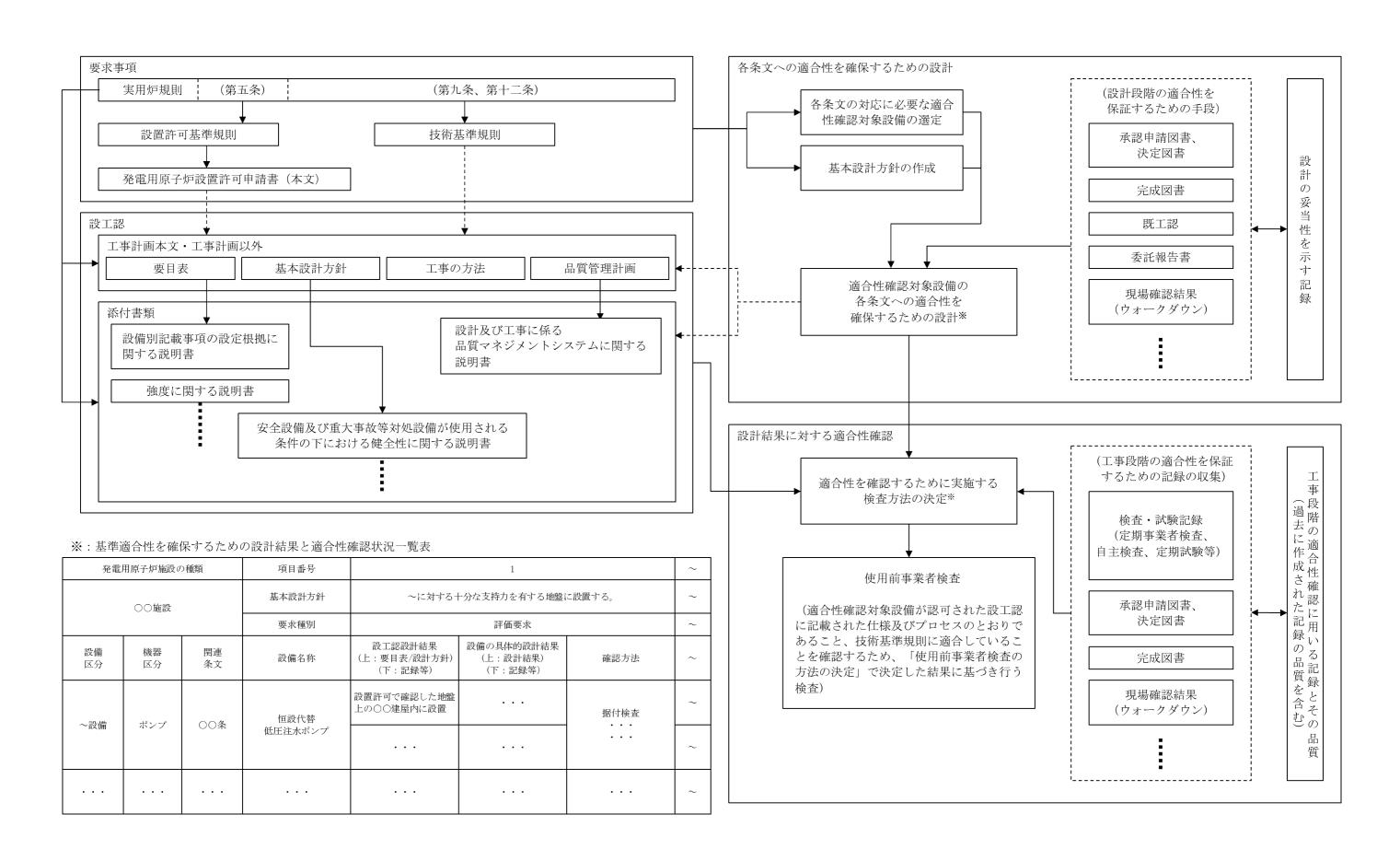
また、適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第3.2-1図に示す。

なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認申請(届出)手続きが不要な 工事を行う場合は、設工認品質管理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事 及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであ ること、技術基準規則に適合していることを確認する。

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、第3.2-1表に示す「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」ごとのアウトプットに対する審査(以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、第3.1-1表に示す設計及び工事 を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.3 設計に係る品質管理の方法」、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」~「3.6 設工認における調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認する。



第3.2-1 図 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり

第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

保安規定品質マネ					
 各段階		休女規定印具マイ	概要		
	台 段陌		シメントシステム 計画の対応項目		
		設計に係る品質管	7.3.1 設計開発計	 適合性を確保するために必要な設計	
	3. 3	斑司に保る面負官 理の方法	1.3.1	過日性を確保するために必要な設計 を実施するための計画	
		適合性確認対象設	四 7.3.2 設計開発に	と 天旭 するための	
	3. 3. 1 ※	備に対する要求事	1.3.2 設計開発に 用いる情報	政司に必要な技術基準規則等の要求 事項の明確化	
		頒に対する晏水争 項の明確化	一田への世報	事項切別惟10	
		各条文の対応に必			
	3. 3. 2	要な適合性確認対		投州産革焼則寺に対応するための故 備・運用の抽出	
		安は週日性確認剤 象設備の選定			
		基本設計方針の作		 要求事項を満足する基本設計方針の	
	3. 3. 3 (1) ※	成(設計 1)	結果に係る情報	安小事項を個定りる塞本畝司カ町の 作成	
設			和木に下る目取	1174	
計		適合性確認対象設	7.3.3 設計開発の	適合性確認対象設備に必要な設計の	
	, ,	備の各条文への適	結果に係る情報	実施	
	3. 3. 3(2)	合性を確保するた			
	 	めの設計(設計			
		2)			
		設計のアウトプッ	7.3.5 設計開発の	基準適合性を確保するための設計の	
	3. 3. 3 (3)	トに対する検証	検証	妥当性のチェック	
	3. 3. 4	設計における変更	7.3.7 設計開発の	設計対象の追加や変更時の対応	
	 		変更の管理		
	3. 4. 1 ※	設工認に基づく具	7.3.3 設計開発の	設工認を実現するための具体的な設	
		体的な設備の設計	結果に係る情報	計	
		の実施(設計3)	7.3.5 設計開発の		
			検証		
	3. 4. 2	具体的な設備の設		適合性確認対象設備の工事の実施	
		計に基づく工事の	_		
		実施		No. 6 14 7/ 37 14 6 38 46 38 37 77 () 3	
		使用前事業者検査		適合性確認対象設備が、認可された	
	3. 5. 1	での確認事項	_	設工認に記載された仕様及びプロセ	
工				スのとおりであること、技術基準規	
事		H II 24 = 24 - 1 - 1 - 1 - 1		則に適合していること	
及	3. 5. 2	使用前事業者検査		適合性確認対象設備が、認可された	
$\widehat{\mathbf{U}}$		の計画		設工認に記載された仕様及びプロセ	
検			_	スのとおりであること、技術基準規	
査				則に適合していることを確認する計	
				画と方法の決定	
	3. 5. 3	横査計画の管理	_	使用前事業者検査を実施する際の工	
		大田が野に知る源		程管理	
	3. 5. 4	主要な耐圧部の溶焼物に係る使用前		主要な耐圧部の溶接部に係る使用前 事業者検査を実施する際のプロセス	
		接部に係る使用前事業者検査の管理	_	事業有悔蚠を夫施する除のノロセス の管理	
		使用前事業者検査	7.3.6 設計開発の	の音理 適合性確認対象設備が、認可された	
	3. 5. 5	使用則爭業有快宜 の実施	1.3.6 設計開発の 妥当性確認	適合性確認対象設備が、認可された 設工認に記載された仕様及びプロセ	
		V/ 天旭 	女ヨ性唯祕 8.2.4 機器等の検	政工総に記載された任依及びプロセ スのとおりであること、技術基準規	
			8.2.4 機 商 寺 の 快 査 等	人のとおりであること、技術基準規 則に適合していることを確認	
		 設工認における調	7.4調達	適合性確認に必要な、設計、工事及	
調	3.6	設工総にねける調 達管理の方法	1.4 調達 8.2.4 機器等の検	適合性確認に必要な、設計、工事及 び検査に係る調達管理	
達	J. 0	住日性ツガ仏	6.2.4		
				 本」で述べている「語卦の久郎㈱にも	

※:「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階にお けるレビュー」の各段階を示す。

3.3 設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、「要求事項の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「基本設計方針の作成」及び「適合性を確保するための設計」、「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、以下の事項により、設工認に必要な要求事項を明確 にする。

- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)」(以下「設置許可基準規則」 という。)に適合しているとして許可された「高浜発電所発電用原子炉設置変更 許可申請書」(以下「設置変更許可申請書」という。)
- 技術基準規則

また、必要に応じて以下を参照する。

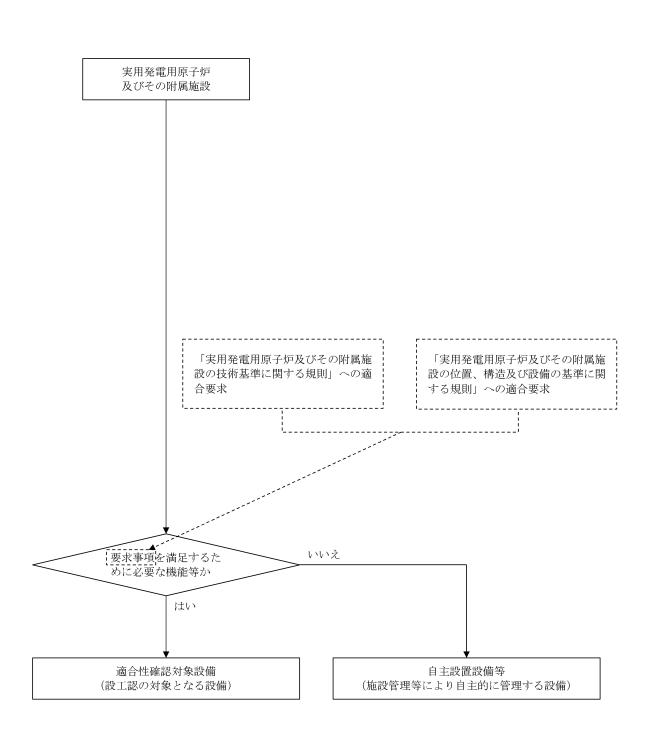
- ・許可された設置変更許可申請書の添付書類
- 設置許可基準規則の解釈
- 技術基準規則の解釈

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備及び技術基準規則への対応に必要な設備(運用を含む。)を、実際に使用する際の系統又は構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。

適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち、設工認の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第3.3-1図に示すフローに基づき抽出する。

抽出した結果を様式-2(1/2)~(2/2)「設備リスト(例)」(以下「様式-2」という。)の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設備/運用、既設/新設、要求事項に対して必須の設備・運用の有無、実用炉規則別表第二の記載対象設備に該当の有無、既工認での記載の有無、実用炉規則別表第二に関連する施設区分/設備区分及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無を明確にする。



第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について

3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を 確保するための設計を以下のとおり実施する。

- ・「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、 必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。
- ・「設計2」として、「設計1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。
- ・「設計1」及び「設計2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。
- ・「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計1」及び「設計2」の結果に ついて、検証を実施する。

これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成(設計1)

設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。

- (a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方(例)」(以下「様式-3」という。)の「適用要否判断」欄及び「理由」欄に取りまとめる。
- (b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4(1/2)~(2/2)「施設と条文の対比一覧表(例)」(以下「様式-4」という。)の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。
- (c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を実用炉規則別表第二の設備区分ごとに、様式-5「設工認添付書類星取表(例)」(以下「様式-5」という。)で機器として整理する。

また、様式-4で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準 規則の条番号を明確にし、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含め て、様式-5で整理する。

b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成

設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象 設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針 を技術基準規則の条文ごとに作成する。

なお、基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方を添付2「技術基準規 則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。

- (a) 様式-7「要求事項との対比表(例)」(以下「様式-7」という。)に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文及びその解釈、並びに関係する設置変更許可申請書本文及びその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。
- (b) 基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項及びそれらの設工認申請(届出)書の添付書類作成の考え方(理由)、基本設計方針として記載しない場合の考え方、並びに詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6「各条文の設計の考え方(例)」(以下「様式-6」という。)に取りまとめる。
- (c) (a) 及び(b) で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7及び基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6、並びに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。
- (d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請(届出)書の添付書類との関連性を様式-5で明確にする。
- (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)

設計を主管する箇所の長は、様式-2で整理した適合性確認対象設備に対し、変 更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を 用いて実施する。

a. 基本設計方針の整理

設計を主管する箇所の長は、基本設計方針(「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)」参照)に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を 漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準 規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。

- (a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。
- (b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。
- (c) 抽出したキーワードを基に要求事項を第3.3-1表に示す要求種別に分類する。
- (d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)」(以下「様式-8」という。)の「基本設計方針」欄に整理する。
- (e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。
 - ・定義(基本設計方針で使用されている用語の説明)
 - ・冒頭宣言(設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの)
 - ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針(既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4及び様式-5で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針)
 - ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針(当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針)
- b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (対象設備の仕様を含む。)

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合した ものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。

また、具体的な設計の流れを第3.3-2図に示す。

(a) 第3.3-1表に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「3.7.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等への必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針(要求機

能、性能目標、防護方針等を含む。)を定めるための設計を実施する。

(b) 様式-6で明確にした詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。

イ. 評価を行う場合

詳細設計として評価(解析を含む。)を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めた上で、評価を実施する。

また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(2)c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理により品質を確保する。

D. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合

複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報 伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。

n. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合

設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。

こ. 他号機と共用する設備の設計を行う場合

他号機と共用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に実施し、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。

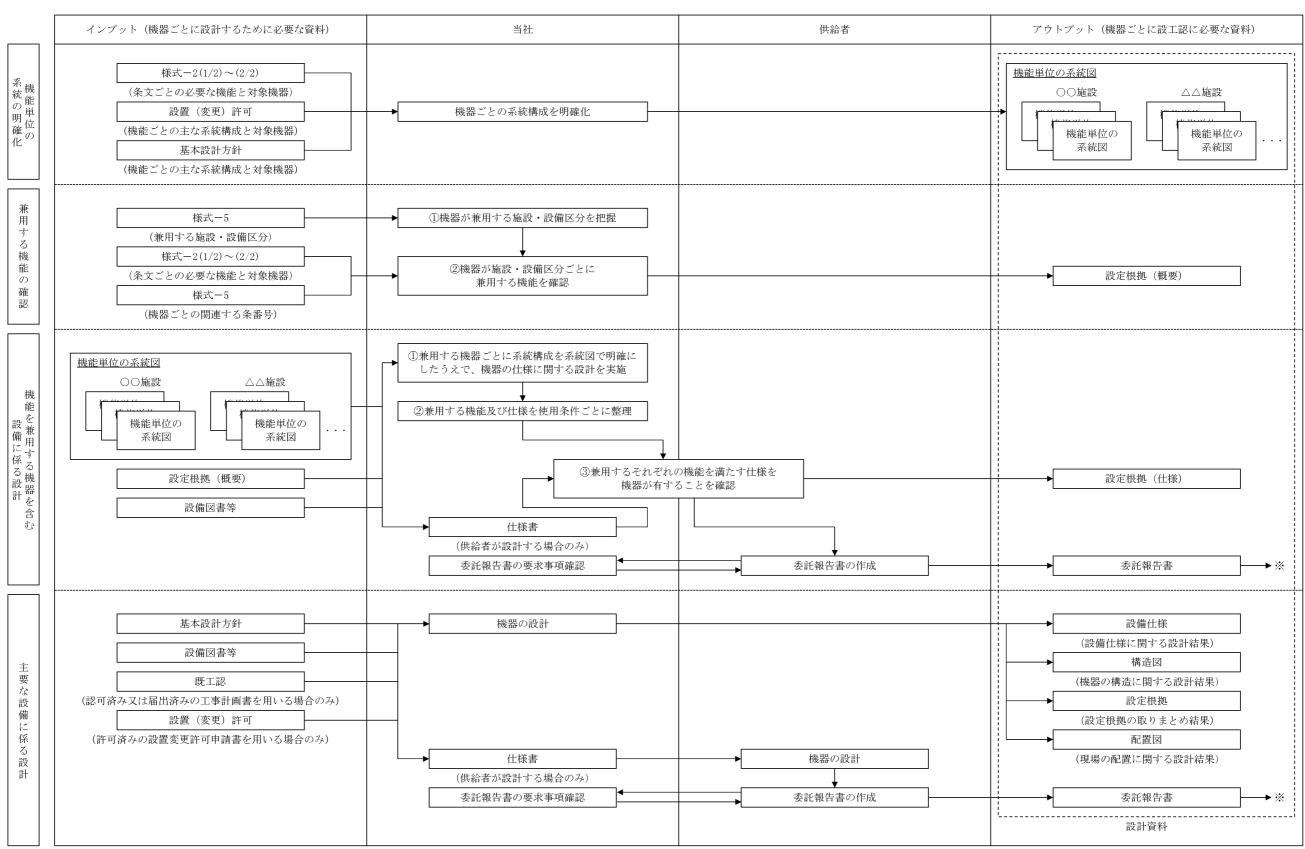
上記イ~=の場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方針を満たすことを確認するために検査を実施しなければならない場合は、条件及び方法を定めた上で実施する。

また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1に取りまとめるとともに、設計結果を、様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄に整理する。

(c) 第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、基本設計方針を作成した箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。

第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要となる主な設計事項と その妥当性を示すための記録との関係

要求種別			重別	主な設計事項	設計方針の妥当性を 示す記録
設備	設書	設置要求	目的とする機能・性能を有する設備の選定	目的とする機能・性能を有す る設備の選定 配置設計	・設計資料 ・設備図書(図面、構造 図、仕様書) 等
		機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	設置変更許可申請書の記載を 基にした、実際に使用する系 統構成・設備構成の決定	・設計資料・系統図・設備図書(図面、構造図、仕様書)等
			目的とする機能 ・性能を実際に 発揮させるため に必要な設備の 具体的な仕様	仕様設計 構造設計 強度設計 (クラスに応じて)	・設計資料・設備図書(図面、構造図、仕様書)・インターロック線図・算出根拠(計算式等)・カタログ等
		評価要求	対象設備が目的 とする機能・性 能を持つことを 示すための方法 とそれに基づく 評価	仕様決定のための解析 条件設定のための解析 実証試験 技術基準規則に適合している ことの確認のための解析 (耐震評価、耐環境評価)	・設計資料 ・有効性評価結果(設置 変更許可申請書での安 全解析の結果を含 む。) ・解析計画(解析方針) ・委託報告書(解析結 果) ・手計算結果
運用	運用	要求	保安規定で定め る必要がある運 用方法とそれに 基づく計画	維持又は運用のための計画の 作成	



※: 委託報告書の図面等を設計のインプットとして使用する場合は、当社が承認したのち、設備図書等として取り扱う。 また、供給者が工事にて設計を実施した場合は、委託報告書を総括報告書に読み替える。

第3.3-2図 主要な設備の設計

c. 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、以下の活動を実施し、品質を確保する。

(a) 調達による解析の管理

基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の信頼性を確保するため、設工認品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。

イ. 調達による解析

調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン(一般社団法人原子力安全推進協会)」を反映した以下に示す管理を確実にするための品質マネジメントシステム体制の構築等に関する調達要求事項を仕様書により要求し、それに従った品質マネジメントシステム体制のもとで解析を実施させるよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。

なお、解析の調達管理に関する具体的な流れを添付3「設工認における解析管理について」の「別図1」に示す。

(イ) 解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を策定し、解析業務実施計画書等により文書化する。

なお、解析業務の計画には、以下に示す事項の計画を明確にする。

- ・解析の目的
- 実施体制
- 解析及び審査、検証の実施者
- ・解析業務の作業手順
- ・各作業プロセスの実施時期
- ・使用する計算機プログラムとその検証結果**

※:解析業務実施計画書の作成段階で、使用する計算機プログラムの 検証が完了していない場合は、計算機プログラムの検証計画を解 析業務実施計画書に記載し当社に提出させ、また計算機プログラ ム検証後にその結果を当社へ提出させる。

- 解析結果の検証方法
- ・委託報告書の確認
- 解析業務の変更管理
- ・記録の保管管理
- (n) 解析業務に係る必要な力量を定めるとともに、従事する要員 (原解析者・審査者・検証者) は必要な力量を有した者とする。

p. 計算機プログラム (解析コード) の管理

計算機プログラムは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、計算機プログラムが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。

- ・簡易的なモデルによる解析解の検算
- ・標準計算事例を用いた解析による検証
- ・実験又はベンチマーク試験結果との比較
- ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 等

n. 解析業務で用いる入力情報の伝達

当社は供給者に対し調達管理に基づく品質マネジメントシステム上の要求事項として、IS09001の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求する。

これにより、設工認に必要な解析業務のうち、設備又は土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となって解析を実施する場合は、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書で、同じ最新性を確保する。

また、設備を設置した供給者以外の供給者にて解析を実施する場合は、 当社で管理している図面を供給者に提供することで、供給者に最新性が確 保された図面で解析を実施させる。

こ. 入力根拠の作成

供給者に、解析業務実施計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確に した入力根拠書を作成させ、また計算機プログラムへの入力間違いがない か確認させることで、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力され たことの品質を確保する。

(b) 手計算による自社解析

自社で実施する解析(手計算)は、評価を実施するために必要な計算方法 及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。

また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」及び「設計2」で取りまとめた様式-8を設計のアウトプットとして、これが設計のインプット(「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職 位の者に実施させる。

(4) 設工認申請(届出)書の作成

設計を主管する箇所の長は、設工認の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。

a. 要目表の作成

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、実用炉規則別表第二の「記載すべき事項」の要求に従って、必要な事項(種類、主要寸法、材料、個数等)を設備ごとに表(要目表)又は図面等に取りまとめる。

b. 施設ごとの基本設計方針のまとめ

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(1)b. 技術基準規則条文ごとの基本設計 方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則別表第二 に示された発電用原子炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すこと により、設工認として必要な基本設計方針を作成する。 また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。

c. 工事の方法の作成

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確 実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目 及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や 他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」 として取りまとめる。

d. 各添付書類の作成

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、基本設計方針に対する詳細設計の結果、及び設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて、実用炉規則別表第二に示された添付書類を作成する。

なお、実用炉規則別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用 している場合には、添付書類の別紙として「計算機プログラム(解析コード) の概要」を作成する。

e. 設工認申請(届出)書案のチェック

設計を主管する箇所の長は、設工認申請(届出)書の取りまとめを主管する 箇所の長が定めた作成分担に基づき、作成した設工認申請(届出)書案につい て、要員を指揮して、以下の要領でチェックする。

- (a) 設計を主管する箇所でのチェック分担を明確にしてチェックする。
- (b) コメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を 修正した上で、再度チェックする。
- (c) 設計対象の追加または変更をした場合は、関連書類の整合が取られていることをチェックする。
- (d) 必要に応じこれらを繰り返し、設工認申請(届出)書案のチェックを完了する。

(5) 設工認申請(届出)書の承認

「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)e. 設工認申請 (届出) 書案のチェック」を実施した設工認申請 (届出) 書案について、設工認申請 (届出) 書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料のチェックが確実に実施されたことを確認した上で取りまとめ、原子力発電安全委員会 (原子力発電安全運営委員会) へ付議し、審議及び確認を得る。

また、設工認申請(届出)書の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電 安全委員会(原子力発電安全運営委員会)の審議及び確認を得た設工認申請(届 出)書について、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きを承認する。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」~「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、設工認を実現するための具体的な設計(設計3)を実施し、決定した具体的な設備の設計結果(既に工事を着手し設置を終えている設備について、既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認することを含む。)を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

(1) 自社で設計する場合

本店組織又は発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施する。

(2) 「設計 3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、発電所組織の工事を主

管する箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合

本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」 に従った調達により「設計3」を実施する。

また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

(3) 「設計 3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計 3」を管理する場合

発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

(4) 「設計 3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し、かつ、調達管理として「設計 3」を管理する場合

本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.6 設工認における調達管理の方法」 に従った調達により「設計3」を実施する。

また、本店組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を、調達管理として詳細設計の検証及び妥当性確認を行うことにより管理する。

3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。

また、設工認に基づき設置する設備のうち、既に工事を着手し設置を終えている 設備については、以下のとおり取り扱う。

(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して 調達製品の検証段階の適合性確認対象設備については、「3.5 使用前事業者検査 の方法」の段階から実施する。

(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については、「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い、着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに、「3.5 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

なお、この工事の中で適合性確認を実施する場合は、「3.6 設工認における調 達管理の方法」に従った調達製品の検証の中で実施する。

3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及 びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保 安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、「検査・試験通達」に従い、工事実施箇所 からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- ①実設備の仕様の適合性確認
- ②実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を設工認品質管理計画の第 3.5-1 表に示す検査として、 ②を品質マネジメントシステムに係る検査(以下「QA検査」という。)として実施 する。

②については工事全般に対して実施するものであるが、工事実施箇所が「3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事実施箇所が実施する溶接に関するプロセス管理が適切に行われていることの確認を QA 検査に追加する。

また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事実施箇所が実施する検査の、

記録(工事実施箇所が採取した記録・ミルシート等。)の信頼性確認(記録確認検査や抜取検査の信頼性確保)を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

3.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「3.3.3設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」、「3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」で実施した設計1、2及び設計3のアウトプットに対する妥当性を確認するための方法を様式-8に整理し、使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び 方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに第3.5-1表に示す確認項目、確認視点及び主 な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8に示された「設工認設計結果(要目表/設計方針)」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。

(1) 使用前事業者検査の方法の決定

検査を担当する箇所の長は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第3.3-1表の要求種別ごとに定めた第3.5-1表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目の考え方を使って、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の方法として明確にする。第3.5-1表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第3.5-2表に示す。

- a. 様式-8の「設工認設計結果(要目表/設計方針)」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。
- b. 決定された検査項目より、第3.5-2表に示す「検査項目、検査概要、判定基準の 考え方について(代表例)」及び「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決 定する。
- c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。

(a) 検查項目

(b) 検査方法

第3.5-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
		設置要求	名称、取付箇 所、個数、設 置状態、保管 状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	据付検査 状態確認検査 外観検査
設備	設計要求	機能要求	材料、・漏造と、い強 ・漏造のに要して、 ・漏造のは、 ・漏造のは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・で	実際に使用できる系統構成 になっていることを確認す る。	材料検査 寸法検査 建物・構築物構造検 査 外観検査 据付検査 状態確認検査 耐圧検査 漏えい検査 特性検査 機能・性能検査
		評価要求	解析書のイン プット条件等 の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、設置 要求、機能要求の検 査を適用
運用	運用要	京求	手順確認	(保安規定)手順化されていることを確認する。	状態確認検査

第3.5-2表 検査項目、検査概要及び判定基準の考え方について(代表例)

検査項目	検査概要	判定基準の考え方
材料検査	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格**1,2 等に適合することを、 記録又は目視により確認する。	・使用されている材料が設工認に記載のとおりであること、また関係規格等に 適合すること。
寸法検査	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内であることを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること。
外観検査	・有害な欠陥のないことを記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。
据付検査 (組立て及び据付け状態を 確認する検査)	・常設設備の組立て状態並びに据付け位置及び状態が設工認に記載のとおりであることを、記録又は 目視により確認する。	・設工認に記載のとおりに設置されていること。
耐圧検査	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを、記録又は目視により確認する。	・検査圧力に耐え、異常のないこと。
漏えい検査	・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を、記録又は目視によ り確認する。	・検査圧力により著しい漏えいのないこと。
建物・構築物構造検査	・建物・構築物が設工認に記載のとおり製作され、組み立てられていること、また関係規格*1,2等に適合することを、記録又は目視により確認する。	・主要寸法が設工認に記載の数値に対して許容範囲内にあること、また関係規格等に適合すること。
	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なことを、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なこと。
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を、記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。
機能・性能検査	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを、記録(工場での試験記録等を含む。)又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。
特性検査	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備又は計測制御設備について、ロジック確認、インターロック確認及び警報確認等を行い、 設備の機能・性能又は特性を、記録又は目視により確認する。	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。
	・外観検査 建物、構築物、非常用電源設備等の完成状態を、記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 ・設工認に記載のとおりに設置されていること。
	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を、記録(工場での校正記録等を含む。)又は目視により確認 する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。
	・設置要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が、設工認に記載のとおりであることを、記録又は目視により確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が適切であること。
状態確認検査	・評価要求に対するインプット条件(耐震サポート等)との整合性確認を、記録又は目視により確認 する。	・評価条件を満足していること。
	・運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。	・運用された手順が整備され、利用できること。
基本設計方針に係る検査**3	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確 ・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付 認する。 ・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付	
QA 検査	事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	・事業者が設工認に記載された品質管理の方法に従って、設計情報を工事に引 継ぎ、工事の実施体制が確保されていること。

※1:消防法及びJIS ※2:設計の際に採用した適用基準又は適用規格 ※3:基本設計方針のうち、各検査項目で確認できない事項を対象とする。

3.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を適 切な段階で実施するため、関係箇所と調整の上、発電所全体の主要工程及び調達先 の工事工程を加味した適合性確認の検査計画を作成し、使用前事業者検査の実施時 期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

なお、検査計画は、進捗状況に合わせて関係箇所と適宜調整を実施する。

3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

主要な耐圧部の溶接部に係る検査を担当する箇所の長は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。

3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、「検査・試験通達」に基づき、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

(1) 使用前事業者検査の独立性確保

検査を担当する箇所の長は、組織的独立した箇所に検査の実施を依頼する。

(2) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、第3.5-1図を参考に検査要領書で明確にする。 なお、検査における役務は、以下のとおりとする。

a. 総括責任者

- ・発電所における保安に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る 品質保証活動を統括する。(燃料体に係る検査を除く。)
- ・燃料体の工事に関する活動を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保 証活動を統括する。(燃料体に係る検査に限る。)

b. 主任技術者

・検査内容、手法等に対して指導・助言を行うとともに、検査が適切に行われていることを確認する。

- ・検査要領書制定時の審査並びに検査要領書に変更が生じた場合には、変更内 容を審査する。
- ・発電用原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性や性能に係る事項等、原 子炉の運転に関する保安の監督を行う。
- ・ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造、機能及び性能に係る事項等、原子力設備の工事、維持及び運用(電気的設備に係るものを除く。)に関する保安の監督を行う。
- ・電気主任技術者は、主に電気設備の構造、機能及び性能に係る事項等、電気 工作物の工事、維持及び運用(電気的設備)に関する保安の監督を行う。

c. 品質保証責任者

・品質マネジメントシステムの観点から、検査範囲、検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制定又は改訂が適切に行われていることを審査する。(QA検査を除く。)

d. 検査実施責任者

- ・検査を担当する箇所の長からの依頼に基づき検査を実施する。
- ・検査要領書を制定する。また、検査要領書に変更が生じた場合には、変更内容を確認、承認し、関係者に周知する。
- ・検査員から報告された検査結果(合否判定)が技術基準規則に適合している ことを最終確認し、若しくは自らが合否判定を実施し、リリース許可する。

e. 検査員

- ・検査実施責任者からの指示に従い、検査を実施する。
- ・検査要領書の判定基準に従い、立会い又は記録の確認により合否判定する。
- ・検査記録及び検査成績書を作成し、検査実施責任者へ報告する。

f. 助勢員

- ・検査実施責任者又は検査員からの指示に従い、検査に係る作業を行う。
- ・検査員の役務内容のうち、合否判定以外を行う。

(3) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「検査・試験通達」に基づき、「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で決定した様式-8の「確認方法」欄で明確にした確認方法に従った使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。

また、検査を担当する箇所の長は、検査目的、検査場所、検査範囲、設備項目、

検査方法、判定基準、検査体制、不適合処置要領、検査手順、検査工程、検査用 測定機器、検査成績書の事項等を記載した検査要領書を作成し、主任技術者(燃 料体に係る検査を除く。)及び品質保証責任者(QA検査は除く。)の審査を経て 検査実施責任者が制定する。

なお、検査要領書には使用前事業者検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にするとともに、適合性確認対象設備ではない使用前事業者 検査の対象を明確にする。

各検査項目における代替検査を行う場合、「3.5.5(4) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(4) 代替検査の確認方法の決定

a. 代替検査の条件

代替検査を用いる場合は、通常の方法で検査ができない場合であり、例えば 以下の場合をいう。

- ・耐圧検査で圧力を加えることができない場合
- ・構造上外観が確認できない場合
- ・系統に実注入ができない場合
- ・電路に通電できない場合
- ・当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス 評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)**
 - ※:「当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合)」とは、以下の場合をいう。
 - ・材料検査で材料検査証明書(ミルシート)がない場合
 - ・寸法検査記録がなく、実測不可の場合

b. 代替検査の評価

検査を担当する箇所の長は、代替検査による確認方法を用いる場合、本来の 検査目的に対する代替性の評価を実施し、その結果を「3.5.5(3) 使用前事業者 検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、該当す る主任技術者による審査を経て適用する。

なお、検査目的に対する代替性の評価においては、以下の内容を明確にする。

• 設備名称

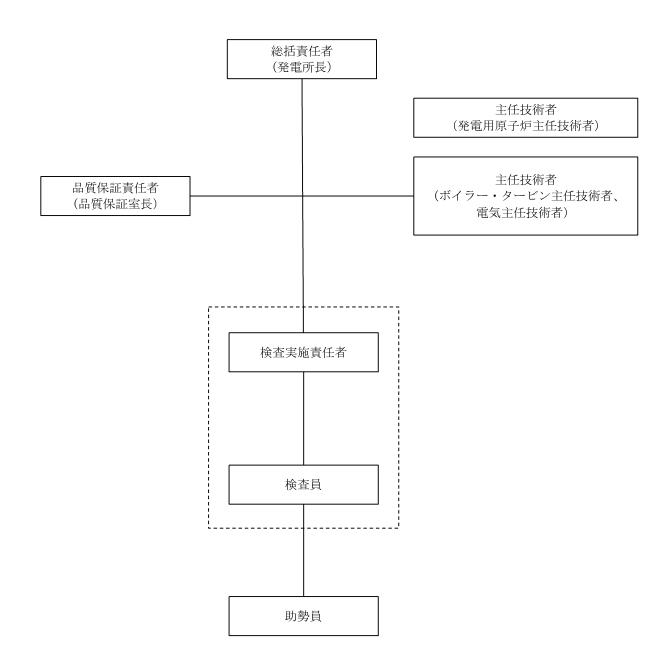
- 検査項目
- 検査目的
- ・通常の方法で検査ができない理由
 - (例) 既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすための困難性 現状の設備構成上の困難性 作業環境における困難性 等
- ・代替検査の手法及び判定基準
- ・検査目的に対する代替性の評価

(5) 使用前事業者検査の実施

検査実施責任者は、検査員等を指揮して、検査要領書に基づき、確立された検 査体制のもとで使用前事業者検査を実施し、その結果を検査を担当する箇所の長 に報告する。

報告を受けた検査を担当する箇所の長は、検査プロセスが検査要領書に基づき 適正に実施されたこと、及び検査結果が判定基準を満足していることを確認した のち、検査結果を受領する。

また、検査を担当する箇所の長は、受領した検査結果を主任技術者に通知する (燃料体に係る検査を除く。)とともに、総括責任者に報告する。



破線部は工事を主管する箇所から組織的独立した者

第3.5-1図 検査実施体制 (例)

3.6 設工認における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に基づき、以下に示す管理を実施する。

3.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。(添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「1.供給者の技術的評価」参照)

3.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力の安全に及ぼす影響、供給者の実績等を考慮し、調達の内容に応じたグレード分けの区分(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。

3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、当社においては、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、設計 管理及び調達管理に係るグレード分けを適用している。

設工認に適用した機器ごとの現行の各グレードに該当する実績は様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係)(例)」(以下「様式-9」という。)に取りまとめる。

設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までのグレードごとの流れ、各グレードで実施した各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別図1(1/3)~(3/3)」に示す。

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力の安全に及ぼす影響及び供給者の実績等を考慮し、グレード分けの区分(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」参照)を明確にした上で、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

また、一般産業用工業品については、(1)の仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器

等として使用するための技術的な評価を行う。

(1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、以下のa~oを記載した仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理*する。(「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照)

- ※:添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス、Bクラス、Cクラス又は「別表1(2/2)」に示すSA常設のうち、設計・開発を適用する場合は、仕様書の作成に必要な設計として、添付4「当社における設計管理・調達管理について」の「2. 仕様書作成のための設計について」の活動を実施する。
- a. 工事又は購入に関する機器仕様(グレード分け(添付1「当社におけるグレード 分けの考え方」参照)を含む。)
- b. 供給者が実施する業務範囲
- c. 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する以下の要求事項(出荷許可の方法を含む。)
 - (a) 法令、基準、規格、仕様、図面、プロセス要求事項等の技術文書の引用
 - (b) 当社の承認を必要とする範囲(手順、プロセス等)
 - (c) 適用する法令、基準、規格等への適合性及び技術的な妥当性等を保証するために必要な要求事項
 - (d) グレード分け(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照)に応じた性能、機能、設計のインターフェイス、材料・部品、製作、据付、検査・試験、洗浄、保管、取扱い、梱包、運転上の要求事項等の要求の範囲・程度
 - (e) 主要部材の品名・仕様(寸法・材質等)、数量
 - (f) 部材の保存に関する要求事項
 - (g) 検査・試験に関する要求事項
 - (h) 特殊な装置等を取り扱う場合、装置等を安全かつ適正に使用するために必要な設備の機能・取扱方法
 - (i) 設備が安全かつ適正に機能するために必要な運転操作、並びに保守及び保管 における注意・考慮すべき事項
- d. 要員の適格性確認に関する要求事項
- e. 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - (a) 当社が要求する品質マネジメントシステム規格※

- ※: IS09001を基本とし、設工認品質管理計画及び保安規定の要求事項及び IAEA基準の特徴、並びにキャスク問題等の不適合反映の要求事項を考慮 した、原子力発電所の保修等に係る品質マネジメントシステム仕様をい う。
- (b) 文書・記録に関する要求事項
- (c) 外注先使用時における要求事項
- f. 特殊工程等に関する要求事項
- g. 秘密情報の範囲
- h. 不適合の報告及び不適合の処理に関する要求事項
- i. 健全な安全文化を育成し及び維持するために必要な要求事項
- j. 調達製品を当社に引き渡す場合における調達要求事項への適合の証拠となる記録の提出に関する要求事項
- k. 製品の引渡し後における製品の維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の提供及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する要求事項
- 1. 解析業務に関する要求事項(解析委託の管理については、添付3「設工認における解析管理について」参照)
- m. 悪天候における屋外機材の安全確保措置
- n. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- o. 調達を主管する箇所の長が供給先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が 同行して工場等の施設に立ち入る場合があることに関する事項

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「施設管理通達」、「原子力部門における調達管理通達」及び「原子燃料サイクル通達」に従い、業務の実施に当たって必要な図書(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス及びBクラス、「別表1(2/2)」に示すSA常設、及び「別表4」に示す業務委託のグレード I、作業計画書等)を供給者に提出させ、それを審査し確認する等の製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確 実にするために、グレード分けの区分、調達数量、調達内容等を考慮した調達製 品の検証を行う。

なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調 達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

また、調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証を、以下のいずれか1つ以上の方法により実施する。

a. 検査・試験

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、「検査・試験通達」に基づき工場又は発電所で検査・試験を実施する。

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、検査・試験のうち、 当社が立会又は記録確認を行う検査・試験に関して、以下の項目のうち必要な項 目を含む要領書を供給者に提出させ、それを事前に審査し、承認した上で、その 要領書に基づく検査・試験を実施する。

- 対象機器名(品名)
- · 検査 · 試験項目
- · 適用法令、基準、規格
- · 検査 · 試験装置仕様
- ・検査・試験の方法、手順、記録項目
- ・品質管理員における作業記録、作業実施状況、検査データの確認時期、頻度
- ・準備内容及び復旧内容の整合性
- 判定基準
- 検査・試験成績書の様式
- ・測定機器、試験装置の校正
- ・検査員の資格

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、設工認に基づく使用 前事業者検査として必要な検査・試験を適合性確認対象設備ごとに実施又は計画 し、設備のグレード分けの区分に応じて管理の程度を決めたのち、「3.5.5 使用 前事業者検査の実施」に基づき実施する。

なお、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬(購入のみ)については、当社にて機能・性能の確認をするための検査・試験を実施する。

b. 受入検査の実施

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、製品の受入れに当た

り、受入検査を実施し、現品及び記録の確認を行う。

c. 記録の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事記録等調達した 役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。

d. 報告書の確認

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。

e. 作業中のコミュニケーション等

調達を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会等を実施することにより検証を行う。

f. 請負会社他品質監查(「3.6.4 請負会社他品質監查」参照)

3.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

(請負会社他品質監査を実施する場合の例)

- ・設備:添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表3」に示すAクラス、 Bクラス及びCクラスのうち設工認申請(届出)の対象設備並びにSA常設 に該当する場合(原則として3年に1回の頻度で実施)
- ・役務:過去3年以内に監査実績がない供給者で、添付1「当社におけるグレード 分けの考え方」の「別表4」に示すグレードIに該当する場合

また、供給者の発注先(以下「外注先」という。)について、以下に該当する場合は、直接外注先の監査を行う。

- ・供給者が実施した外注先に対する品質監査、又は更に外注先が実施した外注又 は下請会社の品質マネジメントシステム状況が不十分と判断した場合
- ・トラブル等で必要と認めた場合

3.6.5 設工認における調達管理の特例

設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。

(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証 段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調 達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方(添付1「当社におけるグレ ード分けの考え方」参照)で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」 以降の管理を設工認に基づき管理する。

(2) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3 (1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」参照)で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。

- 3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ
 - 3.7.1 文書及び記録の管理
 - (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録
 - 「3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」の第3.1-1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを「原子力部門における文書・記録管理通達」に基づき管理する。

設工認に係る主な記録の品質マネジメントシステム上の位置付けを第3.7-1表に示すとともに、技術基準規則等への適合性を確保するための活動に用いる文書及び記録を第3.7-1図に示す。

(2) 供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理

設工認において供給者が所有する当社の管理下にない設計図書を設計、工事及 び検査に用いる場合、当社が供給者評価等により品質マネジメントシステム体制 を確認した供給者で、かつ、対象設備の設計を実施した供給者が所有する設計当 時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として識別が可 能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。

この供給者が所有する設計図書は、当社の文書管理下で第3.7-1表に示す記録と して管理する。 当該設備に関する設計図書がない場合で、代替可能な設計図書が存在する場合、供給者の品質マネジメントシステム体制を確認して当該設計図書の設計当時から現在に至るまでの品質を確認し、設工認に対する適合性を保証するための設計図書として用いる。

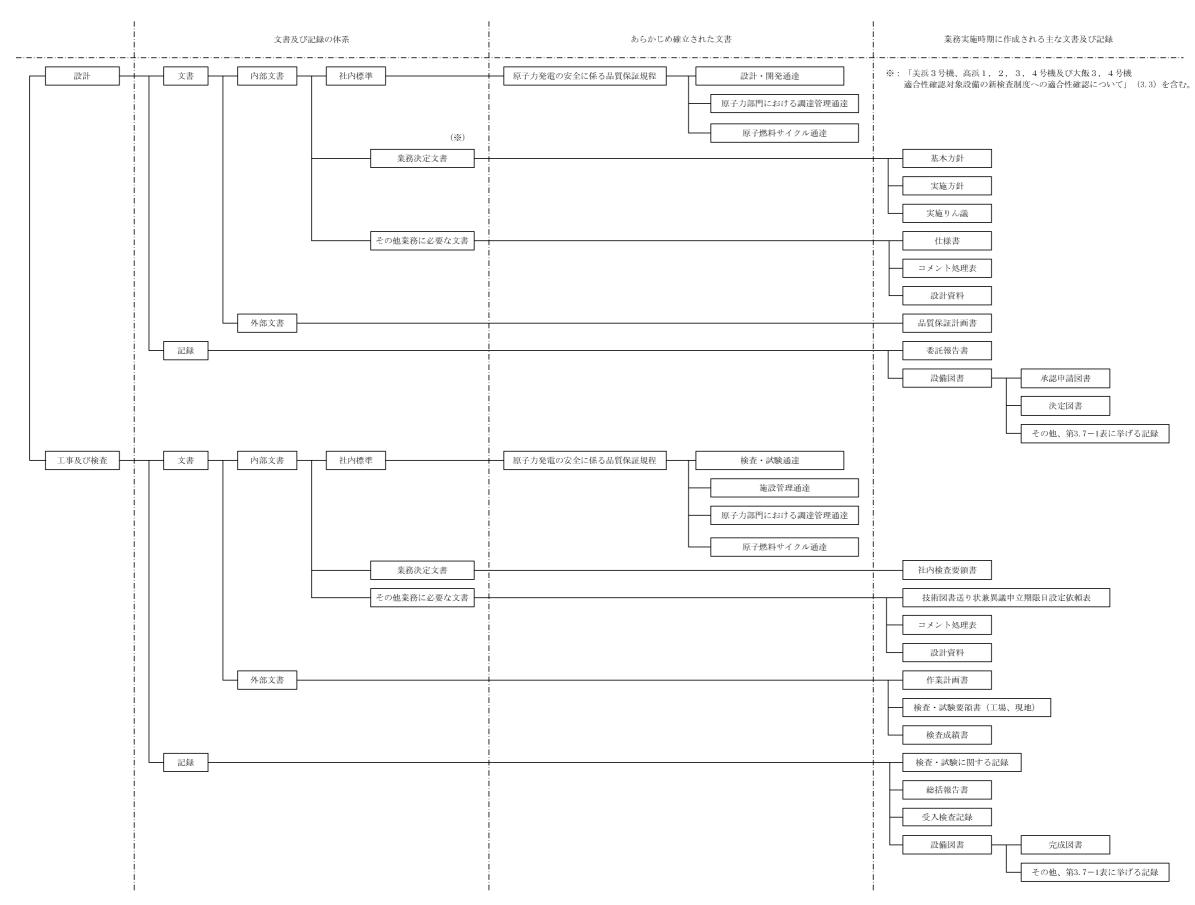
(3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録

検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合、第3.7-1表に示す記録を用いて実施する。

なお、適合性確認対象設備のうち、既に工事を着手し設工認申請(届出)時点で工事を継続している設備、並びに添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(2/2)」に示すSA可搬(購入のみ)の設備に対して記録確認検査を実施する場合は、検査に用いる文書及び記録の内容が、使用前事業者検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであること(型番の照合、確認できる記載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であること。)を確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として利用する。

第3.7-1表 記録の品質マネジメントシステム上の位置付け

主な記録の種類	品質マネジメントシステム上の位置付け
承認申請図書、決定図書	設備の工事中の図書であり、このうち図面等の最新版の維持が 必要な図書においては、工事完了後に完成図書として管理する 図書
完成図書	品質マネジメントシステム体制下で作成され、建設当時から設備の改造等に併せて最新版に管理している図書
既工認	設置又は改造当時の工事計画書の認可を受けた図書で、当該工事計画に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を 示す図書
設計記録	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録 (自社解析の記録を含む。)
委託報告書	品質マネジメントシステム体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果の記録(解析結果を含む。)
供給者から入手した文書・ 記録	供給者を通じて入手した、供給者所有の設計図書、製作図書、 検査記録、ミルシート等
製品仕様書又は仕様が確認 できるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書又は仕様が確認できるカタログ等 で、設計に関する事項が確認できる図書
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質マネジメントシステム体制下で確認手順書を作成し、その 手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録



第3.7-1図 設計、工事及び検査に係る品質マネジメントシステムに関する文書体系

3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

(1) 計量器の管理

a. 当社所有の計量器の管理

(a) 校正·検証

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。

なお、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準 を記録する。

(b) 識別管理

イ. 計量器管理台帳による識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、校正の状態を 明確にするため、計量器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効 期限内であることを識別する。

なお、計量器が故障等で使用できない場合、使用禁止を計量器管理台帳に記載するとともに、修理等で使用可能となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更することで、使用可能であることを明確にする。

p. 有効期限表示ラベルによる識別

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、計量器の校正の状態を明確にするため、有効期限表示ラベルに必要事項を記載し、計量器の目立ちやすいところに貼り付けて識別する。

b. 当社所有以外の計量器の管理

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、供給者所有の計量 器を使用する場合、計量器の管理が適正に行われていることを確認する。

(2) 機器、弁及び配管等の管理

工事を主管する箇所の長は、機器、弁、配管等を、刻印、タグ、銘板、台帳、 塗装表示等にて管理する。

3.8 不適合管理

設工認に基づく設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については「不適合管理および是正処置通達」に基づき処置を行う。

4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の工事は、「施設管理通達」の「保全計画の策定」の中の「設計および工事の計画の策定」として、施設管理に係る業務プロセスに基づき業務を実施している。また、特定重大事故等対処施設に関わる秘匿性を保持する必要がある情報については、3.(1)、(2)に示す「秘密情報の管理」及び「セキュリティの観点から非公開とすべき情報の管理」を実施している。

施設管理に係る業務のプロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。

4.1 使用開始前の適合性確認対象設備の保全

工事又は検査を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の保全を、以下のとおり実施する。

4.1.1 工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

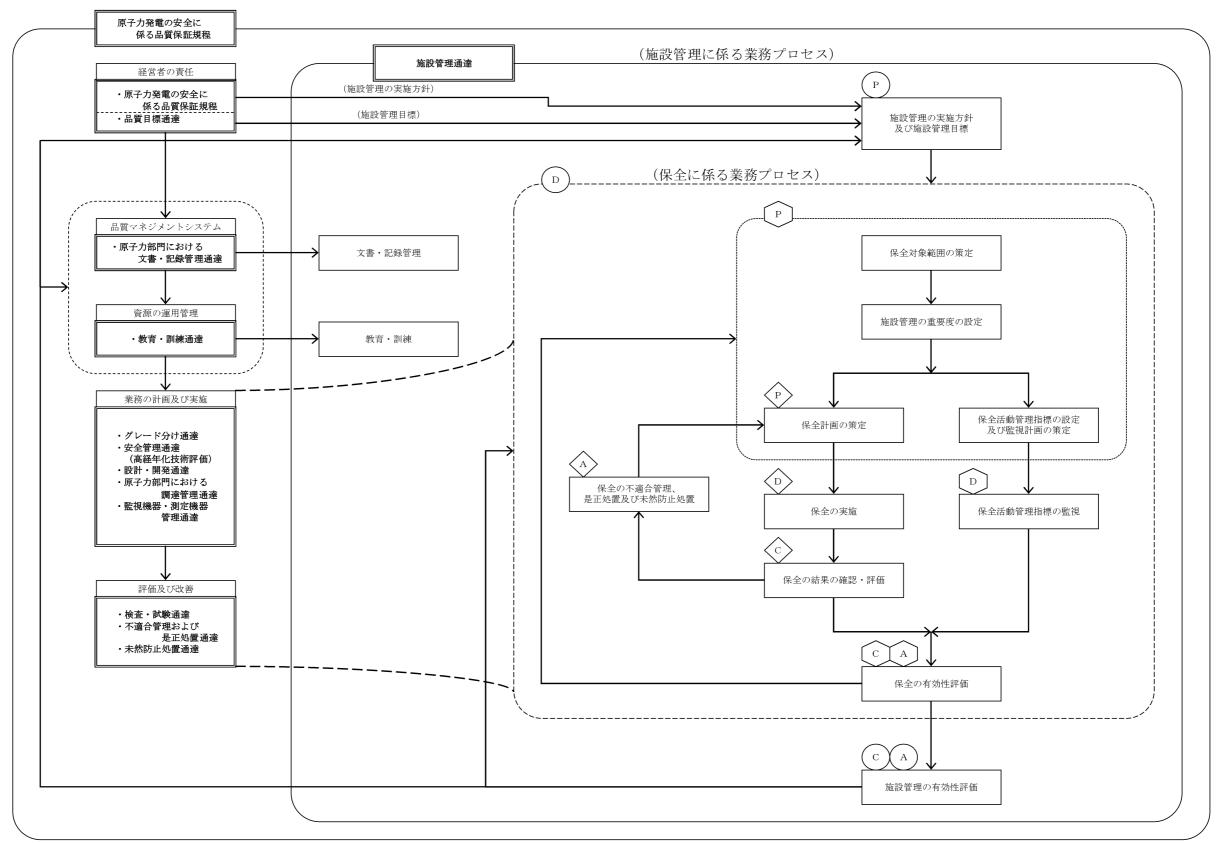
工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、巡視点検又は日常の 保守点検(月次の外観点検、動作確認等)の計画を定め、設備の状態を点検し、異 常のないことを確認する。

4.1.2 設工認の認可後に工事を着手し設置が完了している常設又は可搬の設備

設工認の認可後に工事を着手し、設置が完了している常設又は可搬の設備は、巡 視点検又は日常の保守点検(月次の外観点検、動作確認等)の計画を定め、設備の 状態を点検し、異常のないことを確認する。

4.2 使用開始後の適合性確認対象設備の保全

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を 使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、 施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施するこ とにより、適合性を維持する。



第4-1図 施設管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画(例)

	他の記録類														
	アウトプット														
	インプット														
実(()	 計画 (△)														
正関係 :関連	供給者														
組織内外の相互関係 ◎:主担当 ○:関連] 発電所														
組織 ◎:∄	原 子 力 事業本部														
プロセス(設計対象)	実績: 3.3.1~3.3.3(5) 計画: 3.4.1~3.7.2	適合性確認対象設備に対する要求事項 の明確化	各条文の対応に必要な適合性確認対象 設備の選定	基本設計方針の作成 (設計 1)	適合性確認対象設備の各条文への適合 性を確保するための設計 (設計2)	設計のアウトプットに対する検証	設工認申請(届出)書の作成	設工認申請(届出)書の承認	設工認に基づく具体的な設備の設計の 実施(設計3)	具体的な設備の設計に基づく工事の実 施	使用前事業者検査の計画	検査計画の管理	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事 業者検査の管理	使用前事業者検査の実施	識別管理及びトレーサビリティ
	各段階	3.3.1	3. 3. 2	3, 3, 3(1)	3, 3, 3 (2)	3, 3, 3 (3)	3, 3, 3 (4)	3, 3, 3 (5)	3. 4. 1	3.4.2	3.5.2	3.5.3	3. 5. 4	3, 5, 5	3, 7, 2
	4			崧		1110				•		及び:			

表題は、リスト作成時に具体的な名称に書き換える。 網掛け欄は記載設備に応じて記載する。

(設計基準対象施設)

(例) 設備リスト

	 _
編表	#/ 20
設置変更許可 申請書 添付書類八 主要設備 記載有無	**
実用炉規則 別表第二に 関連する 施設・設備区分	
必要な対策が (a),(b),(o) [*] のうち、 どこに対応するか	※:(a) (b)及び(c)が示す分割は以下のとおり。 (、な)人を必要があれるのは、第1121下のとおり。
既工認に 記載がされて いないか (O、×)	※:(a)、(b)及び(c)が (、また出す語
実用炉規則 別表第二の 記載対象 設備か (〇、×)	
要求事項に 対して必須の 設備、運用か (O、×)	
設備 既設 // / 運用 新設	
設備等設備等()	
必要な機能等	
技術基準規則及び解釈	
設置許可基準規則及び解釈	
設置許可 技術基準 規則	

様式-2(2/2)

表題は、リスト作成時に具体的な名称に書き換える。 網掛け棚は記載設備に応じて記載する。

設備リスト(例) (重大事故等対処設備)

	今後の設工認記載分攝来 ○ 要目+基本設計方針+ 関連添付 △ 基本設計方針	
	実用炉規則別表第二1- 関連する施設設備区分	
	フローに よる分類 [※]	
	重大事故 クラスが DBEと 異なるか? 異なる: ○ 国じ : ×	
通	使用条件が DBEと 異なるか? 異なる:〇 同じ :×	
詳細設計に関する事項	使用目的が DBEと 異なるか? 異なる:〇 同じ :×	
iiib	既工認に 記載されて いるか? 記載 有: O 記載 無: x	
	集用が規則 辺表第二の 記載対象 設備かっ 数像 :〇 対象外:<	
	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
設備種別	11年 報報	
離	路路路路路	
	茶	
	仕様記載 添付八設備	
	設備(開設+新設)	
	技術產準規則及び解釈	
	維規 則 祭 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
	設置許可基準規則 / 技術基準規則 条 文	
	md /	

※:①、②、③及び4分が示す分類は以下のとおり。 ①・警路の設工認認可対象(乗目表に記載) ②・認路のうち使用自め変更・使用条件変更・機器クラスアップのいずれかを件ら設工認認可対象(乗目表に記載) ③・環盤のうち使用自め変更・使用条件変更・機器クラスアップのいずれも件わない独工認認可対象(乗目表に記載) ④:環盤のうち使用自動を乗し、低脂条件変更・機器クラスアップのいずれも件かない経工認認可対象、乗目表に記載) ④:実用が規則別表第二の記載表文事項のうち要目表に該当しない設工認認可対象設備(基本設計方針のみに記載)

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方(例)

技術基	達規則			条文の分類	
第〇〇)条 (0000)				
実用発 規則	電用原子炉及びその附属施設の技術基	準に関する	実用発電用原子炉及びそ 規則の解釈	の附属施設の技術基	準に関する
A/L RII			<u> </u>		
	±1. <i>4</i> . +/−=π.	適用要否			/±±; ±z,
	対象施設	判断 (○□△)	理由		備考
原子炉	三本体				
核燃料	∤物質の取扱施設及び貯蔵施設				
原子炉	5冷却系統施設				
計測制	御系統施設				
放射性	上廃棄物の廃棄施設				
放射網	管理施設				
原子烷	5格納施設				
そ	非常用電源設備				
の 他	常用電源設備				
発電	補助ボイラー				
用	火災防護設備				
原 子	浸水防護施設				
炉の	補機駆動用燃料設備				
附属	非常用取水設備				
施	敷地内土木構造物				
設	緊急時対策所				
	13条への対応に必要となる施設 - 炉冷却系統施設)				
_	【記号説明】	〇:条文	要求に追加・変更があ	る。又は追加設備	がある。
		□:保安排	見定等にて維持・管理	が必要な追加設備	がある。
		△:条文員	要求に追加・変更がな	く、追加設備もな	い。

施設と条文の対比一覧表(例) (設計基準対象施設)

## 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 25 25 25 25 25 25
1	1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 10 11 12 13 14 15 16 10 11 12 13 14 15 16 10 11 12 13 14 15 16 10 10 13 13 13 13 13 13
1	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 15 17 18 19 10 20 21 12 23 23 5 5 6 2 5 6 2 10 21 12 2 23 3 5 4 3 5 6 3 5	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 23 24 15 18 19 20 31 32 33 30 31 32 33 38 39 40 41 42 43 44 45 46 44 47 42 43 44 45 46 44 47 42 43 44 45 46 44 47 42 43 44 45 46 44 47 42 43 44 45 46 44 47 42 43 44 45 46 44 47 42 43 44 45 46 44 47 42 43 44 45 46 44 47 42 43 44 46 46 47 47 43 47 47 43 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47
## 25 (2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	## 1	4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 19 10 20 13 12 23 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32
변경 변	## 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 6 7 2 8 9 10 11 12 13 14 14 15 18 19 10 20 21 22 23 24 24 25 26 27 26 29 30 31 32 33 34 34 35 38 30 40 41 42 43 44 45 46 46 47 42 43 44 45 46 46 47 42 43 44 45 46 46 47 42 43 44 45 46 46 47 42 43 44 45 46 47 42 43 44 45 46 47 42 43 44 45 46 47 42 43 44 46 47 42 43 44 47 43 44 47 44 47 43 44 47 44 47 43 44 47 44 47 43 44 47 44 47
## 10 10 11 12 10 10 11 12 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 10 20 21 12 22 23 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28	## 14 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 12 22 23 24 15 15 16 17 18 19 20 21 12 23 24 15 15 16 17 18 19 20 21 12 23 24 15 15 16 17 18 19 20 21 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
1	1	1 6 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 22 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 8 39 40 41 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 12 2 22 24 25 26 27 26 27 28 29 30 30 31 32 33 34 35 8 39 8 30 34 34 45 46 47 32 36 37 38 39 39 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30
1	1	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 24 25 26 27 28 29 20 31 32 33 40 53 50 30 31 33 33 40 41 42 41 42 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41
10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 22 24 25 26 20 20 20 20 20 20 20	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 22 24 25 26 20 20 20 20 20 20 20	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 23 34 55 36 37 38 39 40 41 42 44 45 46 47 44 45 46 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47
1	1	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 25 27 28 27 28 28 29 20 21 28 29 20 21 28 29 20 21 28 29 20 21 28 29 20 21 28 29 20 20 20 20 20 20 20
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	17 13 14 15 15 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 35 34 35 35 34 35 35
1	1	13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 24 24 24 24 24
14 15 16 17 17 18 19 20 21 22 23 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 25	14 15 16 17 17 18 19 20 21 22 23 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 25	13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 25 24 25 25 25 25
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	14 15 16 17 18 18 18 18 18 18 18
1 18 19 19 19 19 19 19	12 18 19 19 19 19 19 19 19	12 19 10 10 10 10 10 10 10
1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	19 10 10 10 10 10 10 10
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 28 28 28 28 28 28
19	1	10 10 10 10 10 10 10 10
20 21 22 23 24 25 26 27 28 28 28 28 28 28 28	20	20
1	1	1
1	1	19
1	23	23 24 25 26 26 27 27 27 27 27 27
1	24 25 26 27 28 28 28 28 28 28 28	20
1	1	1
1	1	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
1	1	1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3
1	1	1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3
1	1	1
1	1	13
1	1	1
23 34 35 35 36 37 37 38 38 38 38 38 38	23 24 25 26 27 28 28 28 28 28 28 28	1
23 34 35 35 36 37 37 38 38 38 38 38 38	23 24 25 26 27 28 28 28 28 28 28 28	1
23 34 35 36 37 38 38 38 38 38 38 38	23 24 25 26 27 28 28 28 28 28 28 28	23 34 35 35 36 37 38 38 38 38 38 38 38
25 26 27 28 28 28 28 28 28 28	25 26 27 28 28 28 28 28 28 28	25
25 36 37 38 38 38 38 38 38 38	20 20 20 20 20 20 20 20	20
20 20 20 20 20 20 20 20	20 20 20 20 20 20 20 20	20 20 20 20 20 20 20 20
23 23 24 25 25 25 25 25 25 25	28 28 28 28 28 28 28 28	1
1	28 28 28 28 28 28 28 28	19
39 40 41 42 43 46	30 40 47 47 40 40 40 40 4	28
1	1	2
1	1	1
The state of th	2 4 4 4 5 4 4 5 4 4 5 4 4 5 4 4 5 4 4 5 4 4 5 4 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	日本
The content of the	1	2
4 4 4 4 5 4 6 4 4 5 4 6 4 6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	4 4 4 5 4 6 4 4 5 4 6 4 6 5 6 8 8 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	1
12	4 0 2 0 3 0 3 0 3 0 4 0 4 0 5 0 6 0 7 0 8 0 8 0 9 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0 10 0	
8	8	W
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	T 4 m

施設と条文の対比一覧表(例)(重大事故等対処設備)

	77 78	通信準用	個別共通																		
	9/	緊 对 患 策	個別																		
	75	器運搬	個別																		
	74	原子 制 衛 軍	個別																		
	73	計裝	個別																		
	72	影響	個別																		
	71	そ の 然	個別																		
	70	拉拉斯制制	個別																		
	69	SFP	個別																		
	89	斯 李 李 李 弟 弟 弟	個別																		
	29	> 大 線 発	個別																		
	99	大	個別																		
	65	CV適圧 破損 防止	個別																		
対処施制	64	O 条	個別																		
重大事故等対処施設	63	戦 A 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	個別																	ำเร	1
(al	62	毎 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	個別																	△:条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。	90,1
	61	バウン ダリの 瀬田	個別																	なく、追	E AT ST BLE
	09	唐の年年	個別																	D-変更か	# # # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	29	未臨界	個別																	東末に追げ	1. 19 七番中第二子名は、第四人の田村の古代は古代
	28	耐压	并通																	△:条大場	6 H
	22	安年	并																	`	
	26	破験 55 51 51 51	并通																		
	22	本 新 語	并通																		
	54	世 及 等 が 発 な 発 な 確	并																	備がある	
	53	本 設 車 電	東																	は追加設	
	52	淡淡	并																	(\$5. XI	į.
	51	熊	并通																	1.変更が	"工船推升
	20	超級	并																	巨水に 追力	一・年 中田 北大郎 (中人)
	49	報	并通																	○:条文要求に追加・変更がある。又は追加設備がある。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		** **	分類原子が施設の種類	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉冷却系統施設	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	非常用電源設備	常用電源設備	権助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補機駆動用燃料設備	非常用取水設備	敷地内土木構造物	緊急時対策別	【記号說明】	
			原子		核燃料								46	电光电	用原子后	60 医腫	植設				

様式-5

設工認添付書類星取表 (例)

	龍											
	- 認能込 るもの - 無	松耀◇◇										
1 ※仕集権	(記号の定義)の:4 5.1 元 1 記 1 記 記 記 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	\langle										
無米記	3号の定義]○ ■1本: 主部約 ■: 他号機[設備井原										
	14	74										
			政 出 以		(◎):申請対象(新規) (○):申請対象(既工認登録済み) (□):申請対象(既工認登録済し)	乙]: 編 (2) 衛田[2)						
			(「耐寒重要度分類」)が、 2. 3. 4. 5歳を分類については、実体3.5 4歳 高化1、2、3. 4.5歳及び大概3. 4.5 4歳 なんで表3. 4.5 4歳 がん1、 2. 3. 4. 4. 5 4. 5 4. 5 4. 5 4. 5 4. 5 4.	(4)		中請区分						
			(政権医分) 政権医分(こ) いては、 (事業の分表) 連進の会議の表現の事務を制度、の適合性確認 (職器の方式) (事業の分表) (事金の分表) (事金の分表) (事金の分表) (事金の分表) (事金の分表) (事金の分表) (事金の分表) (事金の分表) (事金の分表)	重大事故等対処設備(SA)		(画数数/77% (画数数/27% (画数数)						
	基本設計方針		設備区分 実活39株 高近1.2.3 美元39株 高近1.2.3 達元39件 高近1.2.3 達元39年 高近1.2.3 海舎仕幅部が対象部の終 機器グラスニッパでは、 標路グラスニッパは 手成39株 高近1.2.3 海舎性離び対象に両が 日本部な対象に向が 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部な対象に対象を 日本部を 日本語を 日	#	:	(山城郡(衛) (山城郡(衛)						
	并本式		「研資産環度化分類13% (「研資産機度化分類13% 2.3.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	(B)		中翳区分						
			「保護産産度分類」3、 高廃産産度分類については「美成の号機、 高度度度を発について「対 の事体を制度への適合性確認について「別 に機שシマス」3、 機器シラスについては「美成3号機、高度」 号機及び大阪3.4号機、適合性確認が象数 動態とする。 (中間反づ可解型のSA設備について「別院参考 所能とする。 (中間反び可解型のSA設備については「非常を対。 (中間反び可解型のSA設備については 所能を対す。) (日本間反対・ (日本間の一) (日本間の一) (日本間の一) (日本間の一) (日本間の一) (日本間の一) (日本間の一) (日本間の一) (日本のおきれのある解解とラス(階) (日本のおきれのある解解とラス(階) (日本) (日本のおきれのある解解とラス(階) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	設計基準対象権設(DB)		機能のシス (当該政権)						
			(静震重要度分割)※ 静震重要度分割)※ 5.3、4等最20.7年3、4号 の解析数型の公式。 (機器)ラス3、 (機器)ラス3、 (機器)ラス4、7、7は、連 与機器の方式。7、7年 (申請区分) (申請区分) (申請区分) (申請区分) (申請区分) (申請区分) (申請区分) (申請区分) (申請区分) (申請区分) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申請股份) (申请股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻股份) (申妻 (fie		更級国教氏分類 (当該股艦)						
				5場合の	施設-設備区分	兼用登録						
				※田井	施設・部	· 经 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
			選	7 8 4	対開来入	株式4						
			曲 校 教		Ē	株式2						
			○公路電子○○安徽 申請な象別審		機器名							
			0			機器区分						
					MX#-	設備区分						
						発電用原子炉 施設の種類				•		

各条文の設計の考え方 (例)

第〇)条(○○○○)													
1.	1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方													
No.	基本設計方針で記載する	設工認資料作成の考え方 (理由)	項・号	解釈	添付書類									
	事項													
2.	T	設計方針に記載しないことの考え方												
No.	項目	考え方			添付書類									
	加盟 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 												
	T	設計方針に記載しないことの考え方			745 () 1 = 10 + 1455									
No.	項目	考え方			添付書類									
4.														
No.														

要求事項との対比表 (例)

華	
設置許可申請書 茶付資料八	
設置許可申請書 本文	
設工認申請(届出)書 基本設計方針	
技術基準規則	

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)

800				確認方法									
				設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)									
				設工認設計結果 (上:要目表/設計方針) (下:記錄等)									
				確認方法									
				設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)									
				設工認設計結果 (上:要目表/設計方針) (下:記錄等)									
	項目番号	基本設計方針	要求種別	設備名称									
	顉			関連条文							'		
	発電用原子炉施設の種類			機器区分								状のない 設備)	
				設備区分							技術基準要求設備	(要目表として記載要) 	

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係)(例)

									5.
		拠							12/2
		靊							\sim (3)
									[1, 2(1)]
**	業器	8区公田							※:「業務区分1~Ⅲ」とは添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「1.2(1)~(3)」をいう。
該当する業務区分※	業務	3区分日							ド分けの粘
	業務	8 M ≪ L							るグレー
工事の区 分	画。	7.3 設計開発」の適用(規定品質マネジメントシステム計							社におけ
		世代							₩村1
()	SA	11事等 購入 合む のみ							~国」とは
ゲレードの区分	SA								務区分1、
<i>y</i> 1	C 7 7 7								***
	A, B								
	•								
		卷							
		谷							
		植設区分/ 設備区分/ 機器区分							
		公/次							
		数 二 三 三							
		/							
		施設							

当社におけるグレード分けの考え方

当社では業務の実施に際し、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、グレード分けの考え方を適用している。

設計管理(保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」)及び調達管理(保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」)に係るグレード分けについては以下のとおりである。

なお、平成25年7月に施行された新規制基準を見据えて、平成25年3月に重大事故等対処設備に対する重要度の考え方を策定し運用を開始した。(別表1(2/2)参照)

1. 当社におけるグレード分けの考え方と適用

設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方とその適用については、以下のとおりである。

1.1 設備の設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方

当社における設備の設計・調達の管理に係るグレード分けの考え方は、「グレード分け通達」に規定しており、その内容を別表1(1/2)~(2/2)に示す。

なお、解析単独の調達の場合については、役務の調達として管理し、供給者に対する 品質マネジメントシステム上の要求事項にグレード分けを適用している。

1.2 設備の設計・調達の各段階におけるグレードの適用

設備の設計・調達の各段階において「施設管理通達」、「設計・開発通達」、「原子力部門における調達管理通達」、「検査・試験通達」及び「原子燃料サイクル通達」並びに業務決定文書「シビアアクシデント対策設備に係る品質管理活動および保全活動の基本的な考え方」に基づき、別表1(1/2)~(2/2)のグレードに応じた品質保証活動を適用しており、その内容を別表2に示す。

また、設備の設計・調達の業務の流れを、別表2に基づき以下の3つに区分する。

(1) 業務区分 I

Aクラス、Bクラス、Cクラス又はSA常設のうち設計・開発を適用する場合を対象とし、 その業務の流れを別図1(1/3)に示す。

(2) 業務区分Ⅱ

Aクラス、Bクラス、Cクラス又はSA常設のうち設計・開発を適用しない場合並びにSA 可搬(工事等含む。)を対象とし、その業務の流れを別図1(2/3)に示す。

(3) 業務区分Ⅲ

SA可搬(購入のみ)を対象とし、その業務の流れを別図1(3/3)に示す。

1.3 調達要求事項と検査・試験におけるグレードの適用

調達要求事項と検査・試験の項目においては、別表1(1/2)~(2/2)のグレードのほか、 工事等の範囲、内容の複雑さ、実績等を勘案の上、品質保証活動を適用しており、その 内容を別表3に示す。

なお、別表1(1/2)に示すCクラスについては、品質保証計画書の提出を要求しないことから、品質マネジメントシステムに関する要求事項は適用していないが、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請(届出)の対象となる場合は、検査等が追加されることから、品質マネジメントシステムに関する要求事項等を追加している。

また、SA可搬(購入のみ)については、汎用(市販)品であり、原子力特有の技術仕様を要求するものではないことから、供給者に対する要求事項は必要なものに限定している。

なお、具体的な適用は個々の設備により異なることから、仕様書で明確にしている。

1.4 業務委託におけるグレードの適用

解析業務等を委託する場合には、「原子力事業本部他業務委託取扱要綱」に基づき供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項についてグレード分けを適用しており、 その内容を別表4に示す。

供給者のグレード分けの考え方は、別表1(1/2)~(2/2)のグレード等に応じて、供給者の品質管理活動を品質保証計画書の提出又は品質監査により確認している。

別表1(1/2) 設計・調達の管理に係るグレード分け (原子炉施設)

重要度**	グレードの区分
次のいずれかに該当する工事	
○クラス1の設備に係る工事	
○クラス2の設備に係る工事	
・クラス2の設備のうち、「安全設計審査指針」でいう	Aクラス
「重要度の特に高い安全機能を有する系統」は、クラ	又は
ス1に分類	Bクラス
○クラス3の設備及びその他の設備のうち、発電への影響度区	
分がR3「その故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさ	
ない設備」を除く設備に係る工事	
上記以外の設備に係る工事	Cクラス

※:上記の「クラス 1~3」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス 1~3 であり、発電への影響度区分との関係は以下のとおり。

	発電への	安全上の機能別重要度区分											
	影響度区分	クラ	ス1	クラ	ス2	クラ	その他						
		PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	ての他					
	R1			D									
	R2		H		Б								
	R3						С						

R1:その故障により発電停止となる設備

R2: その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備 (R1 を除く)

R3:上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

別表1(2/2) 設計・調達の管理に係るグレード分け

(原子炉施設のうち重大事故等対処施設)

重要度	グレードの区分
○特定重大事故等対処施設	SA常設
○重大事故等対処設備(常設設備)	3A 市 収
	SA可搬(工事等含む。)
○重大事故等対処設備 (可搬設備)	又は
	SA可搬(購入のみ)

別表2 設計・調達の管理に係る各段階とその実施内容

				グレ	ードの	区分	
	管理の段階	 実施内容	A, B	С	SA	SAF	丁搬 一
	目壁の段階	天旭门 台		クラス	SA 常設	工事等	購入
			7 7 7	7 7 7	市収	含む	のみ
Ι	工事計画	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」に基づき、工事の基本となる計画を作成する。 (設計開発計画と兼ねる場合がある**)	0	0	0	0	0
II	調達要求 事項作成 のための 設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.1 設計開発計画」 ~「7.3.5 設計開発の検証」に 基づき、仕様書作成のための設計 を実施する。	○*1	O*1	○*1	_	_
Ш	調達	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」に基づき、 設計・工事及び検査のための仕様 書を作成する。(購入のみの調達 を含む。)	0	0	0	0	0
IV	設備の 設計	保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3.5 設計開発の検証」に基づき、詳細設計の確認を実施する。	0	0	0	0	-
V	工事及び 検査	工事は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」及び「7.5.1 個別業務の管理」に基づき管理する。また、検査は、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業務に必要なプロセスの計画」、「7.3.6 設計開発の妥当性確認」、「7.5.1 個別業務の検査等」に基づき管理する。	0	0	0	○*2,3	○*³
	SA可搬 (購入のみ) に対する 機能・性能 確認	SA可搬(購入のみ)においても、 機能・性能を確認するための検 査・試験を実施する。	_	_	_	_	0

○:該当あり -:該当なし

※1:以下の工事における業務は保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を 適用し、それ以外の工事の計画は保安規定品質マネジメントシステム計画「7.1 個別業 務に必要なプロセスの計画」を適用している。

【保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する工事】

「設計・開発通達」に定めるところの、既設備の原設計を機能的又は構造的に変更する工事であって、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請(届出)を伴う工事のうち、以下のいずれかに該当する工事をいう。

ただし、当社で過去に実績のある工事は除く。(SA常設の場合は海外での実績を含む。)

- ・Aクラス又はBクラスの機器を対象とした工事
- ・Aクラス又はBクラスの機器に影響を及ぼすおそれのあるCクラスの機器を対象とした工事

※2:必要な場合は確認を実施する。

※3: 当社による受入検査を含む。

別表3 調達要求事項と検査・試験に係るグレード分け

	***				CAE	T Hán.	
	グレードの区分	A, B	С	SA	SAF		
項目		クラス	クラス	常設	工事等	購入のな	
ļ	W BB U 124				含む	のみ	
	機器仕様	0	0	0	0	0	
	適用法令等	0	0	0	0	_	
	設計要求事項	0	0	\bigcirc	0	_	
	材料・製作・据付等	0	0	0	0	_	
	要員の適格性	0	0	0	0	_	
细淬	品質マネジメントシステ	0	*1	\cap			
調達	ム要求事項			O	_	_	
要求 事項	不適合の報告・処理	0	_ *1	0	0	_	
尹垻 	健全な安全文化を育成し		_ *1	\bigcirc		_	
	及び維持するための活動			O	_		
	調達要求事項適合の記録	0	0	0	0	_	
	調達後の技術情報提供	0	0	0	0	0	
	解析業務	○*2	%1, 2	O**2	O**2	_	
	耐震・強度計算等	○*2	%1, 2	○*2	O**2	_	
	材料検査	0	0	0	*2	_	
	寸法検査	0	0	0		_	
検査・	非破壊検査	0	0	0	*2	_	
試験	耐圧・漏えい検査	0	0	0	*2	_	
	外観検査	0	0	0	0	0	
	性能機能検査	0	0	0		_	

○:該当あり -:該当なし

※1: Cクラスのうち、発電用原子炉設置変更許可申請、設工認申請(届出)の対象設備 並びに使用前事業者検査(溶接)の対象設備に適用する。

※2: 必要に応じ実施する。

別表4 業務委託に係るグレード分け

グレードの 区分	内 容	品質保証 計画書	品質監査
グレードI	成果が設備・業務に直接反映される委託 ・関連法令に定める「設工認申請(届出)」及び検査に係る業務 ・重要度分類Aクラス又はBクラスの設備 の設計・評価に係る役務 等	0	0
グレードⅡ	成果が設備·業務に直接反映される委託 ・上記以外	_*	_
グレードⅢ	成果が設備・業務に直接反映されない委託	_	_

※:業務に従事する要員の必要な力量等を含めた「品質管理事項の説明書」を、供給者から提出させる。

		設計、工事及び検査	の業務フロー	部門◎	且織内外の間の相互 間の相互 :主管管 :関連管	関係 i所		添付本文		
管理	型の段階	当社	供給者	事業本部 ※1	発電所	供給者	美施內谷 (記載項目) : :		証拠書類	
I	工事計画	基本方針の作成		©	©	_	設計を主管する箇所の長は、設計の基本となる計画を「基本方針」として作成す る。	・3.6 設工認における 調達管理の方法	• 基本方針	
п	調達要求事項作成のための設計	設計・開発の計画*2 設計・開発へのインプット レビュー 設計・開発からのアウトブット 設計・開発のレビュー 設計・開発の検証		©	©	_	設計を主管する箇所の長は、設計へのインプットとして要求事項を明確にした「実施方針」を作成し、「実施方針」の承認過程で適切性をレビューする。また、設計に関与する組織間のインターフェイスを明確にし、効果的なコミュニケーション及び明確な責任の割当てを実施する。 工事を主管する箇所の長は、設計からのアウトプットとして「実施りん議」及び「仕様書」を作成し、「実施りん議」及び「仕様書」の承認過程でレビューするとともに、インプットの要求事項を満たしていることを確実にするために検証を実施する。	・3.6 設工認における 調達管理の方法	・実施方針・実施りん議・仕様書	
ш	調達	仕様書の作成		0	0	0	工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者(取引先)の中から工事等の要求品質、価格、規模、納(工)期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・実施りん議 ・仕様書	
IV	設備の設計	設計・開発の検証	供給者の設計 詳細設計図書	· ©	©	0	工事を主管する箇所の長は、供給者の品質保証システムを審査するために「品質保証計画書」を徴収し、審査・承認する。(ただし、定期的に徴収している場合はこの限りではない。) また、供給者の詳細設計結果を「承認申請図書」として提出させ、「コメント処理表」により審査・承認し、「決定図書」として提出させる。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・品質保証計画書 ・承認申請図書 ・コメント処理表 ・決定図書	
V	工事及び検査	設計・開発の妥当性確認 (工場での検査・試験) 図書の審査 設計・開発の妥当性確認 (現地での検査・試験) ※1:調達本部を含む。	製作 現地作業関連図書 現地据付工事 竣工	- (@) *3	© (-) *3	0	工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、供給者から「作業計画書」、「検査・試験要領書(工場、現地)」等の必要な承認申請図書を提出させ、「技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表」及び「コメント処理表」を用いて審査・承認する。 検査を担当する箇所の長は、「社内検査要領書」を作成し、それに基づき社内検査を実施し、「検査・試験に関する記録」を作成する。また、供給者の検査・試験の結果を立会いまたは記録により確認する。 工事を主管する箇所の長は、工事及び検査の結果を「総括報告書」及び「完成図書」として提出させる。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・作業計画書 ・検査・試験要領書(工場、現地) ・技術図書送り状兼異議申立 期限日設定依頼表 ・コメント処理票 ・社内検査要調書 ・検査・試験に関する記録 ・総括報告書 ・完成図書	

※1:調達本部を含む。

※2:設計・開発の計画は、保安規定品質保証計画「7.1 業務の計画」に基づく実施方針を兼ねる。

※3: () 表示は、燃料体に係る検査の場合を示す。

別図 1(1/3) 業務フロー(業務区分 I)

		設計、工事及び検査	この業務フロー	部門	組織内外(間の相互):主管管:関連管	関係 i所		¥4.++	
管理(の段階	当社 供給者		事業本部 ※1	発電所	供給者	実施内容	添付本文 (記載項目)	証拠書類
I	工事計画	実施方針の作成		©	©		設計又は工事を主管する箇所の長は、設計の要求事項を明確にした「実施方針」又は「実施りん議」を作成する。	・3.6 設工認における 調達管理の方法	・実施方針 ・実施りん議
п	調達要求事項作成のための設計			_	_	_		_	_
Ш	調達	仕様書の作成		©	©	0	工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者(取引先)の中から工事等の要求品質、価格、規模、納(工)期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・3.6.1 供給者の技術的評価・3.6.2 供給者の選定・3.6.3 調達製品の調達管理	実施りん議仕様書
IV	設備の設計	調達製品の検証	供給者の設計 詳細設計図書	· ⊚	©	0	工事を主管する箇所の長は、供給者の品質保証システムを審査するために「品質保証計画書」を徴収し、審査・承認する。(ただし、定期的に徴収している場合はこの限りではない。)また、供給者の詳細設計結果を「承認申請図書」として提出させ、「コメント処理表」により審査・承認し、「決定図書」として提出させる。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・品質保証計画書 ・承認申請図書 ・コメント処理表 ・決定図書
V	工事及び検査	調達製品の検証 (工場での検査・試験) 図書の審査 ■調達製品の検証 (現地での検査・試験)	→ 製作 現地作業関連図書 ・ 現地据付工事 ・		© (-) **2	0	工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、供給者から「作業計画書」、「検査・試験要領書(工場、現地)」等の必要な承認申請図書を提出させ、「技術図書送り状兼異議申立期限日設定依頼表」及び「コメント処理表」を用いて審査・承認する。 検査を担当する箇所の長は、「社内検査要領書」を作成し、それに基づき社内検査を実施し、「検査・試験に関する記録」を作成する。また、供給者の検査・試験の結果を立会いまたは記録により確認する。 工事を主管する箇所の長は、工事及び検査の結果を「総括報告書」及び「完成図書」として提出させる。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・作業計画書 ・検査・試験要領書(工場、現地) ・技術図書送り状兼異議申立 期限日設定依頼表 ・コメント処理票 ・社内検査要領書 ・検査・試験に関する記録 ・総括報告書 ・完成図書

※1:調達本部を含む。

※2: ()表示は、燃料体に係る検査の場合を示す。

別図1(2/3) 業務フロー(業務区分Ⅱ)

		Y E	設計、工事及び検査	の業務フロー	部門	組織内外の間の相互 間の相互 :主管箇 :関連箇	関係 i所		添付本文	
管理	即段階	当社		供給者	事業本部 ※1	発 電 所	供給者	供 (記載項目) (記載項目)		証拠書類
I	工事計画	実施方針の	/作成		©	©	_	設計又は工事を主管する箇所の長は、設計の要求事項を明確にした「実施方針」又は「実施りん議」を作成する。	・3.6 設工認における 調達管理の方法	・実施方針 ・実施りん議
п	調達要求事項作成のための設計				_	_	_		_	_
Ш	調達	仕様書の作	作成		0	©	0	工事を主管する箇所の長は、承認された「実施りん議」に添付した「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長に契約の手続きを依頼する。 契約を主管する箇所の長は、登録された供給者(取引先)の中から工事等の要求品質、価格、規模、納(工)期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。	・3.6.1 供給者の技術的評価・3.6.2 供給者の選定・3.6.3 調達製品の調達管理	・実施りん議・仕様書
IV	設備の設計				_	_	_		_	-
V	工事及び検査	調達製品の (受入検査、社		出荷	-	0	0	工事を主管する箇所の長は、必要に応じ供給者から「検査成績書」等を提出させて確認する。 工事を主管する箇所の長は、受入検査を実施し、「受入検査記録」を作成する。 検査を担当する箇所の長は、「社内検査要領書」を作成し、それに基づき社内検査を実施し、「検査・試験に関する記録」を作成する。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・検査成績書 ・受入検査記録 ・社内検査要領書 ・検査・試験に関する記録

※1:調達本部を含む。

別図1(3/3) 業務フロー(業務区分Ⅲ)

技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方

- 1. 設置変更許可申請書との整合性を確保する観点から、設置変更許可申請書本文に記載している適合性確認対象設備に関する設置許可基準規則に適合させるための「設備の設計方針」、及び設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。
- 2. 技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文以外で 詳細設計が必要な設計要求事項(多様性拡張設備等)がある場合は、その理由を様式-6 「各条文の設計の考え方(例)」に明確にした上で記載する。
- 3. 自主的に設置したものは、原則として記載しない。
- 4. 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順となるように構成し、箇条書きにする等表現を工夫する。
- 5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。
 - (1) 設置変更許可申請書本文の記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技 術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるために特定できる手 段がわかるように記載する。

また、技術基準規則への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。

(2) 設置変更許可申請書本文の記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件が分かる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(品質マネジメントシステムの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載する。)の呼込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する実用炉規則別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則の本文及び解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

(3) 設置変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認申請(届出)書の添付書類として担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。

- a. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認申 請(届出)の対象とする。
- b. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、 評価の方法及び条件、並びにその評価結果に応じて取る措置の両方を設計対象とす る。
- (4) 各条文のうち、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。
- (5) 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という設工認申請(届出)の審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。
- (6) 技術基準規則の解釈等に示された指針、原子力規制委員会文書、(旧)原子力安全・ 保安院文書、他省令等の呼込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。
 - a. 設置時に適用される要求等、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。
 - b. 監視試験片の試験方法を示した規格等、条文等で特定の版が示されているが、施設管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名及び必要に応じそのコード番号を記載する。
 - c. 解釈等に示された条文番号は、当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題で記載する。
 - d. 条件付の民間規格又は設置変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は、可能な 限りその条件等を文章として反映する。

また、設置変更許可申請書の添付書類を呼び込む場合は、対応する本文のタイトルを呼び込む。

なお、文書名を呼び込む場合においても「技術評価書」の呼込みは行わない。

設工認における解析管理について

設工認に必要な解析のうち、調達(「3.6 設工認における調達管理の方法」参照)を通じて 実施した解析は、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン (一般社団法人原子力安全推進協会)」に示される要求事項に、当社の要求事項を加えて策定し た「原子力発電所保修業務要綱」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」の うち別紙「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な調達管理の実施について」により、供給 者への設工認申請(届出)に係る解析業務の要求事項を明確にしている。

これに基づき、解析業務を主管する箇所の長は、調達要求事項に解析業務を含む場合、以下のとおり特別な調達管理を実施する。

なお、事業者と供給者の解析業務の流れを別図1に示すとともに、設工認の解析業務の調達の 流れを別図2に示す。

また、過去に国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった不適合事例とその対策実施状況を別表1(1/2) \sim (2/2) に示す。

1. 仕様書の作成

解析業務を主管する箇所の長は、解析業務に係る必要な品質保証活動として、通常の調達要求事項に加え、「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」の別紙で定めた「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な品質管理の実施について」を仕様書で追加要求する。

2. 解析業務の計画

解析業務を主管する箇所の長は、供給者から解析業務を実施する前に下記事項の計画(実施段階、目的、内容、実施体制等)を明確にした解析業務実施計画書を提出させ、仕様書の要求事項を満たしていることを確実にするため検証する。

- ・解析の目的
- 実施体制
- ・解析及び審査、検証の実施者
- 解析業務の作業手順
- ・各作業プロセスの実施時期
- ・使用する計算機プログラムとその検証結果※

- ※:解析業務実施計画書の作成段階で、使用する計算機プログラムの検証が完了していない場合は、計算機プログラムの検証計画を解析業務実施計画書に記載し当社に提出させ、また計算機プログラム検証後にその結果を当社へ提出させる。
- 解析結果の検証方法
- ・委託報告書の確認
- ・解析業務の変更管理
- ・記録の保管管理

また、解析業務を主管する箇所の長は、供給者の解析業務に変更が生じた場合、及び契約締結後に当社の特別の理由により契約内容等に変更の必要が生じた場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づき必要な手続きを実施する。

3. 解析業務の実施

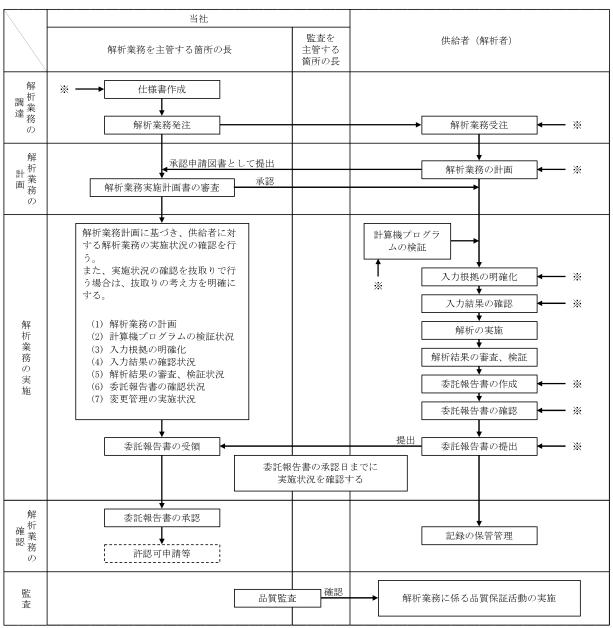
解析業務を主管する箇所の長は、供給者から委託報告書が提出されるまでに解析業務が確 実に実施されていることを確認する。

当社の供給者に対する確認は「解析業務実施状況の確認チェックシート」を参考に、確認者を指名し実施する。

具体的な確認の視点を別表2に示す。

4. 委託報告書の確認

解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された委託報告書が要求事項に適合していること、また供給者が実施した検証済みの解析結果が適切に反映されていることを確認する。



※:解析業務に変更が生じる場合は、各段階においてその変更を反映させる。

別図1 解析業務の流れ

	設計、工事及び植	食査の業務フロー	部門	1織内外の 間の相互 : 主管箇 : 関連箇	.関係 i所		添付本文	实 Mu 事 探	
管理の段階	当社 供給者		事業本部	発 電 所	供給者	実施内容	(記載項目)	証拠書類	
仕様書の作成	仕様書の作成		©	-	_	解析業務を主管する箇所の長は、「仕様書」を作成し、解析業務に係る要求事 項を明確にした。	・3.6.1 供給者の技術的評価 ・3.6.2 供給者の選定 ・3.6.3 調達製品の調達管理	・ (委託・工事) 仕様書	
解析業務の 計画	解析業務実施計画書の 審査、承認	解析業務実施計画書の 作成、確認	©	_	0	解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「解析業務実施計画書」で、計画(解析業務の作業手順/使用する計算機プログラムとその検証結果/解析業務の実施体制/解析結果の検証/委託報告書の確認/解析業務の変更管理/記録の保管管理)が明確にされていることを確認した。	・3.6.3 調達製品の調達管理	·解析業務実施計画書(供給者 提出)	
解析業務の 実施	解析実施状況の確認	解析業務の実施	0	-	0	解析業務を主管する箇所の長は、「解析業務実施状況の確認チェックシート」 を用いて、実施状況(解析業務の計画状況/計算機プログラムの検証状況/入 力根拠の明確化状況/入力結果の確認状況/解析結果の検証状況/委託報告書 の確認状況/解析業務の変更管理状況)について確認した。	・3.6.3 調達製品の調達管理	・解析業務実施状況の確認 チェックシート	
委託報告書 の確認	委託報告書の 承認	▼ 委託報告書の 作成、確認	©	-	0	解析業務を主管する箇所の長は、供給者から提出された「委託報告書」で、供 給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認した。	・3.6.3 調達製品の調達管理	· 委託報告書 (供給者提出)	

別図2 本工事に係る設計・調達の流れ(解析)

別表1(1/2) 国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった 不適合事例とその対策実施状況

No.		不適合事象とその対策
110.	報告年月	平成22年3月
	件 名	美浜 2,3 号機耐震バックチェック中間報告書(追補版)の応力評価値誤りについて
1	事象	平成21年3月31日付け**で国等へ提出した「美浜発電所『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の改訂に伴う耐震安全性評価結果中間報告書(追補版)」において、美浜2号機及び美浜3号機の一次冷却材管の応力評価値に誤りが確認された。 原因は、エクセルを用いた簡易評価を行う際、「地震応力」と「地震以外の応力」を取り違えて入力してしまったことにより発生したものであった。 ※:本事象は「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン(一般社団法人原子力安全推進協会)」(以下「解析ガイドライン」という。)の制定以前に発生した。
	対策実施 状況	対策として、チェックシートの改善、入力フォーム(エクセル)の色分けに よる識別及び注意喚起を行った。 また、解析担当者(原解析者)以外の者による、入出力データのダブルチェ ックの実施を「原子力発電所請負工事一般仕様書」にて調達要求している。
	報告年月	平成 23 年 9 月
	件 名	高浜3,4号機耐震安全性評価報告書の再点検結果の追加報告について
	事象	原子力安全・保安院文書「九州電力株式会社玄海原子力発電所第3号機の原子炉建屋及び原子炉補助建屋の耐震安全性評価における入力データの誤りを踏まえた対応について(指示)」(平成23年7月22日)を受け、指示があった九州電力と同じ調達先へ発注した原子炉建屋・原子炉補助建屋の入力データに加え、それ以外の調達先へ発注した原子炉建屋・原子炉補助建屋の入力データについても自主的に調査を実施した結果、平成19年度に実施した高浜3,4号機の原子炉建屋の耐震安全性評価の解析において、3箇所に入力データ誤りがあることが確認された。原因は、解析を実施した平成19年当時*は解析担当者自身が入力データを確認することになっており、客観的な視点で誤入力をチェックできる体制になっていなかったことによるものであった。※:本解析は解析ガイドラインの制定以前に実施していた。
2	対策実施 状況	解析業務に係る品質管理の充実を図るため、平成23年3月8日に「原子力発電所保修業務要綱指針」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」を改正して解析ガイドラインを反映し、平成23年4月8日に施行して以下のとおり実施している。 ・解析担当者(原解析者)以外の者による、入出力データのダブルチェックの実施を、「原子力発電所請負工事一般仕様書」にて調達要求している。 ・「原子力発電所保修業務要綱指針」に基づき、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合、「原子力発電所請負工事一般仕様書」の別紙「許認可申請等に係る解析業務に関する特別な品質管理の実施について」に基づく特別な品質管理を実施する旨を調達文書へ明記することにより、調達要求事項の明確化を図っている。 ・「原子力発電所保修業務要綱指針」に基づき、当社は契約の都度、調達先に対して「原子力発電所保修業務要綱指針」の別紙に基づく業務の実施状況の確認を行っている。 ・上記の事象を受け、更なる改善として、建屋の設工認申請(届出)に係る解析業務については、当社による解析結果の全数チェックを自主的に実施している。

別表1(2/2) 国に提出した解析関係の委託報告書等でデータ誤りがあった 不適合事例とその対策実施状況

No.		不適合事象とその対策
1.0.	報告年月	平成26年7月
	件 名	高浜発電所新規制基準適合性に係る審査会合のうち津波水位評価における入力データ誤りについて
3	事象	高浜発電所の設置変更許可申請書の補正に向けて、高浜発電所の津波影響評価に係るデータの最終確認を実施していたところ、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 高浜発電所津波水位評価」における入力データ誤りを確認した。入力データ誤りについては、入力根拠書作成段階において、鉛直方向破壊伝播速度と地すべり地形変化分布図より、供給者が「地すべり終了時間」を算出しておらず、「破壊継続時間(120秒)」を「地すべり終了時間」として誤って入力したものである。原因は、計算プログラムを変更(地形変化計算プログラムを追加)した際に、当社と供給者で解析に用いる入力根拠書の作成にコミュニケーションが不足していたことによるものであった。
	対策実施 状況	原子力部門全体の入力根拠の確認方法を改善するため、解析業務の調達管理 に関する品質マネジメントシステムの社内標準「原子力発電所保修業務要綱 指針」及び「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」を改正した。
	報告年月	2021年2月
	件 名	美浜3号機特重設工認申請書のうち耐震計算書の記載修正について
4	事象	2020年7月10日に申請した美浜3号機特重設工認申請書のうち、
	対策実施 状況	受注者が解析業務の実施状況の確認を行ったことを当社が確認する方法を改善するため、社内マニュアルを改正し、以下の対策を実施している。 ・以下の2点を受注者に対する当社からの調達要求としている。 ・受注者が下請先の解析業務の実施状況を確認において、確認した項目を示すこと。 ・入力根拠書のうち計算を伴う項目について、エビデンスの再計算を実施すること。 ・受注者が下請先の解析業務の実施状況を確認するにあたり、そのチェック項目に不足がないか、当社が確認している。 ・入力根拠書のうち計算を伴う項目について、受注者がエビデンスの作成時に再計算を実施していることを当社が確認している。

別表2 解析業務を実施する供給者に対する確認の視点

No.	検証項目	当社の供給者に対する確認の視点
1,0.	7大平二大日	・解析業務に係る必要な力量が明確にされ、また従事する要員
		(原解析者・審査者・検証者)が必要な力量を有しているこ
1	解析業務の計画	
$\begin{vmatrix} 1 \end{vmatrix}$	門別 未務の計画	と。
		・解析業務を調達する場合、解析業務に係る必要な品質保証活動
		を仕様書、文書等で供給者に要求していること。
		・計算機プログラムは、適正なものであることを事前に検証し、
	-1 hh 1/1/ 0 10 - 1 -	リストへ登録していること。
2	計算機プログラムの	・バージョンアップがある場合は、その都度検証を行い、リスト
	検証	へ登録していること。
		・リストには、検証された計算機プログラム名称及びバージョン
		を明記していること。
3	入力根拠の明確化	・解析業務実施計画書に基づき解析ごとに入力根拠を明確にして
L) ()) K () () () () () () () () () () () () ()	いること。
		・計算機プログラムへの入力データに間違いがないことを確認し
4	入力結果の確認	ていること。
1	ノマンチがロントマンカ田中に	・エコーバック以外の方法で入力データを確認している場合は、
		入力桁数についても確認していること。
5	解析結果の検証	・解析結果に問題がないことを、原解析者以外の者が検証してい
	用午7月 NG 木 971	ること。
		・計算機プログラムを用いた解析結果、又は汎用表計算ソフトウ
		ェアを用いた計算、若しくは手計算による解析・計算結果を、
6	委託報告書の確認	当社の指定する書式に加工及び編集して、委託報告書としてま
0	安託報口青の作品	とめていること。
		・作成された委託報告書が、解析業務実施計画書の内容を満足し
		ていることを確認していること。
		・解析業務に変更が生じた場合は、変更内容を文書化し、解析業
7	解析業務の変更管理	務の各段階(解析業務の調達、計画及び実施)においてその変
	741 V 1714 V 242 C =	更を反映していること。

当社における設計管理・調達管理について

1. 供給者の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、供給者(以下「取引先」という。)が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、取引先の評価、登録及び再評価を「原子力部門における調達管理通達」に基づき実施する。

また、設工認については、取引先の評価を実施し、取引先の調達製品を供給する能力に問題はないことを確認しており、必要に応じて監査を実施している。

1.1 取引先の評価

契約を主管する箇所の長は、取引希望先に対して、契約前に信頼性、技術力、実績及 び品質マネジメントシステム体制等について調査及び評価を行うものとする。

なお、評価基準については、設備重要度等に応じて定めることができる。

1.2 取引先の登録

取引先登録とは、評価の結果、取引先として認定することをいう。ただし、調達の都 度、評価を行う場合(以下「都度評価」という。)は、取引先登録を省略することがで きる。

1.3 取引先の再評価

契約を主管する箇所の長は、登録取引先及び都度評価した取引先について、継続取引を行う場合には、経営状態、発注実績及び品質マネジメントシステム体制並びにその状況等についての再評価を定期的又は都度行い、継続取引の可否等を検討する。

なお、再評価基準については、設備重要度等に応じて定めることができる。

別表1 取引先に係るグレード分け

2. 仕様書作成のための設計について

設計、工事を主管する箇所の長及び検査を担当する箇所の長は、「施設管理通達」、「設計・開発通達」及び「原子力部門における調達管理通達」に基づき、添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表1(1/2)」に示すAクラス、Bクラス及びCクラス並びに「別表1(2/2)」に示すSA常設のうち、保安規定品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」を適用する場合の仕様書作成のための設計を、設計・調達の管理の各段階(添付1「当社におけるグレード分けの考え方」の「別表2」に示す管理の段階II、IV及びV)において、管理を実施する。

なお、仕様書作成のための設計の流れを別図1(1/2) $\sim (2/2)$ に示すとともに、仕様書作成のための設計に関する活動内容を以下に示す。

2.1 設計・開発の管理

2.1.1 設計・開発の計画

設計を主管する箇所の長は、以下の事項を明確にした設計・開発の計画を策定する。

- (1) 設計・開発の段階(インプット、アウトプット、検証及び妥当性確認)
- (2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認
- (3) 設計・開発に関する責任及び権限

2.1.2 設計・開発へのインプット

設計を主管する箇所の長は、設計・開発へのインプットとして、以下の要求事項 を明確にした実施方針等を作成する。

- (1) 機能及び性能に関する要求事項
- (2) 適用される法令・規制要求事項
- (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

2.1.3 インプット作成段階のレビュー

設計を主管する箇所の長は、実施方針等の承認過程で、実施方針等の適切性をレビューする。

2.1.4 アウトプットの作成

設計を主管する箇所の長は、アウトプットとして仕様書を作成する。

アウトプットは、調達管理に用いられることから、「原子力部門における調達管 理通達」の要求事項も満たすように作成する。

2.1.5 アウトプット作成段階のレビュー及び検証

設計を主管する箇所の長は、仕様書の承認過程で、仕様書が「原子力部門における調達管理通達」の要求事項を満たすように作成していることを確認するためにレビューするとともに、仕様書がインプットの要求事項を満たしていることを確実にするために対比して検証する。

インプット及びアウトプットのレビュー及び検証の結果の記録並びに必要な処置があればその記録を維持する。

なお、レビューへの参加者には、工事範囲がまたがる組織の長及び当該設計・開発に係る専門家を含め、必要に応じ、レビュー会議を開催する。

また、検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

2.1.6 設計・開発の検証(設備の設計段階)

設計又は工事を主管する箇所の長は、設計図書及び検査・試験要領書の審査・承認の段階で、調達要求事項を変更する必要が生じた場合、「原子力発電所保修業務要綱」等に基づき変更手続きを行う。

2.1.7 設計・開発の妥当性確認

工事を主管する箇所の長又は検査を担当する箇所の長は、工事段階で実施する検査・試験の結果により、設計・開発の妥当性を確認する。

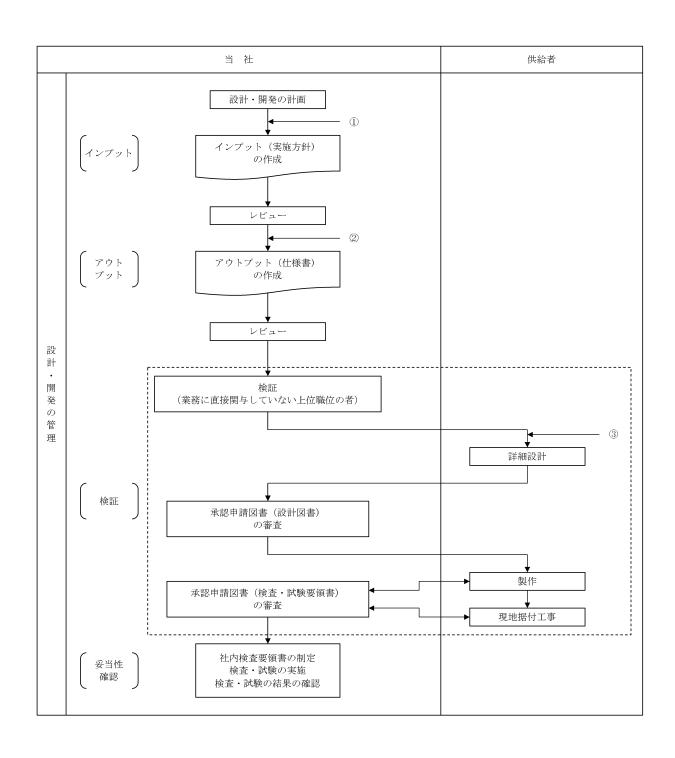
2.2 設計・開発の変更管理

設計を主管する箇所の長は、設計・開発の変更を要する場合、以下に従って手続きを 実施する。

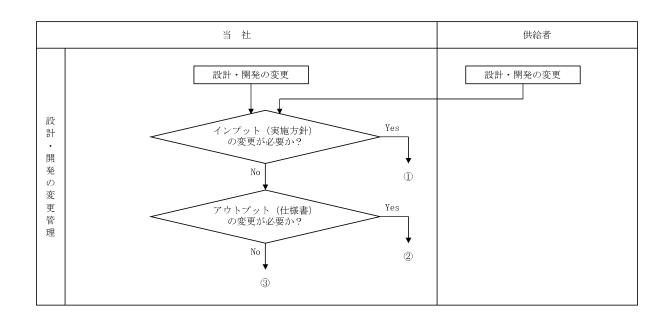
- (1) 次の設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
 - a. 仕様書の変更
 - b. 承認申請図書確認以降の調達先での内容変更
- (2) (1)の変更に対し、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施す

る前に承認する。

- (3) レビューには、その変更が、原子炉施設を構成する要素及び関係する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。



別図1(1/2) 設計・開発業務の流れ



別図1(2/2) 設計・開発業務の流れ

資料3-2 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画

目 次

		頁
1.	概要	T1-添3-2-1
2.	基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T1-添3-2-1
3.	設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T1-添3-2-1

1. 概要

本資料は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセス の実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

高浜発電所第1号機における設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の関係、 進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した、高浜 発電所第1号機における設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品 質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1により示す。

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 (1/2)

for eff oil.	プロセス (設計対象)	組織内外の相互関係 ◎:主担当 ○:関連									
各段階	実績:3.3.1~3.3.3(5) 計画:3.4.1~3.7.2	原子力事業本部	発電所		インプット	アウトプット	他の記録類				
3. 3. 1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	0	_	_	設置(変更)許可、技術基準規則、設置許可基準規則	_	業務決定文書:使用済燃料ピットでの大規模漏 えい時における水密度条件の精緻化検討の実 施について				
3. 3. 2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	0	_	_	設置(変更)許可、技術基準規則、設置許可基準規則	様式-2					
3. 3. 3(1)	基本設計方針の作成(設計1)				様式-2、技術基準規則	様式-3、4					
		0	_	_	様式-2、4、技術基準規則、実用炉規則別表第二	様式-5					
L Z					設置(変更)許可、技術基準規則、実用炉 規則別表第二、設置許可基準規則	様式-6、7					
3. 3. 3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保する ための設計(設計2)	0	_	_	様式-5、7(基本設計方針)	様式-8	設計のレビュー・検証の記録(設計の段階)				
†	資料 2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書										
	燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の燃料体又は使用済燃料が臨界に達しないことの説明	II .	_	0	設備図書、既工認、委託報告書	設計資料 (燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書)					
3. 3. 3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	0	_	_	様式-2~8	設計のレビュー・検証の記録(設計の段階)					
3. 3. 3 (4)	設工認申請(届出)書の作成	0	_	_	設計-1、2	設工認申請書案	設工認申請書品質チェックシート				
3. 3. 3 (5)	設工認申請(届出)書の承認	0	_	_	設工認申請書案	設工認申請書	原子力発電安全委員会議事録				

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 (2/2)

	各段階	プロセス(設計対象)	組織区	内外の相2	互関係		アウトプット	他の記録類			
			②:主	担当 〇	: 関連	インプット					
		実績:3.3.1~3.3.3(5)	原子力	※ 索雷	 供給者						
		計画:3.4.1~3.7.2	事業本部	光电冽							
	3. 4. 1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計		設計 2 に基づく運用の変更であり、設備工事を伴わない							
		3)									
	3. 4. 2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施									
	3. 5. 2	使用前事業者検査の計画	_	©	_	様式-8(中欄)	様式-8(右欄)、使用前事業者検査工程				
그				•			表(計画)				
事 及	3. 5. 3	検査計画の管理	_	0	_	使用前事業者検査工程表(計画)	使用前事業者検査工程表(実績)				
び 検	3. 5. 5	使用前事業者検査の実施				使用前事業者検査実施計画、様式-8	検査要領書				
査			_	0	_		<u>-</u>				
						検査要領書	検査記録				
	3. 7. 2	識別管理及びトレーサビリティ					検査記録				
	J. 1. 4		_	0	_	_	1火耳 中水				